

環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書（案）

～グローバルな動向を踏まえた環境経営促進の方向性～

平成25年3月

環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 概要

(1) 検討委員会の目的

平成 23 年度に行われた「グリーン・マーケット+ (プラス) 研究会」、「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」、「環境情報の利用促進に関する検討委員会」の内容を受けて、グリーン経済への移行に向けた、事業者の環境に配慮した取組を更に進め、併せて、環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行う。

(2) 検討委員会の委員等

・ 検討委員会の委員

荒井 勝	NPO 法人 社会的責任投資フォーラム 会長
市村 清	日本公認会計士協会 常務理事
稲葉 敦	工学院大学 工学部教授
大石 美奈子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 理事 環境委員長
上妻 義直	上智大学 経済学部教授
國部 克彦	神戸大学 大学院 経営学研究科教授
後藤 敏彦	環境監査研究会 代表幹事
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所 弁護士
佐野 由利子	味の素株式会社 環境・安全部 兼 CSR 部 主任
実平 喜好	株式会社東芝 環境推進部 部長
蘭田 綾子	株式会社クレアン 代表取締役
竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR 部長
○ 安井 至	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長

○印は委員長

・ ゲストスピーカー

鈴木 裕章	イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部 マネジャー
中込 昭弘	一般社団法人サステナビリティ情報審査協会 会長

・ オブザーバー

株式会社東京証券取引所
一般社団法人日本経済団体連合会
金融庁 総務企画局 企業開示課
経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

- ・ 事務局

環境省 総合環境政策局 環境経済課

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第1部、環境エネルギー第2部

(3) 検討委員会開催日・場所・主な議題

回	開催日	主な議題
第1回	平成24年10月18日(木)	環境経営と環境報告の現状、環境情報開示の方向性
第2回	平成24年11月28日(水)	企業の環境情報開示の方向性、持続可能な消費
第3回	平成24年12月21日(金)	持続可能な金融、環境情報の信頼性、環境報告の促進策
第4回	平成25年3月1日(金)	報告書(案)及び本検討委員会の提言

目次

概要	5
1章 はじめに	6
2章 目指すべき姿	8
3章 現状と課題	10
3.1 企業における環境経営と環境報告	10
3.2 金融等における環境情報の利用	38
3.3 特定事業者等による環境情報開示と利用状況	62
4章 今後の施策の方向性	66
5章 おわりに	71
補章1. 環境配慮促進法の目的	72
補章2. 現行の環境経営促進策	74
補章3. 諸外国における環境情報開示の動向	78
補章4. 企業における中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況	82
補章5. 環境報告（要約版）フォーマット（案）と協力企業	103
補章6. 利用したアンケート等の調査概要	119

概要

本報告書の全体概要を記入予定

1章 はじめに

世界的な人口増加や新興国を中心とした経済成長によって、消費と生産の規模は拡大する傾向にあり、それに伴う気候変動などの環境負荷の増加は現代社会にとって大きな課題になっている。また、金融市場のグローバル化と国際貿易の進展が地球規模で地域間の複雑な相互依存関係を作り出しているために、企業における環境リスクもグローバル化し、またその影響は増大傾向にあるといえる。さらに、環境問題と貧困などの社会問題とがグローバル化する経済活動と密接に関連して発生し、そしてお互いが複雑に絡み合っている。

このように、企業が直面する事業環境の中で、必要となる環境配慮等の取組範囲はさまざまな変動を伴い拡大してきており、企業は事業活動に伴うリスクやビジネス機会の的確な認識が必要となってきた。そのような状況においては、経済、社会、そして環境の相関を俯瞰し、中長期的な時間軸でもって、各課題の解決にあたっていく必要がある。

一方で、それらへの適切な対応が市場での差別化につながる場合もありうる。企業は、これら重要な環境課題に経営資源を投入し戦略的に対処するにより、ビジネス上の成功を得ることができると考えられる。このような企業の環境配慮への積極的な取組は、結果として、グリーン・イノベーションや経済・社会のグリーン化を加速させ、持続可能な発展を推進する経済・社会システムへの移行をさらに促進させることにつながっていく。

経済・社会のグリーン化には、環境と経済が好循環する社会基盤を円滑に機能させることが重要であり、そのためには、事業者の環境情報開示により、それを基に多くの経済主体が企業の環境配慮行動を合理的に評価し、企業に経済的な便益をもたらすような社会的仕組みを構築することが不可欠である。企業間取引や消費者の購買もさることながら、そうした側面において金融機能が果たす役割についても期待が高まってきている。

欧州では2003年の会計法現代化指令を受け、財務報告上での環境的・社会的側面の分析結果の開示義務化が進んでいる。また、その他の国においても上場基準において重要な社会的責任に関する情報開示が求められるなど、より強制力のある環境情報開示政策を実施する国が増えてきている。また、企業の環境的・社会的側面の情報開示の促進を対象とした各種イニシアティブの検討活動も活発化しており、CSR報告に加え、統合報告のあり方についても、現在議論が重ねられるとともに、企業においても実務的な模索が行われているところである。

これらの動きは、環境的・社会的側面のリスク・ビジネス機会が企業経営に与える影響が増してきていることから、投資家保護や投資判断等のための企業情報開示ニーズの高まりによるところがある。そして、この背景には、バリューチェーン全体において、災害時における供給網の強化を図ることや、ステークホルダーとの関係が重視され始めていること、また化学物質や森林伐採、紛争鉱物などの海外における規制等の強化、さらに環境のみならず人権問題に関するNPO等からの要請や指摘が拡大していることなどが考えられる。

これらの理由により、バリューチェーンでの企業のマネジメント状況や、企業が環境的

側面を含めてどのような戦略のもとに将来的な事業を展開していくのかを理解できる情報が、国際的な動向として求められてきている。

我が国における環境報告書の制度的枠組みを規定している環境配慮促進法（補章1参照）は、本年度で平成17年4月の施行から8年を迎えるが、環境報告の作成と利用は、特定事業者を始め、企業、金融機関、消費者などにおいて一定程度の普及が図られていると考えられる。しかしながら、環境配慮促進法の目的である「事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」に至るには、社会全体として一層の努力と理解が求められるところである。

このような状況のもと、環境省においては、平成23年度に行われた「グリーン・マーケット+（プラス）研究会」、「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」、「環境情報の利用促進に関する検討委員会」の内容を受けて、グリーン経済への移行に向けた、事業者の環境に配慮した取組を更に進め、併せて、環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行うため、「環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会」（以下、検討委員会）を設置した。

本検討委員会においては、環境配慮取組の促進策と環境報告制度の方向性を中心に検討し、併せて環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行ったので、以下に報告する。

2章 目指すべき姿

持続可能な社会とは、ブルントラント委員会報告書（1987年）では、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させる」と定義づけられている。また、第四次環境基本計画においては、『目指すべき持続可能な社会』とは、「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会である」とされている。

この持続可能な社会の構築のためには、経済・社会のグリーン化が必要となる。第四次環境基本計画には、政策の重点分野として「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」が示され、「個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める」ことや、「技術革新、新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進し、2020年に環境関連新規市場50兆円超、新規雇用140万人創出を目指す」と謳われている。

昨今、企業による環境配慮等の取組は、グリーン経済の実現へ向けた大きな牽引力として、その役割がますます重要性を増している。環境負荷の抜本的な低減において、企業の自主的な取組による新技術の開発や環境配慮型製品・サービスの普及への期待は高く、その取組は、事業活動に伴う直接的な環境負荷の低減だけでなく、グリーン調達の推進や環境配慮型製品・サービスの提供をバリューチェーン全体で行うことが求められつつある。例えば、バリューチェーンでの取引先企業の環境問題が、調達上のリスクになったり、不買運動のきっかけになったりする事例が見受けられる。

また、国内の企業は、東日本大震災を契機としてこれまでにないビジネス上のリスクや機会の中にいるといえる。原子力発電所の停止による電力需給の逼迫や火力発電所の稼働増による電力コストや温室効果ガス排出量の増大などが、環境を含めた様々な影響を企業経営に及ぼしている。一方で、再生可能エネルギーを始めとするエネルギー分野の市場拡大をはじめとし、さまざまな技術・サービスなどのイノベーション、それらの社会的な導入議論の活性化など、ビジネス機会につながる動きも見られるところである。

このような状況の中で、経済・社会のグリーン化を強く押し進めるためには、規制・経済的措置等を基盤としつつ、市場メカニズムの中で、コンプライアンスはもとより、バリューチェーンを含めた先進的な環境取組が好評価される、あるいは取組の不在がリスクと見なされるなどにより、企業の積極的な取組の促進が自立的に発揮されるグリーン経済の仕組みが重要である。

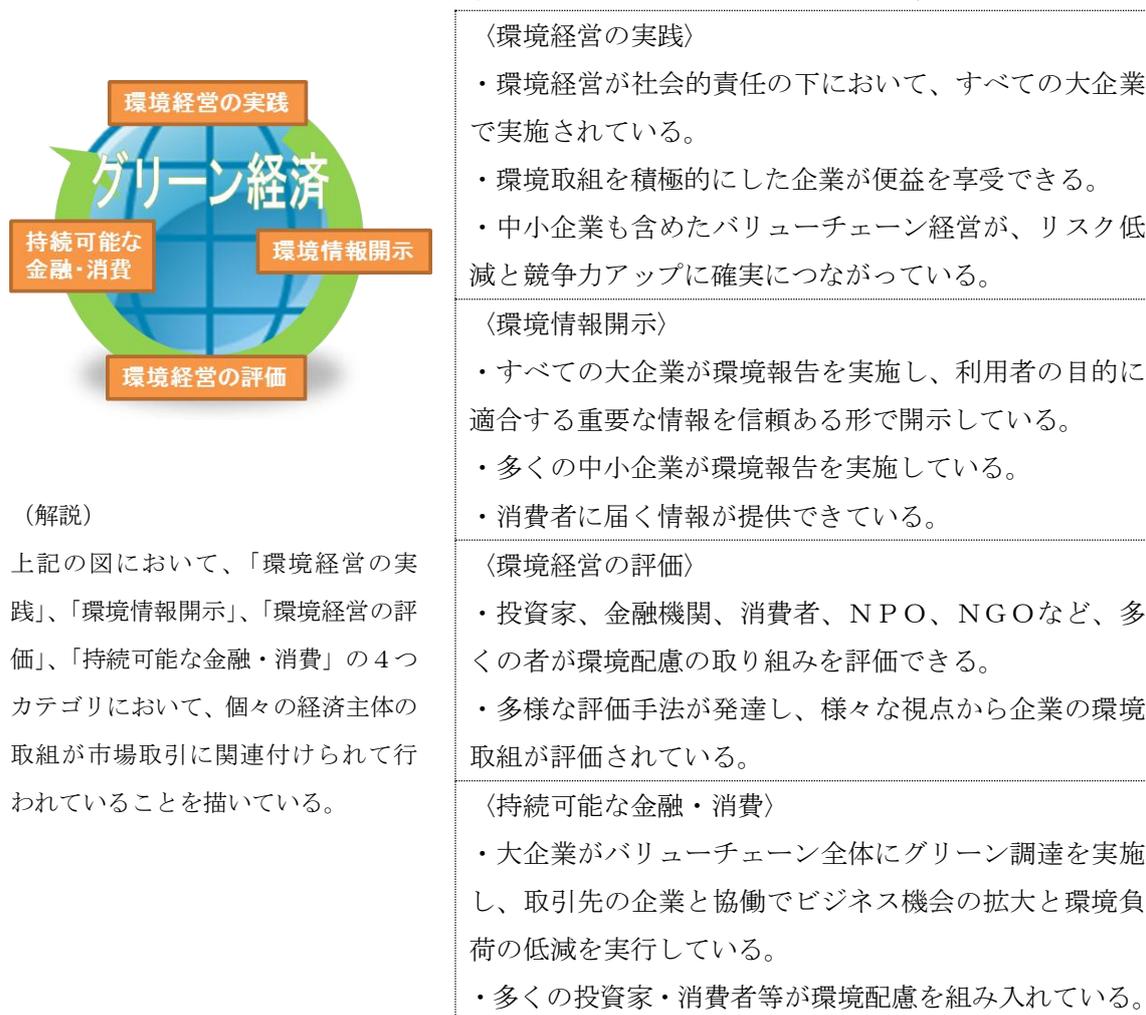
この経済システムの中で、企業は環境取組が不十分であることを経営リスクと認識するようになり、社会貢献としてのみならず経営戦略として環境対策を推進するようになる。そして、先進的な企業が行うバリューチェーン・マネジメントが、サプライヤーである中

堅・中小企業にまで浸透して、全体の環境対策の水準が引き上げられ、これが競争力にもつながっていくこととなる。金融や消費などでより多くの人が、短期的利得のみならず長期的な利益を考慮し、又、量的のみならず質的な効用を重視することで企業等の環境情報を踏まえた合理的な経済行動を取るようになり、この経済システムは強固なものとなる。

さらに、この経済システムが、グローバル経済の中で、世界の取組とかみ合って機能を発揮していくことが重要である。これにより、我が国の企業努力がグローバルな比較の中で適切に評価されることとなる。日本経済が国際的な競争力を持ち、かつ持続可能な社会への貢献を確固たるものとするためには、世界の流れに乗り遅れることなく、むしろ先んじて仕組みを作っていく必要がある。

以上のようなビジョンを多くの人が共有し、一つの方向に向かって連携して取組を進めて行くことができれば、グリーン経済の実現に向けて大きく前進していくことができる。ビジョンの共有のため、具体的な領域ごとに目指すべき姿を提案する（図表1）。2020年を目途に、この目指すべき姿が実際の行動となることが望まれる。

図表 1 グリーン経済における環境取組の目指すべき姿



3章 現状と課題

本章では、環境経営や環境報告について、ステークホルダーごとの取組状況を過去の調査結果や本検討委員会で行ったインタビュー等からとりまとめるとともに、今後推進していく上での課題を本検討委員会の議論および関連資料からまとめる。

3.1 企業における環境経営と環境報告

(1) 現状

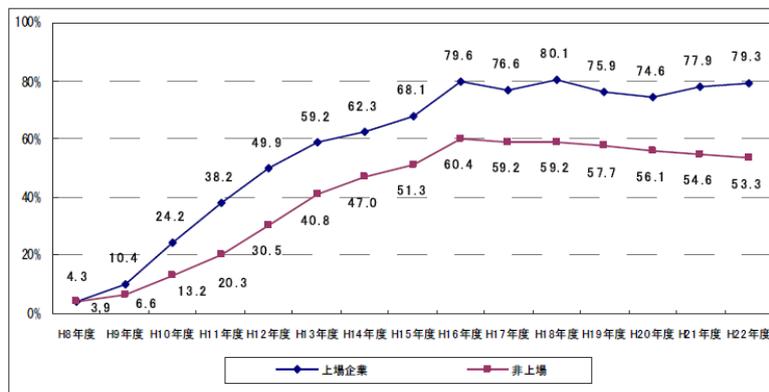
① 大企業・中小企業の環境経営

イ) 国内における環境経営の状況

<大企業の環境経営>

大企業における環境マネジメントの実施状況を把握する指標として、環境マネジメントシステム (ISO14001 等認証) の認証状況をみると、上場企業の 79.3%、非上場企業の 53.3% が取得している。しかし、近年の動きでは、ほぼ横ばいとなっており、非上場企業においては若干減少していることがわかる。

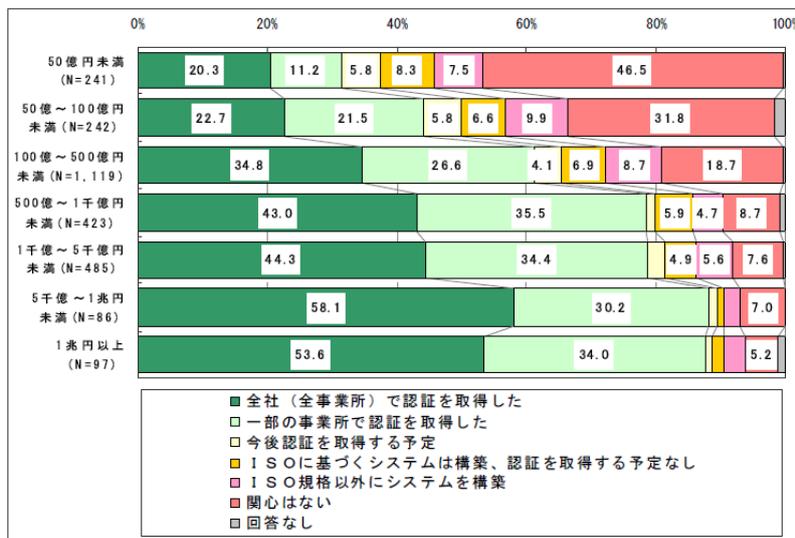
図表 2 ISO14001 等の認証取得状況



(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

また、売上高別にみると、総じて売上高が高い企業ほど全社または一部の事業所で取得した割合が高いが、売上高が低い企業ほど取得割合は低くなっている (図表 3)。

図表 3 ISO14001 等の認証取得状況（売上高別）



(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

企業の環境への取り組みに対する認識については、特に大企業においては環境問題を経営上の課題として認識し取り組むべきという意識向上がみられ、またその理由も社会的責任としての対応に加えて、企業の経営的課題やビジネスチャンスとしての取組へと、より経営の中心的課題へ、その認識は高まっている。

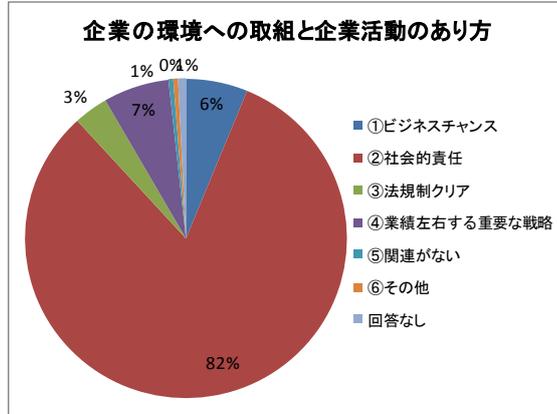
例えば、企業への環境への取り組みと企業活動のあり方については、「社会的責任」との回答が最も高く（82%）、一方で「業績を左右する重要な戦略」「ビジネスチャンス」としてとらえる企業も6～7%の割合とわずかながら増加傾向にある（図表4）。

また、環境課題への対応上で重視される事項としては、「経営者のリーダーシップ」が最も高く、次いで、「重要な課題への戦略的対応」「規制への順守体制の構築」「ステークホルダー（利害関係者）への対応」、その次に「環境マネジメントシステムの運用強化」や「バリューチェーン（サプライチェーン）マネジメント」が続いている（図表5）。

さらに、日本経済団体連合会が会員向けに実施した調査によると、分野別のCSR活動のとらえ方としては、対象分野によって違いが見られるものの、総じて、「法令遵守」とどまらず、「法令遵守を超えた社会的良識の範囲での活動」や「持続可能な社会の創造に向けた活動」として、積極的に捉えている分野が多い。また、CSR活動の意味については、「持続可能な社会づくりへの貢献」、「企業価値（ブランド力や信頼等）創造の一方策」、「企業活動へのステークホルダーの期待の反映」に回答が収斂しており、CSRについての共通認識が形成されている（図表6、図表7）。

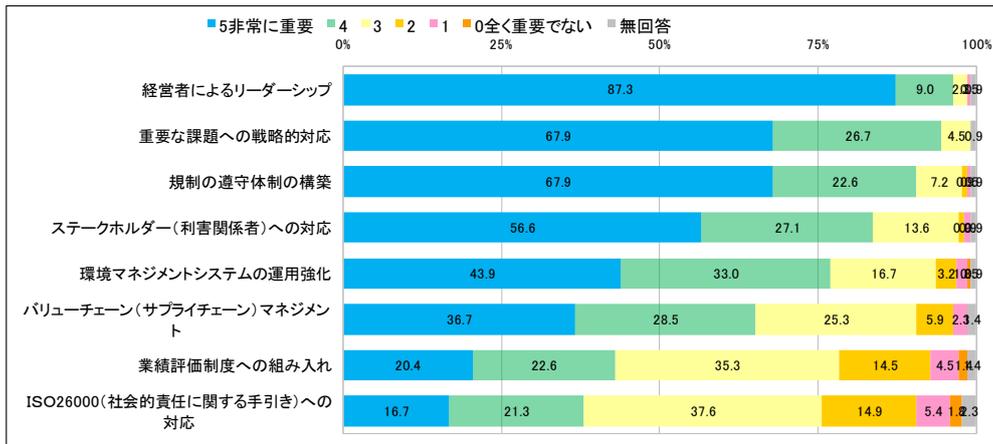
これらから、環境経営やCSR経営は従来型のコンプライアンス（規制等の遵守）だけでなく、より高いレベルの取組を、企業が志向していると分かる。

図表 4 企業の環境への取り組みと企業活動のあり方



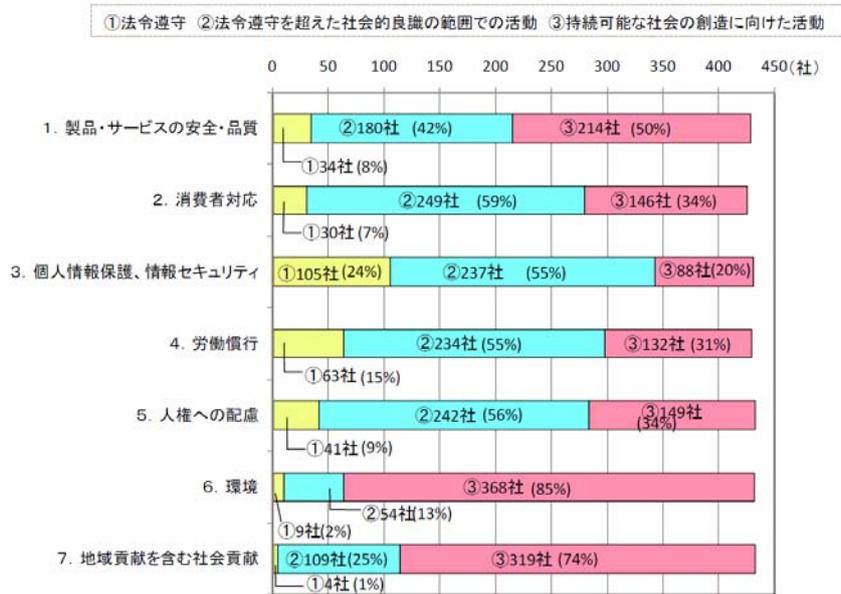
(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

図表 5 環境課題への対応で重視する事項



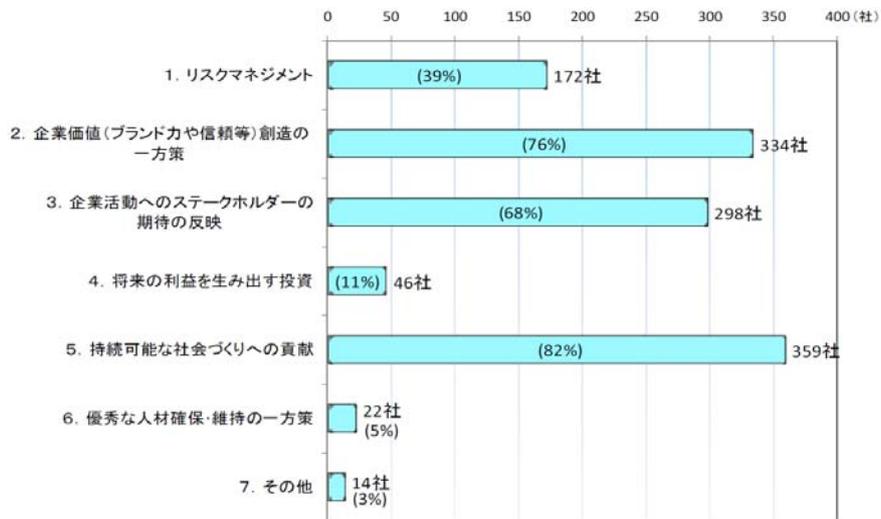
(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

図表 6 分野別のCSR活動のとらえ方



(出典) (社) 日本経済団体連合会「CSR（企業の社会的責任）に関するアンケート調査結果」2009年

図表 7 CSR活動の意味



(出典) (社) 日本経済団体連合会「CSR（企業の社会的責任）に関するアンケート調査結果」2009年

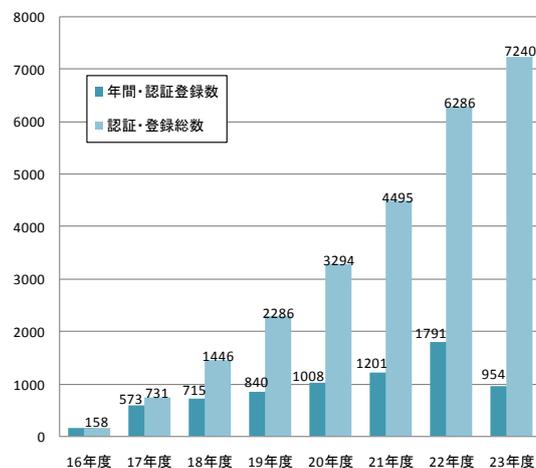
＜中小企業の環境経営＞

中小企業においては、ISO14001のような環境マネジメントシステムの認証を受けるには、組織体制や人材面からハードルが高いことから、環境省は、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムである「エコアクション21」のガイドラインを策定している。このエコアクション21の認証・登録事業者数は、2013年1月現在で7,663事業者に上っており、年々増加している。しかし、エコアクション21の認証登録事業者の年間増加数は、2012年度は2013年1月現在で422事業者となっており、増加が鈍化している（図表8）。

エコアクション21の認証・登録事業者のほとんどは、従業員300人以下の中小企業であり、業種別では、建設・設備工事業が全体の約4分の1（27.7%）を占め、次いで製造業（22.5%）、廃棄物処理・リサイクル業（16.2%）となっている（）。それぞれ、建設・設備工事業では地方自治体等の調達において加点があること、製造業では取引先のグリーン調達基準での優遇があること、廃棄物処理・リサイクル業では優良認定制度との関連などが、取得事業者が多い理由であると考えられる。

また、中小企業向けの環境マネジメントシステムとしては、エコアクション21以外にも自治体や地域のNGOなどを中心に展開されているところであり、自治体等において認証取得の補助金制度が設けられているものもある。

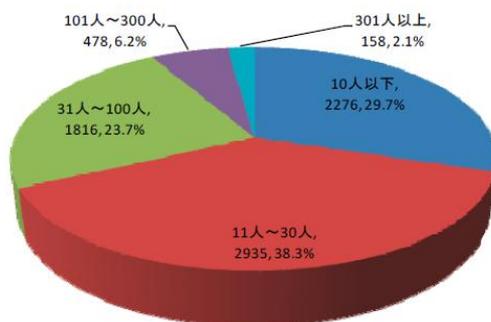
図表8 エコアクション21認証・登録の推移と現状



図表 9 月別（2012 年度）の認証・登録事業者数（累計）

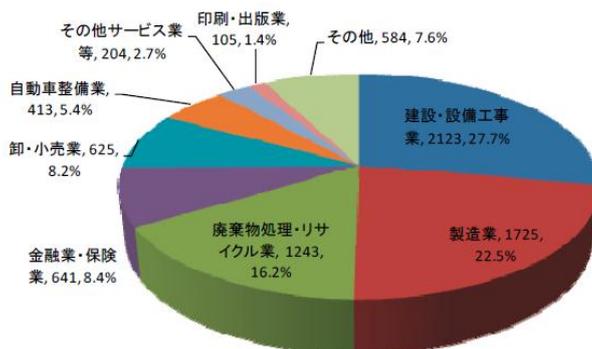
月	事業者数	月	事業者数
4 月	7,303	10 月	7,499
5 月	7,351	11 月	7,535
6 月	7,314	12 月	7,591
7 月	7,336	1 月	7,663
8 月	7,384	2 月	
9 月	7,441	3 月	

図表 10 従業員規模別割



(出典) エコアクション 21 中央事務局ホームページ

図表 11 業種別割合



(出典) エコアクション 21 中央事務局ホームページ

ロ) バリューチェーン・マネジメント

環境経営の新たな動向として、バリューチェーン・マネジメントが挙げられる。バリューチェーン・マネジメントは、原料調達から廃棄に至る事業のライフサイクル全体に渡って、顧客や取引先の経済活動に伴い発生する環境負荷や社会的側面の影響を考慮し、付加価値の最大化を図る経営手法といえる。

バリューチェーン・マネジメントで管理すべきリスクとしては、例えば災害リスク、法規制リスク、地政学的リスク、レピュテーション（評判）リスクなどが挙げられる。近年、企業活動はグローバル化しており、従来国内での事業活動が中心であった中小企業にとっても、その取引先企業がグローバル展開していれば、関連するリスク対応もそれを意識する必要が出てきている。

従来からバリューチェーン・マネジメントの手法としては、グリーン調達基準等で自社の部材に有害物質等が含有しないように管理してきた。しかし、近年、2010年にISOより発行された「ISO26000」¹の中で組織活動や社会的責任の考慮範囲としてバリューチェーンが挙げられ、また新興国などにおいてISO26000が重視される傾向もあり、グローバルな動向としてグリーン調達にCSR項目を考慮すべきという動きも出てきている。

また、国内外のNPO/NGOなどによって、環境への配慮が足りない企業に対する不買運動が起こるケースもみられる。これらの企業のなかには、その後NPO/NGOと一体となって環境配慮活動を推進したところもあり、逆に環境配慮型企業として汚名を返上することに成功しているところもある（“参考1”に事例を紹介）。

この背景の一つには、EU「廃自動車指令」²、RoHS指令、EU「FLEGT規制」³など、環境関連の法制が体系化され、規制が拡充してきていることが挙げられる。また、米国における不法伐採に関わる木材規制「Lacey法」⁴や紛争鉱物⁵など法規制も設置されており、NPO等による指摘も含め活発になっている。

なお、環境省が実施した調査によると、グリーン調達等において仕入先企業（サプライヤー）の環境経営評価が必要な要因としては、「国内外での法規制対応」、「事業継続性（風評リスクや事故対応等）への影響」、「ステークホルダーからの要請強化」の順であった。

¹ ISO26000：国際標準化機構（ISO）が2010年に策定した組織の社会的責任に関する手引き。

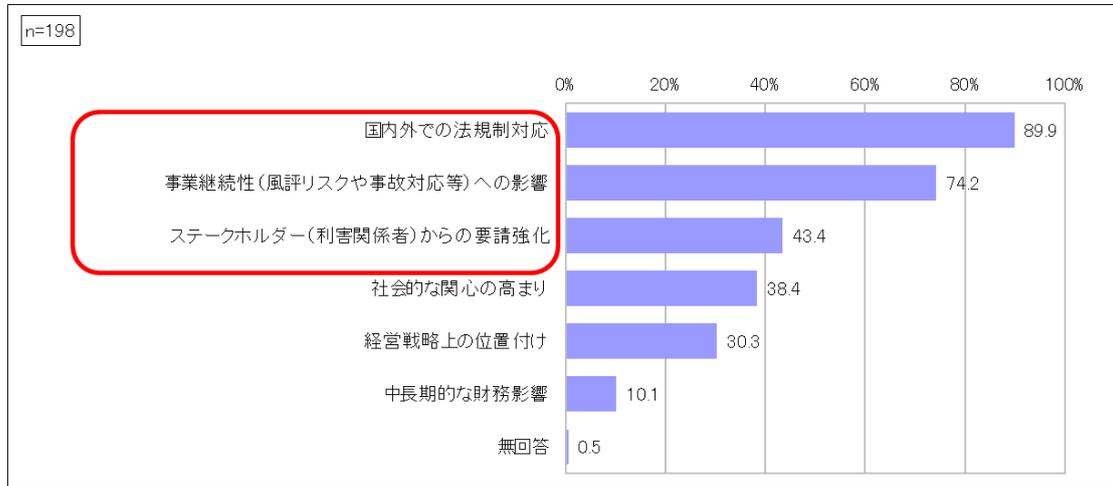
² 廃自動車指令：欧州連合（EU）が2000年に施行した自動車のリサイクル指令。

³ FLEGT規制：欧州連合（EU）が2010年に施行した、EU域内27か国における違法な方法で伐採・生産された木材の取引を禁じる規制。

⁴ Lacey法：米国が制定、改正（2008年）した、海外において違法に伐採された木材や木材製品を輸入、輸送、販売、購入を違法とする法律。

⁵ 2010年7月に成立した金融規制改革法の第1502条において、米国に上場している企業であって、製品の機能または製造にコンゴ民主共和国及び周辺国産の紛争鉱物（3TG等：すず、タンタル、タングステン及び金等）を必要とする者に対し、紛争鉱物の使用についてSEC（米証券取引委員会）へ報告することが義務づけられた。同条項の目的は、1996年以来国内紛争が絶えないコンゴ民主共和国の武装集団の資金源を絶つことにある。なお、報告に関する具体的な手続き等を定める規則は、SECにて2012年8月に採択された。

図表 12 仕入先環境経営の評価が必要な要因

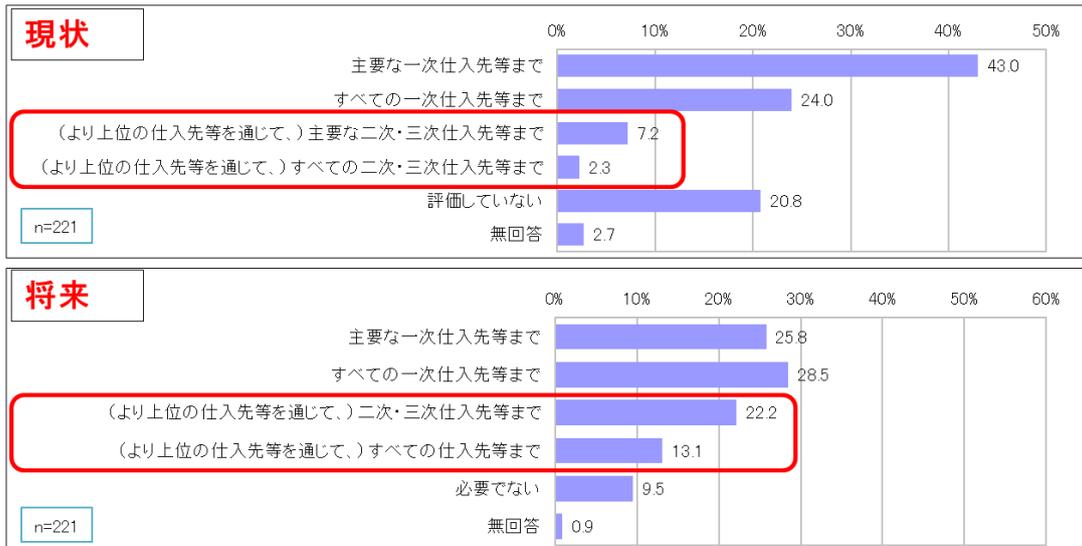


(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

こういった状況を受け、我が国においても、実際に企業がバリューチェーン・マネジメントにおいて一次仕入先等まで環境経営の評価を行っているところが6割程度を占めるが、将来的には二次・三次仕入先までの評価が必要と認識されている(図表13)。

また、先進的な企業ではバリューチェーン・マネジメントの一環として国内外においてサプライヤーの環境経営を総合的・客観的に評価したり、サプライヤーと共同で環境配慮製品を開発したりする例が増えている(“参考2”に事例を紹介)。

図表 13 環境経営評価の対象となるサプライヤー(仕入先)の範囲



(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

(参考1) NGO、NPOによる消費者を通じた活動の例

APP社、APRIL社による自然林伐採の抗議

- APP社の環境広告に対し、WWFが「グリーンウォッシュ」（曖昧な意味を持たない言葉や言語を使う等の虚偽の環境広告）であると告発した。APP社は1980年代より自然林を伐採していた。
- APP社はこれに対し2012年、「持続可能性ロードマップ」を発表し自然林伐採の一部停止などの成果を報告したが、実情を反映していないと自然保護関連60団体が協働声明し、問題は長期化している。

Walt Disney社のインドネシア熱帯雨林破壊の抗議

- Walt Disney社に対し、国際環境団体Rainforest Action Network(RAN)は2010年からディズニーや他の子供向け絵本会社を含む10社に対して、熱帯雨林伐採による製品を使わないように交渉した。これに対し関連2社が賛同しなかったため、RANはディズニースタジオで直接抗議の行動をとるなどのキャンペーンを展開し、顧客にも支持を訴えた。
- その後、両社の間で協議が重ねられ、2012年、Walt Disney社はインドネシアの熱帯雨林保護の方針開示を発表した。

Nestle社におけるパーム油の利用

- Nestle社に対し、国際的なNGOであるGreenpeaceが同社製品の「Kitkat」に使われているパーム油を供給するインドネシアのSinar Mas社などが、インドネシアのプランテーション由来のものであり熱帯雨林を破壊していることを警告。
- これを受けて同社はプランテーションからのパーム油の調達を中止し、調達方針を策定。これによると、2015年までに使用する全てのパーム油を持続可能資源からの調達に置き換える、置き換えは段階的に実施し、2010年は全体の18%、2011年までには50%まで実施することを発表。

ライオン「トップ」におけるパーム油の利用

- 2006年、ライオン「トップ」のCMでパーム油が環境にやさしいと表現されていることに対し、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、グリーンコンシューマー研究会等が表記を改めるように要請書を提出した。
- これに対しライオンは、各種団体等との協議を重ねた結果、現在は「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)」に参加し、RSPOの活動を通じて持続可能なパーム油の調達を実施している。

サラヤ 「ヤシノミ洗剤」におけるパーム油の利用

- ・ サラヤが、アブラヤシ・プランテーションの拡大により、アジアの熱帯地域の生態系が危機に瀕している姿を紹介する TV 番組へ取材協力した。
- ・ これに対し、「アブラヤシの油」という言葉から同社の「ヤシノミ洗剤」を連想させるとして、不買運動が展開された。事態を危惧した同社は、アブラヤシによる生態系破壊の実態を調査、2005 年には「持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO)」に参加した。
- ・ 2010 年からは、PSPO が認証した農園からのパーム油だけを使った洗剤を販売している。

(参考 2) 自治体・企業によるバリューチェーン・マネジメントの例

川崎市の「域外貢献量算定ガイドライン」

- ・ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画 (2011~2020 年度) に基づき、「域外貢献量算定ガイドライン」を作成。
- ・ 域内の温室効果ガス排出削減量 (2008 年時点で 13.9%、1990 年比) にさらに域外を加えて、ライフサイクル評価に基づく川崎市域外での正味の削減量を算定し、域内外で 2020 年に削減量 25%を目指す。

パナソニックの「ECO・VC 活動」

- ・ 購入先とパナソニックが一体となって「コスト合理化」「CO2 削減」「再生資源の活用」「投入資源の削減」「商品力強化」の活動を推進し、地球環境に貢献する主旨で、パナソニックグループが購入する部品・部材について、コスト合理化、CO2 削減、再生資源の活用、投入資源の削減、商品力強化を実践し、その成果事例を提案公募型で募集。
- ・ 優秀事例については、「パナソニック エクセレント パートナーズ ミーティング」で表彰し、成果を共有。

イオンの「イオンサプライヤーCoC 要求項目」

- ・ イオンのプライベートブランド「トップバリュ」の製造委託先を対象に独自の「イオンサプライヤーCoC」を設けて、委託先においては国や地域の法令を遵守すること、従業員が安全で健康な職場環境において人権が尊重されること、労働環境や賃金が保証される中で商品が生産されていることの順守を要請。
- ・ これに対し、「トップバリュ」の製造委託先 700 社以上が遵守の宣言書を提出。

② 大企業・中小企業の環境報告

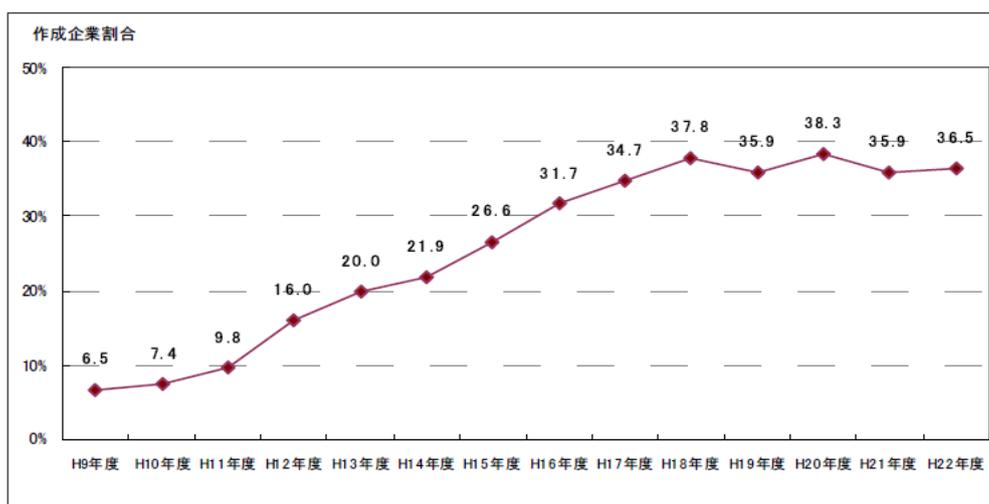
イ) 環境報告の普及状況

<大企業の環境報告>

現状の環境報告書（CSR 報告書、持続可能性報告書等の一部も含む）の作成状況は、上場企業において約 56%、非上場企業（従業員 500 人以上）において約 20%となっており、環境配慮促進法の施行年度である平成 17 年から見ると、上場会社は約 10%、非上場会社は約 1%の増加となっている。しかしながら、ここ数年大きな伸びはなく、横ばい傾向となっている（図表 14、図表 15）。

また、環境報告書の作成状況について売上高別にみると、売上高 1 千億円以上の企業では約 8 割以上と作成割合は高いが、総じて売上高が小さいほど作成割合は低い状況が明らかになっている（図表 16）。

図表 14 環境報告書作成企業の割合の推移



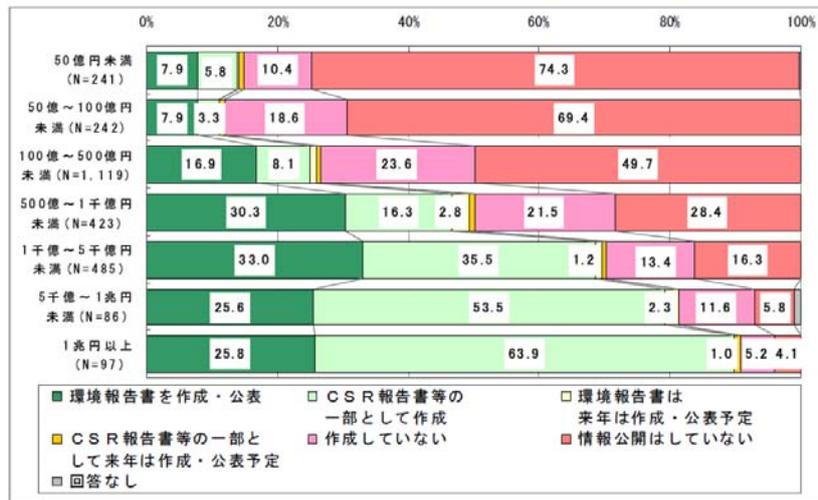
(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

図表 15 環境報告書作成企業の数の推移

年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
上場	件数	386	450	478	510	570	590	562	633	624	579
	%	29.9	34	38.7	45.3	47	51.8	48.9	51.6	54.6	56
非上場	件数	193	200	265	291	363	459	449	527	467	489
	%	12	12.2	17	20.8	24.6	28	26.9	29.3	24.7	25.9
合計	件数	579	650	743	801	933	1049	1011	1160	1091	1068
	%	20	21.9	26.6	31.7	34.7	37.8	35.9	38.3	35.9	36.5

(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

図表 16 環境報告書の作成状況（売上高別）



(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

＜中小企業の環境報告＞

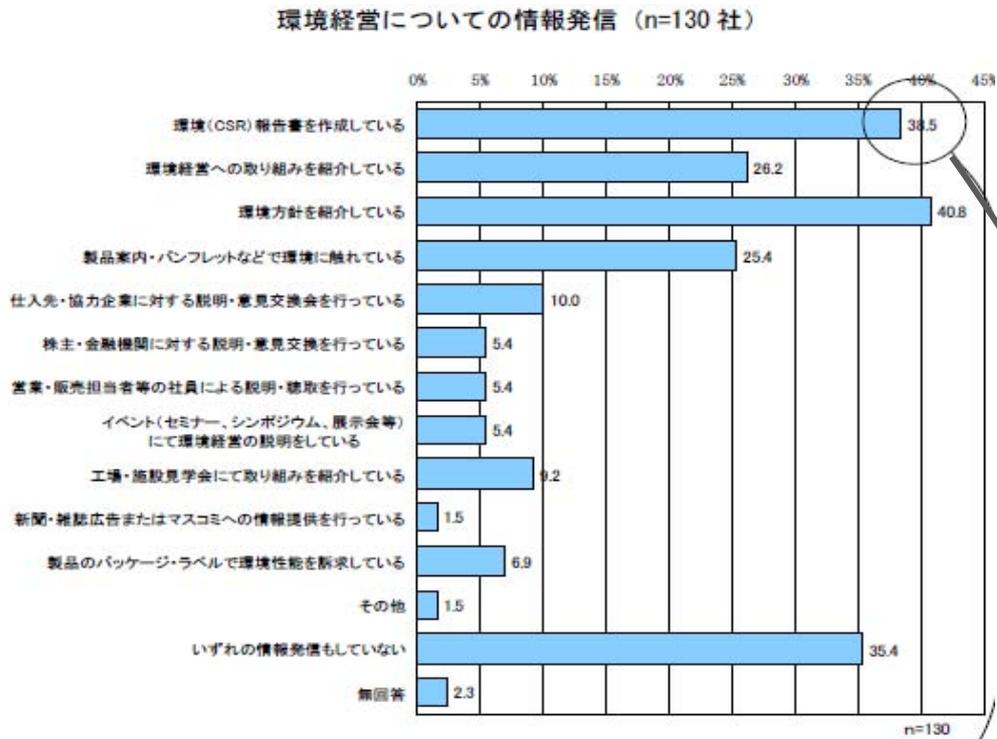
中小企業における環境報告書の作成状況は、西日本プラスチック製品工業協会が会員企業（福井以西の、プラスチック製品製造業を行う法人または個人および団体等）を対象に実施したアンケート調査を参考とすることができる。

これによると「環境（CSR）報告書を作成している」と回答した企業は約4割（38.5%）あるが、そのうちホームページで環境報告書を公開している企業は6.0%であり、「環境報告書は作成しているが公開はしていない」という企業が少なからず存在していた（図表 17、図表 18）。

また、情報発信において最も重視するステークホルダーは、「顧客」とであると回答した企業が85%を占めることや、企業が環境情報開示を行うメリットとして、「既存顧客・取引先の満足・信用の獲得」と回答した企業が最も多いことから、中小企業においては、バリューチェーンの中での要請がもっとも重視され、報告書作成の動機につながっていることがわかる（図表 19）。

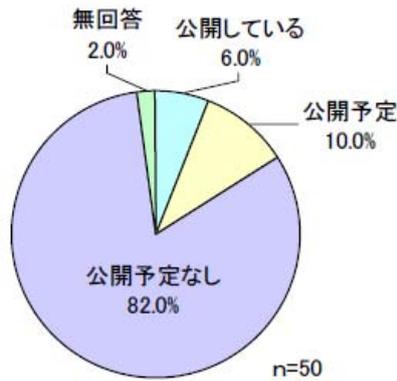
一方、社会的責任への対応は約半数が期待するメリットとしてあげているが、これは大企業の約8割が社会的責任への対応を環境報告書の作成理由に挙げていることから比較すると少ない。このことから、規模が小さくなるにつれて、ビジネス上のメリットに直結することが環境報告のインセンティブになると考えられる。なお、「金融機関や株主への印象度向上」と回答した企業は少なく、その効果はあまり期待されていないことが示唆されている（図表 20）。

図表 17 環境経営についての情報発信状況 (n=130)



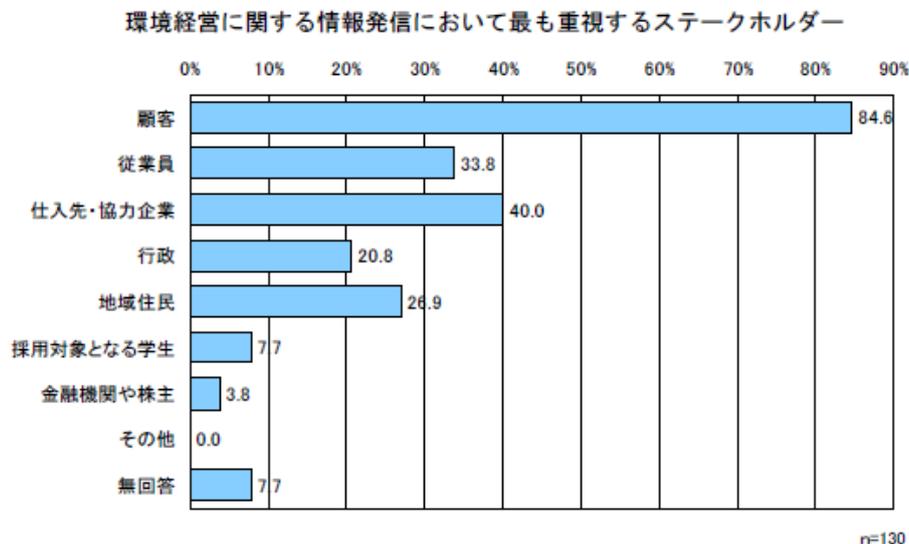
(出典)「プラスチック製品製造業のための環境報告作成ガイドブック」2011年3月

図表 18 環境(CSR)報告書のHPでの公開状況 (n=50)



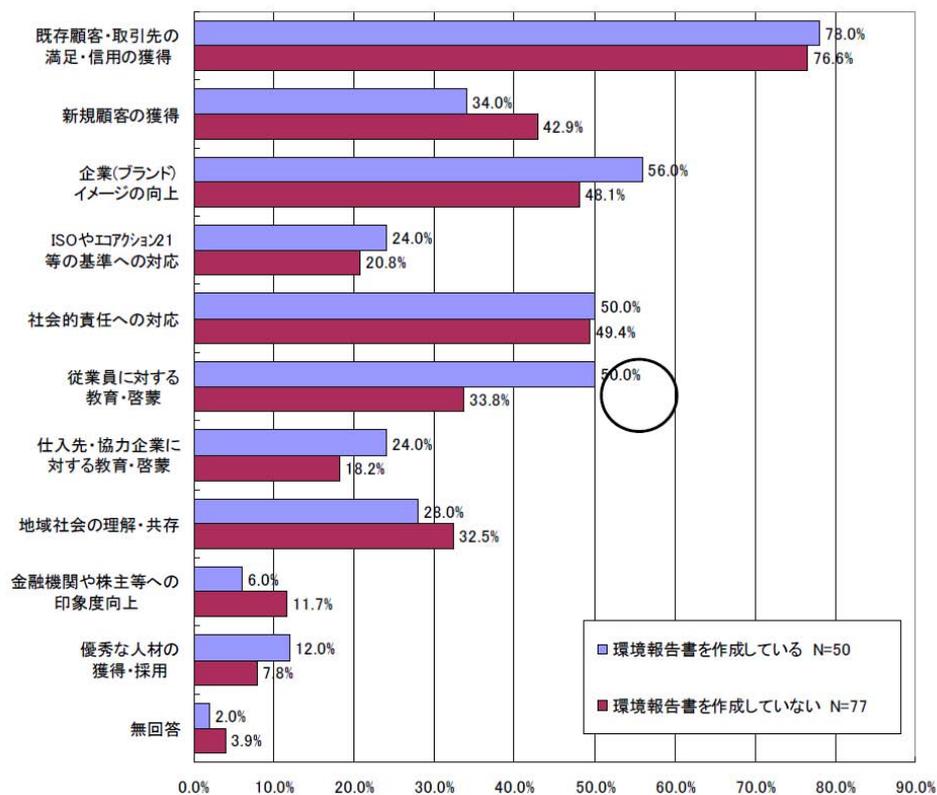
(出典)「プラスチック製品製造業のための環境報告作成ガイドブック」2011年3月

図表 19 環境経営に関する情報発信において最も重視するステークホルダー (n=130)



(出典)「プラスチック製品製造業のための環境報告作成ガイドブック」2011年3月

図表 20 環境経営に関する情報発信に期待するメリット



(出典)「プラスチック製品製造業のための環境報告作成ガイドブック」2011年3月

ロ) 環境報告の質

＜開示する情報・指標＞

環境報告の質を確保するためには、一定の考え方や指針等に基づき報告される必要がある。平成 24 年 4 月に公表された環境報告ガイドライン 2012 年版の「環境報告の基本指針」には、環境報告の一般原則や重要な視点などが記されている。例えば、一般原則に合致しない場合には、環境報告に期待される機能を果たすことはできない。

また海外においては、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（Global Reporting Initiative : GRI）が、事業者が、環境・社会・経済的な発展に向けた方針策定、計画立案、具体的取組等を促進するための国際的な基準を作成する目的で、ガイドラインを作成している。なお、GRI は、2013 年 5 月に改訂版の G4 を公表する予定である。

我が国において、多くの企業がこれらのガイドラインを参考に環境報告書等を作成している。

図表 21 環境報告ガイドライン「環境報告の基本指針」

環境報告の基本指針



※一般原則には以下の事項が含まれる。

基本的な原則	補完的な原則
・ 目的適合性	・ 比較可能性
・ 表現の忠実性	・ 理解容易性
	・ 検証可能性
	・ 適時性

我が国の企業の環境情報開示は、特に大手企業を中心に比較的開示が進んでいると考えられる。環境省が実施した「平成 22 年度 企業の環境情報開示の実態に関する調査業務」（調査対象 日経 500 から無作為に抽出した上場企業 200 社及び大手非上場企業 50 社）によると、記載状況は以下のとおりである。

図表 22 環境報告への記載状況（取組等）

記載項目	開示あり	開示なし
環境経営体制	※1 82.4%	17.6%
目標・実績・取組の一覧	73.2%	26.8%
重要事項を選択した理由 ※2	5.6%	94.4%
マテリアルフロー	64.8%	35.2%
グリーン購入実績（定量数値）	28.8%	71.2%
財務数値に関連する目標	8.4%	91.6%
環境会計情報（環境保全コスト）	65.2%	34.8%
サプライチェーン（調達方針）	21.2%	78.8%

※1 この内、72.4%が全社経営体制との関連も記載。

※2 KPI（主要業績評価指標）や目標設定を選択した理由が開示されているか。

ここから、環境経営体制、目標・実績・取組の一覧、マテリアルフローでの開示が特に浸透していることがわかる。一方、KPI（主要業績評価指標）等の重要事項を選定した理由や、サプライチェーンでの取組などは記載が不十分な状況である。

また、個別の環境パフォーマンス指標の開示状況は、以下のとおりである。

図表 23 環境報告への記載事項（環境パフォーマンス指標）

記載項目	開示あり	時系列 の開示	目標設定 の有無	バウンダリ		算定基準 の開示
				海外連結	国内連結	
総エネルギー投入量	84.8%	53.3%	30.2%	23.5%	42.9%	13.2%
総物質投入量	54.0%	23.0%	13.3%	23.0%	41.0%	4.4%
水資源投入量	76.8%	47.9%	21.4%	21.0%	45.1%	5.7%
総製品生産量又は総商品販売 量	28.8%	26.4%	0.0%	31.7%	39.7%	2.8%
温室効果ガス排出量	92.8%	82.8%	74.6%	24.8%	43.6%	49.1%
化学物質排出量・移動量	56.0%	55.7%	42.9%	18.9%	54.4%	20.7%
廃棄物等総排出量	82.8%	72.0%	36.2%	22.2%	43.1%	11.6%
廃棄物最終処分量	58.0%	69.7%	48.3%	24.0%	48.0%	8.3%
総排水量等	50.4%	24.6%	3.2%	25.6%	39.3%	7.1%
環境配慮製品等の負荷削減量	13.2%	57.6%	48.5%	0.0%	0.0%	42.4%

以上から、温室効果ガス排出量、総エネルギー投入量、廃棄物総排出量の順で、開示が進んでいることがわかる。特に、目標設定において、温室効果ガス排出量が約 75%と高い数値となっており、気候変動が業種共通の重要な課題と認識されていると考えられる。

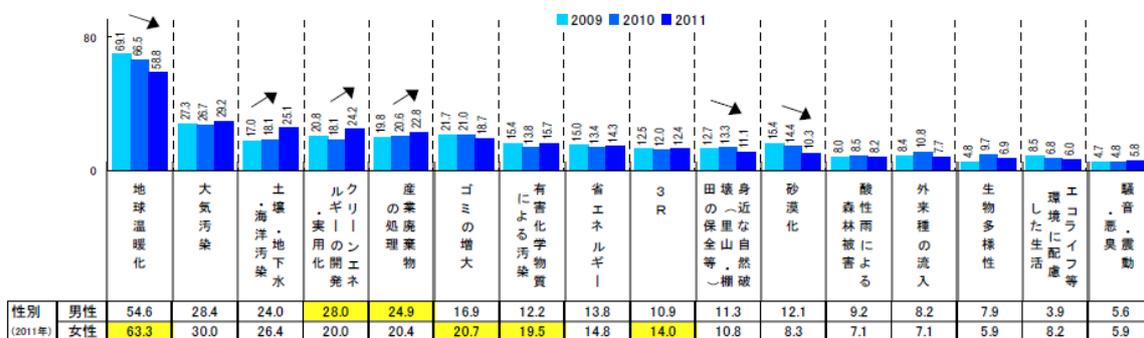
ただし、バウンダリは海外も含めた連結ベースで開示しているケースは、それほど多くない。国内の連結ベースの開示、あるいは単体ベースの開示しか行っていないケースが多いとわかる。また、算定基準の開示に関しては、重要と考えられている温室効果ガス排出量であっても 49%で留まっている。

なお、本検討委員会で中長期的な環境に関する数量目標の設定状況について、業種別に国内の大手企業 158 社を対象に環境報告書等を調査している。それによると、何らかの数量目標を設定している企業は約 7 割で、特に事業から排出される CO2 の削減や廃棄物の削減に関する目標設定が幅広い業種で行われていた。一方、その他の環境課題については、業種により設定される目標にある程度の特徴がみられる場合もあった（補章 4 参照）。

整理した 158 社のうち、中長期的な数値目標が 1 項目以上設定されていたのは、115 社であり、非製造業において、中長期的な数値目標が設定されていない企業が多くみられた。また、環境負荷項目としては、CO2 排出量の削減に係る数値目標が最も多くの企業で設定されており、重要な項目として設定する傾向がみられた。その他、製造業を中心に廃棄物の削減が設定されているほか、石油製造業や鉄鋼・非鉄金属製造業でエネルギーの削減、繊維工業で化学物質に係る目標等の設定も多くみられた。

他方、環境 goo が実施している環境・社会報告書読者アンケートによると、読み手における「関心の高い環境問題」としては、昨年より若干減少しているが、「地球温暖化」は 58.8%と依然として最大の関心事となっている。

図表 24 関心の高い環境問題（読者アンケート）



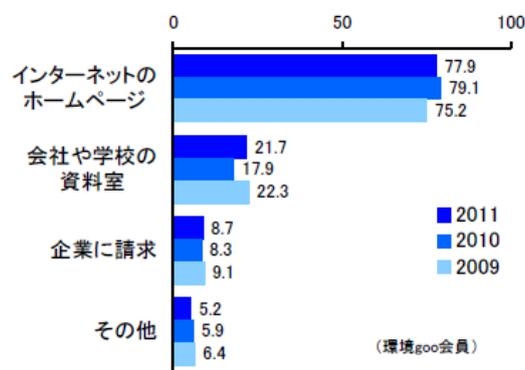
（出典）「NTTグループ／環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート」2012年

<開示媒体>

開示媒体に関しても多様化する傾向が見られる。大手企業では、開示媒体は、「冊子+PDF」が約 64%、「PDF のみ」が 20%、「HTML のみ」が約 10%の順になっている（「平成 22 年度企業の環境情報開示の実態に関する調査業務」より）。また、読み手へのアンケートからは、報告書の接触経路としては、「インターネットのホームページ上で」が最も多い（77.9%）ことがわかる（図表 25）。

図表 25 報告書との接触経路（読者アンケート）

（「読んだ」「目にした」人のみ、複数回答）

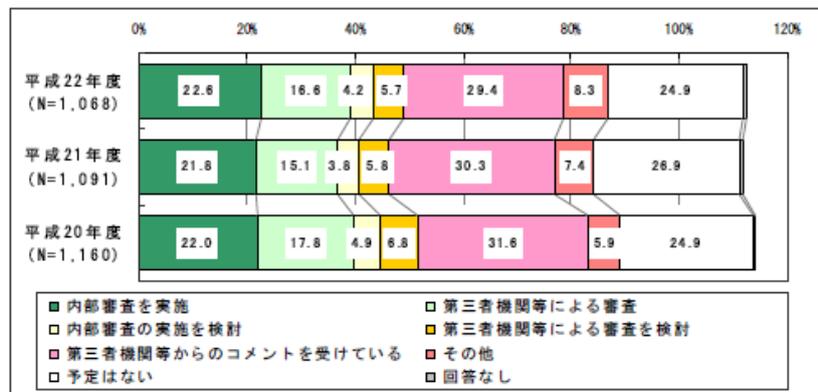


（出典）「NTTグループ/環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート」2012 年

<信頼性>

環境報告書の信頼性については、現在のところ、環境報告書を作成していると回答した 1,068 社における、環境報告書の信頼性向上のための手段については、「第三者機関等からのコメントを受けている」と回答した企業が 29.4%と最も多い。次いで、「内部審査を実施」が 22.6%、「第三者機関等による審査」が 16.6%となっている（図表 26）。

図表 26 第三者審査等の実施状況



（出典）環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010 年

なお、サステナビリティ情報審査協会が、審査機関を認定しサステナビリティ報告書等を作成した企業に対してマークの使用を認める制度（サステナビリティ情報審査・登録制度）を運営している。制度は2006年から開始され、2012年には、33件（17社）の報告書等に、審査済みの証である「環境報告審査・登録マーク」あるいは「サステナビリティ報告審査・登録マーク」が付与されている。

また、同協会において審査の質を確保するため、審査手続等をチェックする品質管理レビュー（年1回）の実施や、外部の専門家が品質管理レビュー及び協会の活動をレビューする外部評価委員会（年1回）を開催したり、サステナビリティ報告書等の審査・登録制度における審査人（審査人及び審査人補）の認定、更新を行っている。

◆審査・登録マーク◆



一方、KPMGが行っている「CSR報告に関する国際調査2011」によると、大手企業における日本企業のCSR報告作成割合は高いものの、CSR報告への第三者保証比率は必ずしも高くないことがわかる。また、第三者保証を受けている企業のほうが過年度修正を行っている比率が高いことから、第三者保証のプロセスを通じて誤り等が発見され、修正が行われているケースが少なくないと考えられる。

第三者保証比率については、我が国の場合では、第三者意見を入手する機会が多いこと、保証の必要性が低いことによるものであると思われる。なお、最近では、温室効果ガス排出量等の限定された情報を第三者がチェックすることも行われている。

ハ) 海外における環境報告の動向

<政策目的との関連>

注目すべき国際的な動向として、2012年6月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ+20）の成果文書に、企業の報告サイクルにサステナビリティ情報を組み込むことの重要性が認識され、国連は今後この取組を支援すると謳われたことが挙げられる。

これは、欧州を中心にして、持続可能な社会形成における企業の影響や役割が政策面でも重視されてきており、サステナビリティ情報開示が企業の取組を促進するための有効な手段であると認知されたものと考えられる。この他、国家会計に自然資本の概念を組み入れることに対応して企業でも自然資本会計で開示を試みている先進事例も出てきている（参考3）。

さらに、韓国では一定の大企業等に、国が構築した開示プラットフォームに各社の環境情報を提供させ、公表する制度がスタートしている。これら、国が開示プラットフォームをグリーン成長や環境負荷削減を目標管理するための重要な手段として位置づけている現れといえる。

図表 27 韓国の環境情報データベース HP



<バリューチェーン関連情報>

ヨーロッパにおいては、欧州委員会 (EC) の環境総局が JRC IES と共に、2011年3月から、CO2 以外の指標も考慮した「製品の環境フットプリント」及び「組織の環境フットプリント」の手法を開発している。現在、「製品の環境フットプリントガイド」は 2nd ドラフト、「組織の環境フットプリントガイド」は 1st ドラフトが開示されており、評価対象としては気候変動を含めた 14 分類を挙げている。

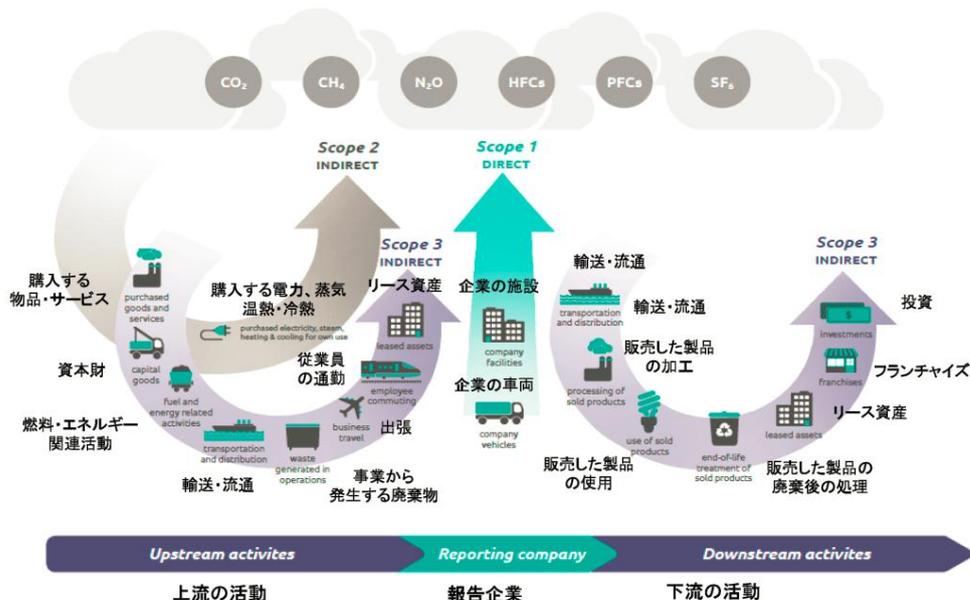
図表 28 評価対象の環境影響領域

環境フットプリント 影響領域	影響評価モデル	出典
気候変動	Bern model – Global Warming Potentials (GWP) over a 100 year time horizon	IPCC
オゾン層破壊	EDIP model	ODPs 1999 as in WMO assessment
生態毒性	USEtox model	Rosenbaum et al. 2008
ヒト毒性 – 発癌影響	USEtox model	Rosenbaum et al. 2008
ヒト毒性 – 発癌以外の影響	USEtox model	Rosenbaum et al. 2008
微粒子物質/呼吸器疾患	RiskPoll model	Rabl and Spadaro, 2004
電離放射線 – 人間の健康被害	Human Health effect model	Dreicer et al. 1995
光化学オゾン生成	LOTOS-EUROS model	Van Zelm et al. 2008 as applied in ReCPE
酸性化	Accumulated Exceedance model	Seppälä et al., 2006, Posch et al. 2008
富栄養化 – 陸上	Accumulated Exceedance model	Seppälä et al., 2006, Posch et al. 2008
富栄養化 – 水系	EUTREND model	Struijs et al. 2009 as implemented in ReCPE
資源枯渇 – 水	Swiss Ecocarcity model	Frischknecht et al. 2008
資源枯渇 – 鉱物、化石、再生可能	EDIP97 model (2004 update)	Hauschild and Wenzel, 1998a-update 2004
土地利用	Soil Organic Matter (SOM) model	Mila i Canals et al. 2007

(出典) 経済産業省「第3回サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究会」資料(2012年)を改変。原出典は「Draft Product Environmental Footprint General Guide/Draft Organization Environmental Footprint Guide(European Commission)」。

また、2011年10月にGHGプロトコルでは企業の温室効果ガス排出量の算定方法としてScope1(企業の直接排出)、Scope2(エネルギー利用に伴う間接排出)に続き、「Scope3」(その他の間接排出) Scope3基準とProduct基準が発行された。これは、企業活動のバリューチェーン全体のCO2排出量を計測する世界的な基準の一つとして位置づけられており、今後産業界の他部門やグローバルな削減貢献を示すためのツールとして活用される可能性がある。

図表 29 Scope1~3の概念図



(出典) Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard から引用 (ハードコピー) (日本語訳は、みずほ情報総研によるもの)

なお、我が国においても、平成 24 年 3 月に「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を公表するなどして、企業によるサプライチェーンでの温室効果ガス排出情報の見える化を促進している。

(参考 3) 海外におけるバリューチェーンでの環境会計情報の開示事例

PUMA : 環境損益計算書

- PUMA は、2011 年 11 月に環境損益計算書 (environmental profit and loss reporting) を公表した。GHG、水資源利用、土地利用、大気汚染、水質汚染などの金額への換算を実施し、この試みはリオ+20 でも発表された。2012 年 10 月、Puma の Jochen Zeitz 社長は、同社の環境損益計算書を製品レベルに反映させ、“環境値札”を表示することを明言した。まず間もなく販売される生分解性スポーツシューズ・Tシャツに表示した。シューズの場合、従来のスウェード・シューズと比較し環境負荷は 1/3 で、その価格は€ 2.95、製品価格の 3%になる。また Tシャツの場合はさらに高く、従来のコットンシャツの 17%に対し生分解性 Tシャツは 12%となる。

図表 30 各環境負荷の換算金額 (環境損益計算書より)

	Water use	GHGs	Land use	Air pollution	Waste	TOTAL	
	€ million	€ million	€ million	€ million	€ million	€ million	% of total
	33%	32%	26%	7%	2%	100%	
TOTAL	47	47	37	11	3	145	100%
PUMA operations	<1	7	<1	1	<1	8	6%
Tier 1	1	9	<1	1	2	13	9%
Tier 2	4	7	<1	2	1	14	10%
Tier 3	17	7	<1	3	<1	27	19%
Tier 4	25	17	37	4	<1	83	57%
EMEA	4	8	1	1	<1	14	10%
Americas	2	10	20	3	<1	35	24%
Asia/Pacific	41	29	16	7	3	96	66%
Footwear	25	28	34	7	2	96	66%
Apparel	18	14	3	3	1	39	27%
Accessories	4	5	<1	1	<1	10	7%

(出典) 「PUMA costs out environmental ‘calories’ of its products」、edieWaste」 2012 年

(2) 課題

① 大企業・中小企業の環境経営と環境報告

イ) 環境経営の普及

<大企業の環境経営>

大企業における環境マネジメントシステムの認証取得は、ここ数年横ばいとなっており、かつ売上規模が小さくなるほど、それらの実施割合が低下している。

環境経営が普及するためには、企業が次のいずれかに該当するような強い誘引が働くことが必要であると考えられる。

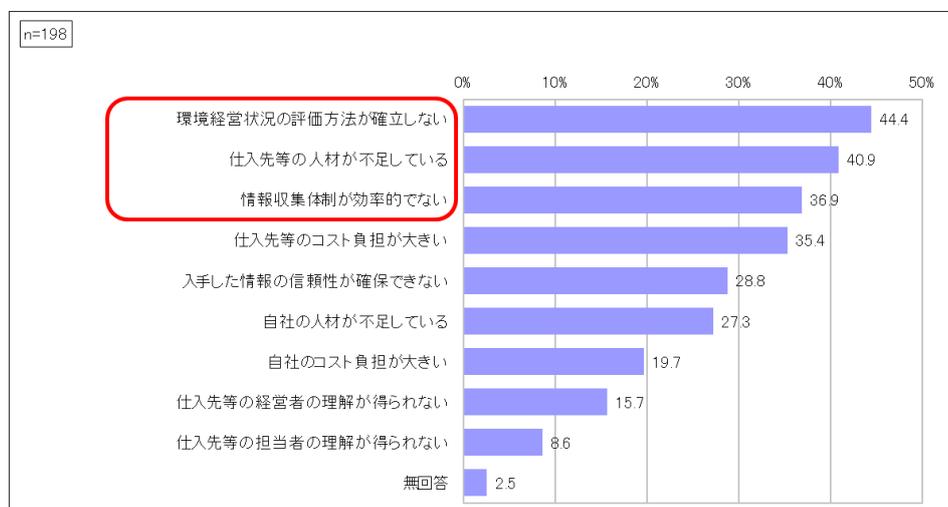
- ・ 経営者が社会的責任を強く認識した。
- ・ 何らかの法規制等が制定された。
- ・ 環境に関連する重大なリスクに直面した。
- ・ 中長期的なビジネス機会として環境を捉えた。
- ・ 取引先等のステークホルダーからの要請があった。

しかし、規模が小さくなるにつれて実施状況が下がっていく現状から考察するに、我が国における CSR や環境経営に対する社会等からの要請は、グローバルの動向で見られるほどまで強くないものと考えられる。

また、前述のとおり企業がバリューチェーン・マネジメントにおいて、一次仕入先等まで環境経営の評価を行っているところは 6 割程度を占めているが、二次仕入先、三次仕入先などバリューチェーン全体において展開する企業は少数である。

大企業が認識しているバリューチェーン・マネジメントはをサプライヤーに展開する際の課題としては、「環境経営状況の評価方法が確立していない」、「仕入先等の人材が不足している」、「情報収集体制が効率的でない」といった事項があげられる。

図表 31 仕入先の環境経営評価におけ課題



(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

<中小企業の環境経営>

他方、中小企業の環境経営についても、エコアクション 21 認証事業者の年間増加数が伸び悩んでいることから、厳しい状況がわかる。中小企業全体における認証取得者数は僅少であるといえるため、いかに環境経営の普及を図るかが課題である。

先述のとおり、中小企業にとって、環境経営に関する情報発信において最も重視するステークホルダーは顧客が圧倒的であったが、環境経営を取引先に評価してもらいビジネスの拡大に結び付けることが、中小企業への環境経営の普及には不可欠である。そのため、普及に際しては、大企業の実施するバリューチェーン・マネジメントの動向と足並みを合わせる効果が効果的と考えられる。

今後、バリューチェーンがグローバル化する中で、海外において取引先企業が環境等の問題を引き起こしている、例え直接仕入れていない企業の事柄であっても、NPO 等の団体から指摘を受けたり、また販売先による CSR 調達条件に抵触したりすることが想定される。そのため、グローバル企業と取引をする中小企業や自らが海外展開を志す中小企業にとっては、環境・社会への配慮を十分行うことでリスクを最小化することが求められる。

一方、多くの大企業がバリューチェーン・マネジメントを実施することにより、取引をしている中小企業は、強化された複数の環境・社会配慮への要請に対応したり、複数の企業から要請される同様の質問に対応しなければならなくなったりする。このため、人材不足やコストなどの課題がより顕在化することになり得る。我が国としていかに効率的に環境経営を展開し、経営リスクの低減と事業機会の創出を図るかが重要となる。

ロ) 環境報告の普及

<大企業の環境報告>

環境報告の作成・公表についても、ここ数年の横ばい状況と、売上規模による普及状況は、環境マネジメントシステムの取得状況と同様の傾向である。環境配慮促進法において、大企業の環境報告の作成は努力義務となっており、その普及には限界がある。企業の自主的な行動に委ねただけでは、すべての大企業が環境報告を実施しているとした「目指すべき姿」には到達しない可能性が否めない。

一方、現に環境報告を作成している企業においても、誰に何のために環境報告を実施するのか、よく分らなくなっているという意見もある。環境報告の実施は、企業が自らの環境負荷や環境取組の状況を説明するために実施することが基本となるが、併せて企業のインセンティブにつながるような仕組みも、普及には重要である。

しかし、現状において、後述する環境情報の利用者側の課題も含め、環境情報開示は企業のリスクマネジメントや企業価値の向上に必ずしも十分に貢献しているとはいえない状況である。現状において、投資家等が環境情報から企業価値を正確に読み取りやすい仕組みと利用への意識や経験の醸成が不在となっており、本来の環境報告の機能が十分発揮される状態に至っていないと考えられる。その結果、積極的に実施している企業のインセンティブにもつながっていない。

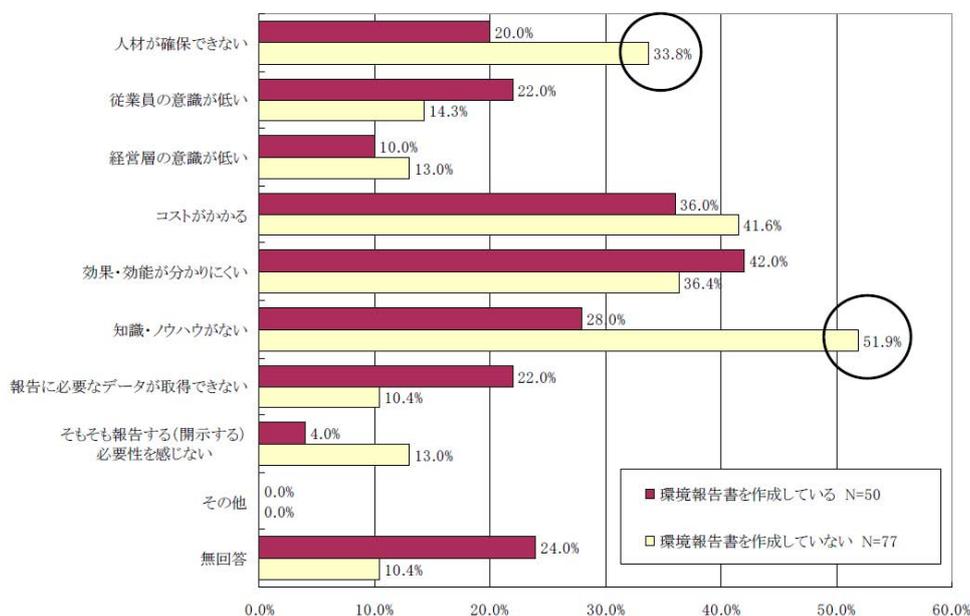
＜中小企業の環境報告＞

西日本プラスチック製品工業協会の会員企業向けアンケートによると、企業が環境経営に関する情報発信を行うための課題としては、環境報告書を作成していない企業では、「知識・ノウハウがない」「コストがかかる」「効果・効能がわかりにくい」「人材が確保できない」など多くの課題が挙げられている。

一方、環境報告書を作成している企業においても、「効果・効能がわかりにくい」「コストがかかる」は、課題となる。このことから、ノウハウや人材確保について、環境報告書を作成している企業と作成していない企業で置かれている状況に差異がある一方で、両者においては効果・効能やコストなどについての共通の課題があると示唆され、中小企業にとってメリットが十分得られる環境にないことがわかる。

中小企業においては、環境経営に関する情報発信に期待するメリットとして、既存顧客・取引先の満足・信用の獲得が環境報告書の作成の有無に拘らず最も高い割合であった。そのため、環境報告のインセンティブとしても、企業間取引の中で環境情報による経営評価が促進されることが重要である。

図表 32 環境経営に関する情報発信を行うにあたっての課題



(出典)「プラスチック製品製造業のための 環境報告作成ガイドブック」2011年3月

ハ) 環境報告の質

＜開示する情報・指標＞

環境報告ガイドライン 2012 年版の改訂において、環境報告の作成において記載する事項や留意すべき事項について網羅的に見直しを行い、できるだけグローバルにおける環境報告の開示動向に整合させるようにしている。本来であれば、自らが選択したガイドラインに記載された事項は順守することが望まれるが、現状では都合の良いところを参考にして記載している企業も多いと推察される。

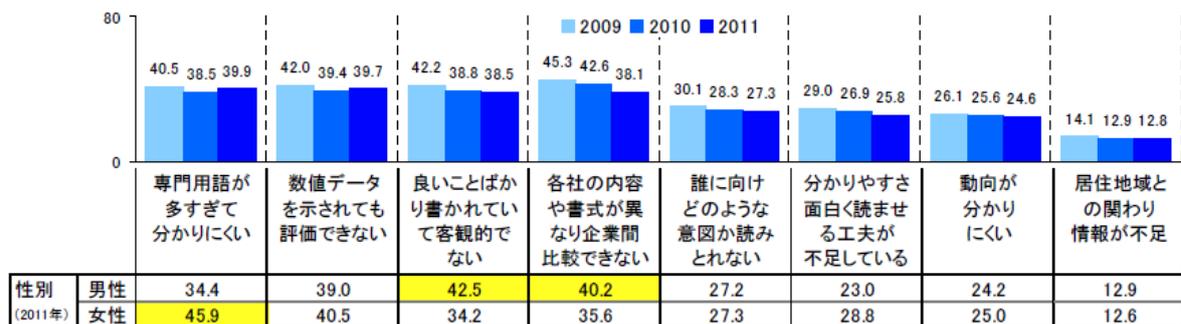
環境報告書の記載事項は年々進歩があるものの、以下にある過去の検討委員会等が出された環境報告に関する作成者側の課題は、現状においても解決されないままである。これは、大企業の環境報告書は義務化されているものではないため、企業は必ずしもガイドラインを順守するわけではなく、改善が図られないことが原因の一つと考えられる。

- ・ 経営者の理念や環境経営への考え方が、十分伝わるよう作成してもらいたい。
- ・ 各社基準やバウンダリが異なるため、企業間の横比較は、例え、同業者であっても難しい。また、データの連続性について十分に配慮されていないことがある。
- ・ 環境報告書、CSR 報告書など企業の発信する情報量が多すぎる。数ページでエッセンスが分かる等の改善が必要。
- ・ ネガティブ情報についても積極的に開示してほしい。
- ・ 将来情報（収益に結びつく情報など）が記載されていない。
- ・ 企業規模による開示情報の質の差が大きい。
- ・ 社会性情報が増えることで環境情報が減らないよう、留意することが必要である。

環境 goo が実施したアンケートによると、読み手の目線から見た現在の環境報告書の問題点には、「専門用語が多すぎて分かりづらい」、「数値データが示されていても評価できない」、「良いことばかりで書かれていて客観的でない」、「各社の内容や書式が異なり企業間比較ができない」などが上位に上がっている。

一方、「分かりやすさ面白く読ませる工夫が不足している」、「動向が分りにくい」、「居住地域との関わり情報が不足」などは問題点との認識が比較的少ない。

図表 33 現在の報告書の問題点（読者アンケート）



(出典) 「NTTグループ/環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート」 2012 年

また、環境報告の質で開示の現状を示したとおり、KPI等の重要事項を選定した理由や、サプライチェーンでの取組、算定基準などは記載が不十分であったり、バウンダリが国内となっており企業グループ全体の環境負荷が記載されていないことも多い。

さらに、環境負荷の原単位情報に関しては、電気業界、石油業界、海運業界など業種によっては、環境自主行動計画と整合した共通の分母を設定している場合もあるが、同一業種で同じ分母が設定されていない場合も多く見受けられ、業種内においても開示される環境情報の性質が異なっている状況である。

以上から、企業が重要と判断して開示する情報やKPIなどの環境目標はあくまで企業の自主的な判断により決定されるものであるが、開示情報の十分性を判断するためのメルクマールが明確でないことによって、重要な情報の網羅性が損なわれたり、開示された情報を読み手が適切に判断することが出来なくなったりすることが危惧される。

現状の開示内容も、先進企業の内容充実の努力は高く評価できる状況にあるが、今後は、より多くの企業でリスク情報を含め、ニーズを踏まえた必要な環境情報の開示が確保されることが重要である。そして、海外動向に乗り遅れることなく、かつ我が国の競争力を高められる環境報告の制度の在り方を模索する必要がある。

<開示媒体・開示基盤>

環境報告書の開示媒体は、PDF+冊子が体勢を占めてはいるものの、環境報告書の公表形式は各社各様であり、読み手の欲する情報が適時に入手できなかつたり、詳細な環境データをインターネット上で開示している場合には、読み手が求めるデータに容易にたどり着かないこともある。また、その時々々の経営状態や環境報告への考え方により、環境報告書の体裁も容易に変化してしまいうる。

CSR報告や統合報告等、サステナビリティ情報開示のニーズや実施目的に応じて様々な形態が模索される中で、企業が重要な情報を適切かつ効率的に開示していくためには、インターネット等を駆使するなどして、読み手にとって利便性が高い形で開示することを各企業が追求していく必要がある。

他方、作成企業側の意向としては、多くの人に環境報告書を読まれたいと考えるが、IT等により単純に数値だけで他社と比較されたり、統一様式により自由度が阻害されることに消極的な意見がある。また、読み手によって見せたいと思う情報が異なっていることから、読み手を限定することで重要な情報を網羅することを意図しない場合もあると考えられる。

共通のフォーマットとITの利用による環境情報の開示は、後述するBloombergやCDPの事例を見ても、重要な情報の網羅性や比較可能性、そして算定方法の開示など、開示情報の質を明確化するのに有効であることが明らかである。また、CDPのように一覽で他者の開示を閲覧できることは、企業同士の良好な開示への競争意識を育む効果的な手段であると考えられる。これらを考慮し、社会に望まれる環境情報の開示基盤を整備する必要がある。

<信頼性>

上記のことは、環境報告書の信頼性についても同様にいえる。信頼性は、社会ニーズと合致した保証水準が普及していくはずであり、現状、第三者機関等による認証を受けている企業が少ないことから、社会ニーズがあまりないと推測される。だからといって、信頼性を確保しなければ、仮に計算が間違っている情報であったとしてもそのまま開示され続けるため、結局、経済活動で利用するに足る信頼性の程度は判明されないままとなる。

企業側のニーズとして、金融等の短期的な企業評価が中心の現状から長期的な視点での評価にシフトすることを求め、また企業の環境、社会、ガバナンス情報に基づき、企業の長期的視点での経営姿勢やビジネス機会やリスクを適正に伝えたいと思う一方、今以上の作業やコストの負担を嫌う傾向がある。

経済活動の中で環境報告が第三者に利用され、企業価値につながる情報開示であるためには、質の高い情報が求められるべきであるが、作成者側と利用者側の認識や意向にはギャップが生じているものと考えられる。

そのため、このギャップを埋めて、取組の努力が両者でかみ合う仕組みを作っていくことが大切である。

3.2 金融等における環境情報の利用

(1) 金融における環境情報の利用

① 環境に配慮した投資

イ) ESG 投資等の動向

環境に配慮した投資には、社会的責任投資（SRI）、CSR 投資、ESG 投資⁶などがある。

現在、SRI が最も進んでいる米国では SRI 運用資産の総額が約 3 兆 7400 億ドルで、金融機関経由で運用されている金融資産の 11%を占める（2012 年）⁷。また、欧州では 1990 年代に本格的に普及し、2011 年末時点では 4 兆 8,090 億ユーロ⁸に伸びている。

これに対し、日本の SRI 市場は 2007 年までは増加傾向にあったものの、当時でも総資産残高は 1 兆円程度であり、その後の経済危機や株安などの影響で、現在は投資信託、債権あわせて 7,026 億円（2012 年 9 月）となっている⁹。これらの、相対的に日本 SRI 市場が小規模である要因としては、日本の SRI 市場が年金運用への組み込みが進まず個人投資家中心であることや、直接金融市場の規模の小ささなどが考えられる。

ただし、我が国においても ESG 投資等を積極的に進めていこうとする動きがあり、例えば、平成 22 年 12 月に連合は「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」を策定し、連合に加盟する労働者（労働組合）が、年金基金をはじめとするワーカーズキャピタルの一所有者としての責任と権限を再認識し、責任投資に取り組む道筋を明示している。

このなかで、投資判断に対し、財務的要素に加え ESG といった非財務的要素を考慮すること、短期的な利益追求を助長させる行動を排除し、中長期的かつ安定した収益の確保に努めること、運用受託期間に対しても責任投資を求め、責任投資を資産運用における主流に（メインストリーム化）していくことなどが理念としてうたわれている。

一方、我が国の新たな動きとして、東京証券取引所が日本経済応援プロジェクト「+YOU(プラス・ユー)～一人ひとりがニッポン経済」として、調査会社であるグッドバンカーとの共同で、ESG 関連テーマ銘柄を公表した。これは、証券取引所の CSR 活動の一環ではあるが、証券取引所として選定した銘柄を公表することには一定の意義があり、また選定された企業に取ってはレピュテーションにつながる取組といえる。

⁶ E は環境、S は社会、G はガバナンス

⁷ 「Sustainable and Responsible Investing Trends in the United States 2012」 USSIF, 2012 年

⁸ 「European SRI Study」Eurosif, 2012 年

⁹ 社会的責任投資フォーラム（SIF-Japan）資料

図表 34 米国の SRI スクリーニング運用資産残高推移

(10 億ドル)

Fig. A: Sustainable and Responsible Investing in the United States 1995–2012									
	1995	1997	1999	2001	2003	2005	2007	2010	2012
ESG Incorporation	\$166	\$533	\$1,502	\$2,018	\$2,157	\$1,704	\$2,123	\$2,554	\$3,314
Shareholder Resolutions	\$473	\$736	\$922	\$897	\$448	\$703	\$739	\$1,497	\$1,536
Overlapping Strategies	N/A	(\$84)	(\$265)	(\$592)	(\$441)	(\$117)	(\$151)	(\$981)	(\$1,106)
TOTAL	\$639	\$1,185	\$2,159	\$2,323	\$2,164	\$2,290	\$2,711	\$3,069	\$3,744

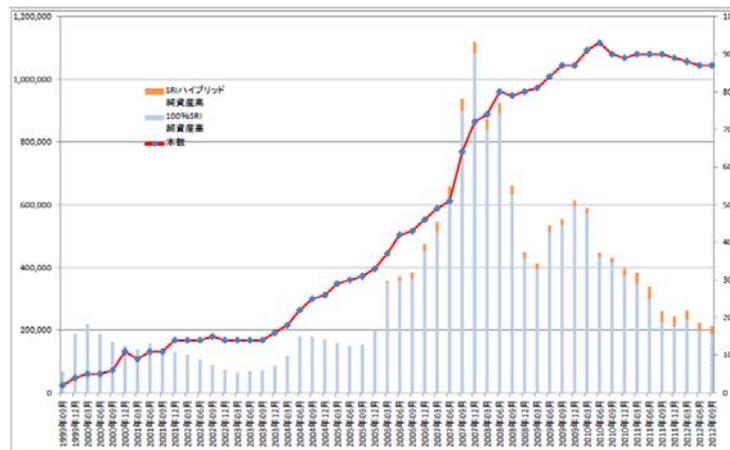
SOURCE: US SIF Foundation.

NOTE: Overlapping assets involved in some combination of ESG incorporation (including community investing) and shareholder advocacy are subtracted to avoid potential effects of double counting. Separate tracking of the overlapping strategies only began in 1997, so there is no datum for 1995. Prior to 2010, assets subject to ESG incorporation were limited to socially and environmentally screened assets. Values represent billions.

(出典) 「US-SIF Sustainable and Responsible Investing Trends in the United States」2012

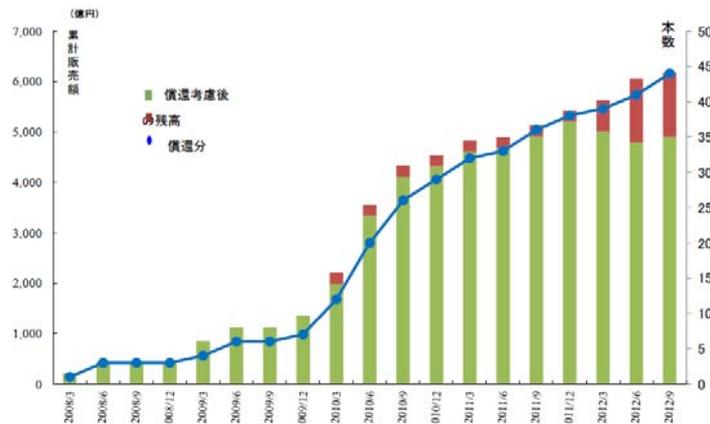
図表 35 日本の公募 SRI 投信の純資産残高とファンド本数推移

(百万円)



(出典) 「NPO 法人社会的責任投資フォーラム 最新版 SRI 市場残高」2012 年 9 月

図表 36 社会貢献型債券の累計販売額と債券本数推移(個人向け)



(出典) 「NPO 法人社会的責任投資フォーラム 最新版 SRI 市場残高」2012 年 9 月

ロ) 一般国民の ESG 投資等についての認知度

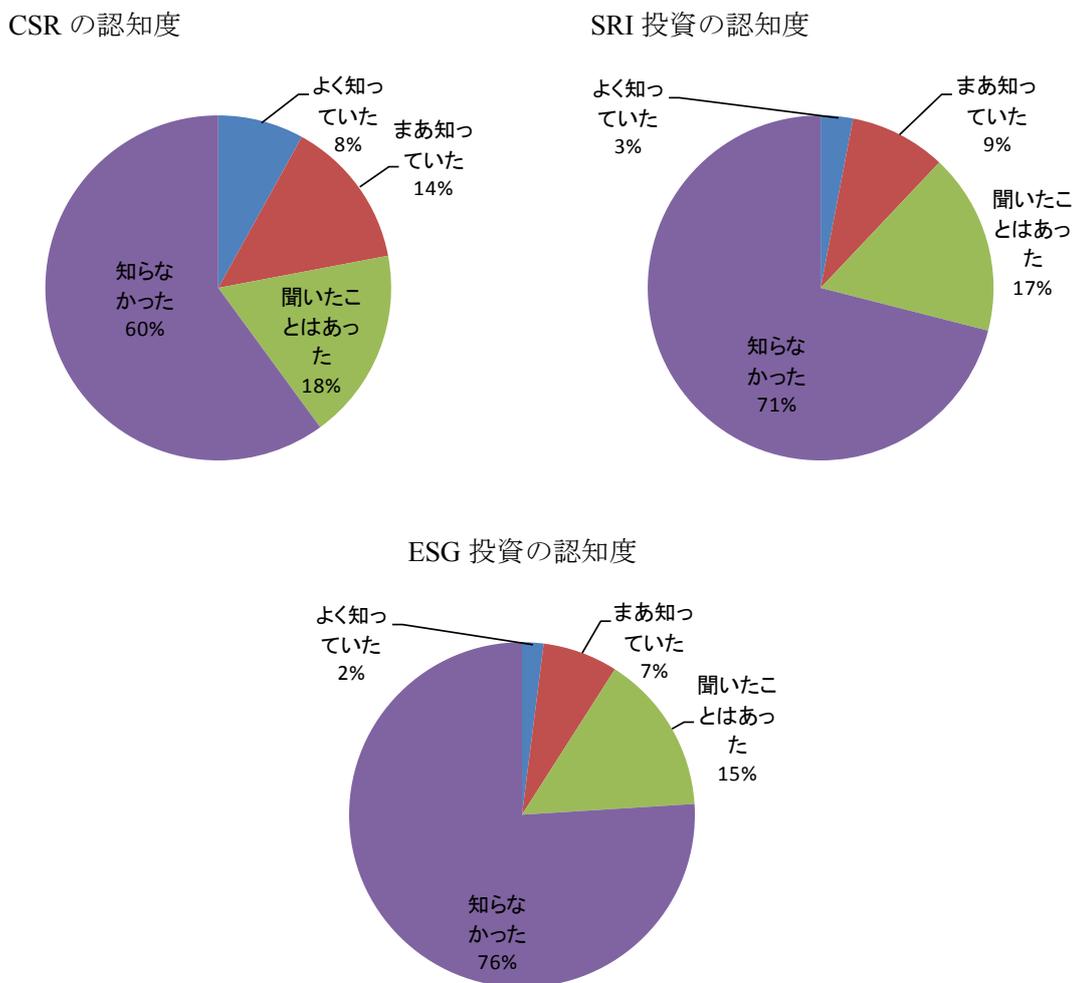
平成 23 年に行われた年金基金等の機関に対するアンケート調査*において、一般国民の ESG 投資等についての認知度についてもアンケートが実施されている。（「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」平成 24 年）

これによると、CSR の認知度は 4 割を超えるが、SRI 投資、ESG 投資については、認知度は 3 割に満たない（図表 37）。

また ESG 投資への理解（ESG 投資が、他の投資手法と比べ投資成績が不明な点を考慮しても長期的投資は良くなるはずだという考え方）については、「どちらとえばそう思う」を含めると賛同する意見が 4 割強を占める。一方、公的年金の ESG 投資への賛否については、賛成と反対で拮抗している状況である（図表 38）。

これらから、一般国民への ESG 投資等の認知は、難しいものと思料される。

図表 37 一般国民の CSR の認知度

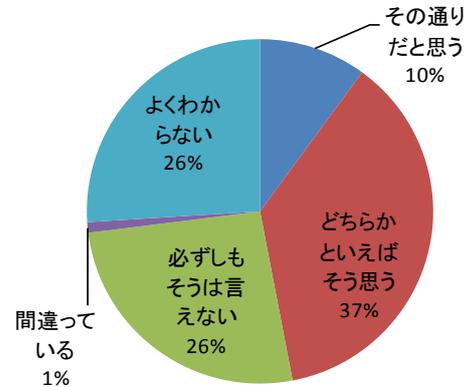


（出典）年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」2012 年

図表 38 ESG投資への理解

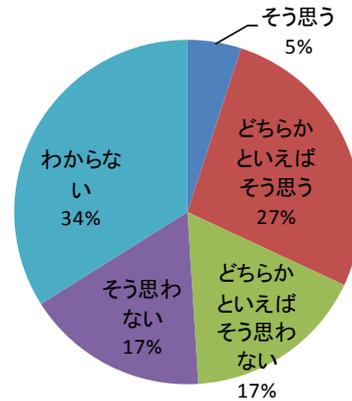
ESG 投資への理解

質問：環境や社会、企業の統治（ガバナンス）を考慮した投資(ESG 投資)については、比較的新しい手法であることもあって、他の投資手法に比べて投資成績が良いかどうかまだよくわかっていません。しかし、環境や社会問題などに取り組む優良企業に投資し、あるいは、それらに後ろ向きな企業には投資しないことによって、長期的な投資成績は良くなるはずであるという考えがあります。あなたはどのように思いますか。



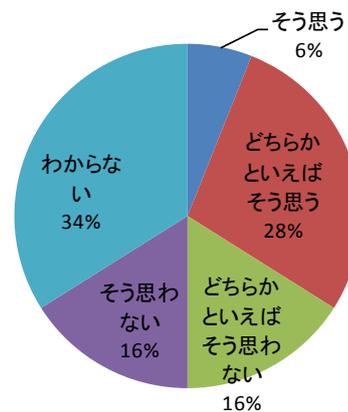
公的年金の ESG 投資への賛同

質問：自分や家族の払った保険料を環境や社会問題などの取り組みにも役立てられるよう、公的年金の積立金で、ESG 投資をすべきだ。



公的年金の ESG 投資への反対

質問：年金の保険料は将来の年金の支払いのためだけを考えて運用すべきであり、環境や社会問題などを考える ESG 投資は、これに関係がないので、公的年金の積立金ではすべきではない。



(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」

2012 年

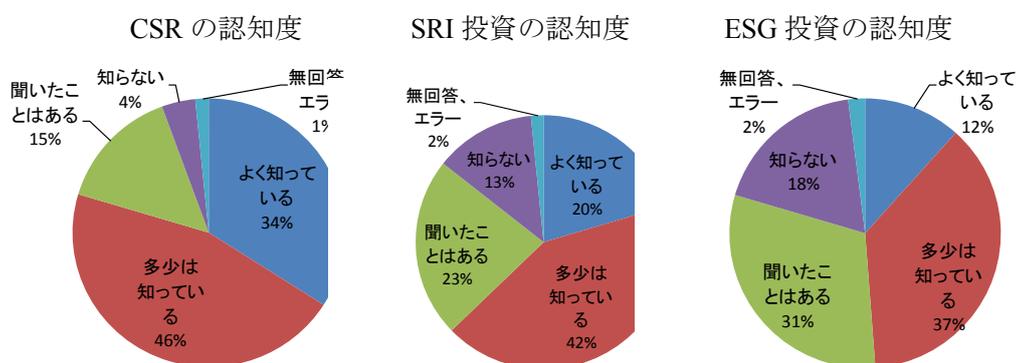
ハ) 年金基金等機関による ESG 投資等の実施状況

年金基金等の CSR や SRI の認知度については、相当程度高いのに対して、ESG 投資は「よく知っている」、「多少は知っている」を合わせてもその割合は半数程度となっている（図表 39）。

また、年金基金・制度にも社会的責任があるかどうかについての考えでは、社会的責任についての肯定的な意見が過半数を占めた。さらに、ESG 投資が受託者責任に反するかどうかといった質問に対し、「必ずしもそうはいえない」が 6 割をしめた。さらに、ESG 投資を行うことで長期的パフォーマンスが向上するかどうかについては、「必ずしもそうはいえない」が半数を占めたが、「確証はないが、まあ当たっている」との回答が 2 割、「間違っている」が 1%と低いことから、否定的な傾向は薄れているとの見方がされている。

また、ESG 投資の中長期の展望については、1/4 が「海外のように影響力が強まる」、1/4 が「現状と変わらないと思う」と回答している（図表 40）。

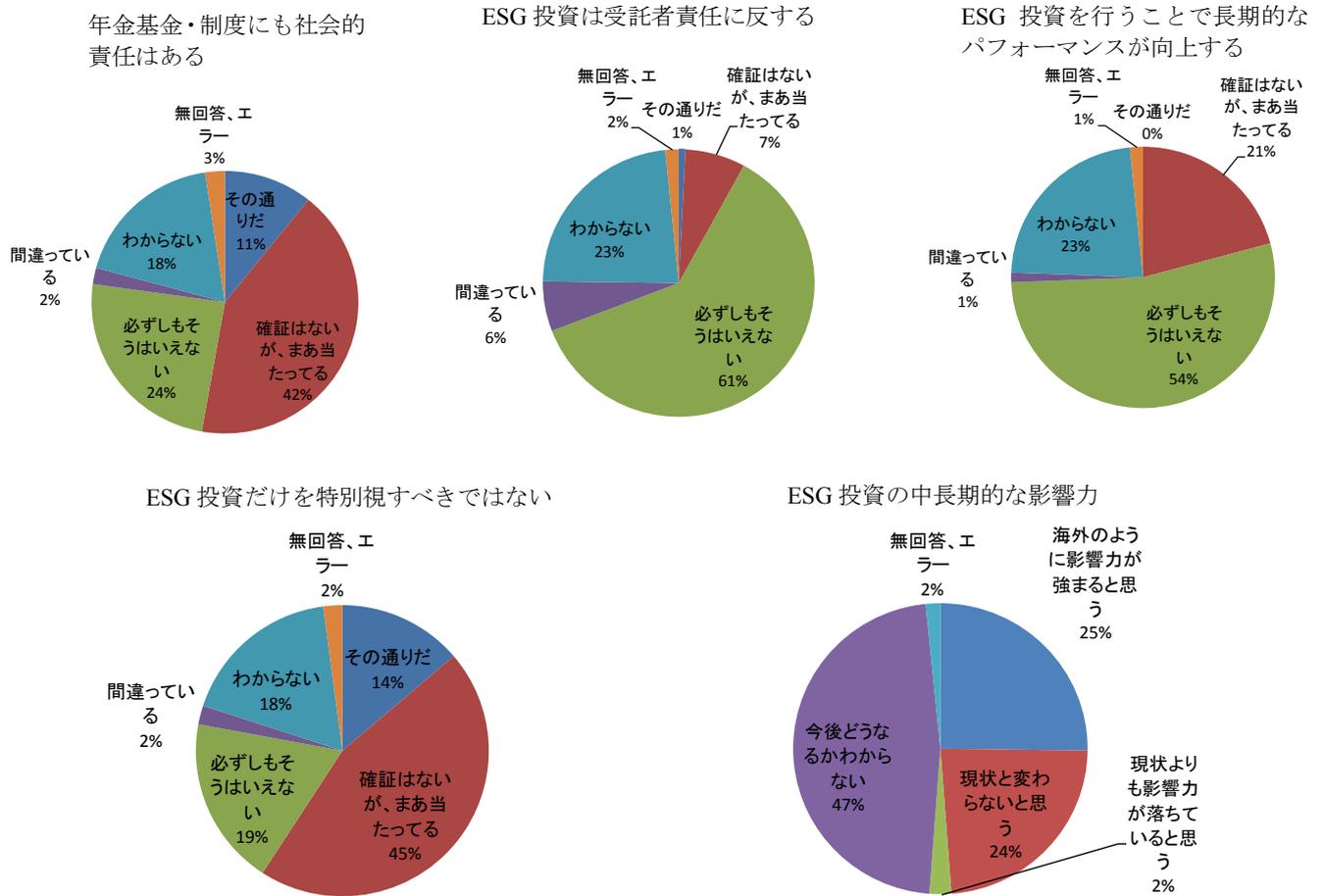
図表 39 年金基金等の CSR の認知度



（出典）年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」

2012 年

図表 40 年金基金等の ESG 投資に関する考え、意見

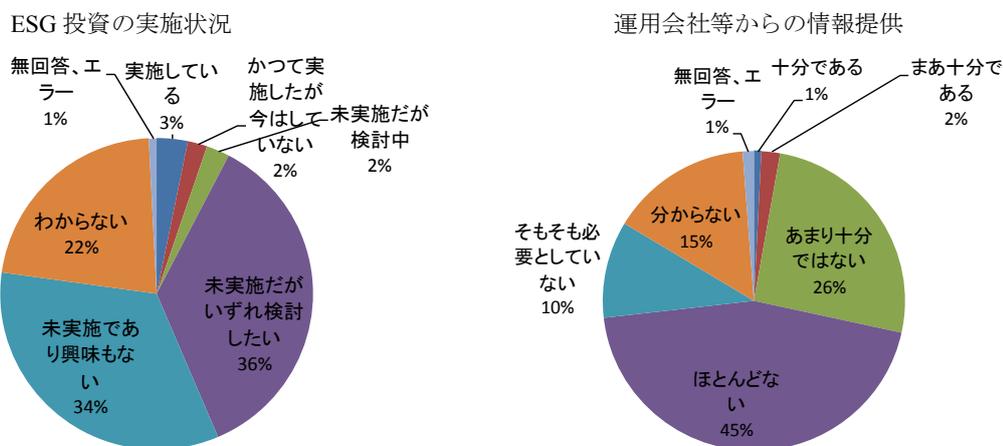


(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」
2012 年

ただし、現状では、実際に ESG 投資を実施している機関は、250 機関中 8 機関とわずかであり、しかも過去に比べて若干後退している。さらに、運用会社からの ESG 投資に関する情報提供の状況については、「ほとんどない」が 4 割強を占め、「あまり十分ではない」とあわせると 7 割となり、ESG 情報に関する情報提供は少ないことが明らかになっている。

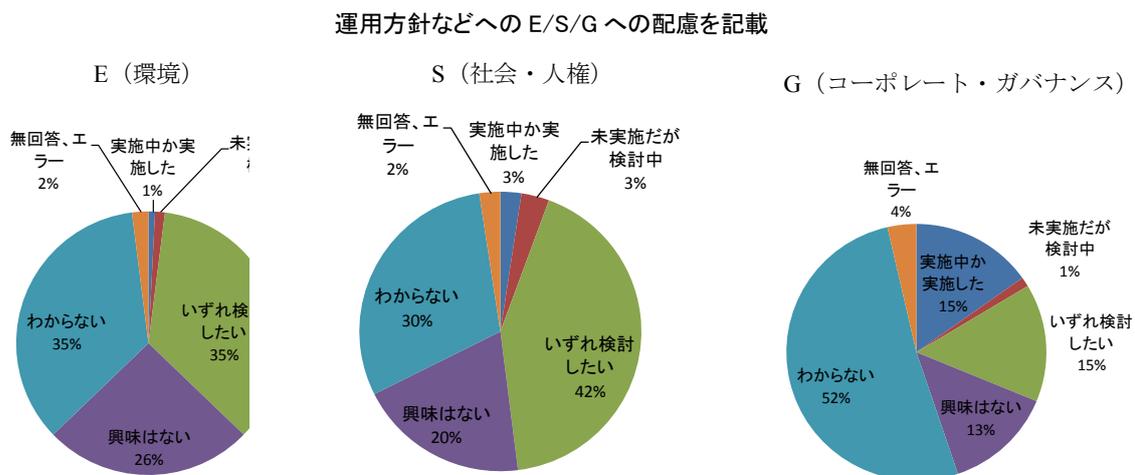
年金基金・制度の運用方針における E/S/G への配慮の記載をたずねたところ、「実施中か実施した」はコーポレート・ガバナンスについては 15%であったが、環境、社会・人権については数%だった。一方、「いずれ検討したい」との回答は環境で 35%、社会・人権で 42%、コーポレート・ガバナンスで 15%であった (図表 41)。

図表 41 年金基金等の ESG 投資の実施状況



(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」
2012 年

図表 42 年金基金等による E/S/G 配慮の運用方針への記載



(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」
2012 年

② 環境に配慮した融資

金融機関の基本的な動きとして、平成 23 年 10 月に日本版環境金融行動原則起草委員会にて「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」がとりまとめられた。これには平成 25 年 1 月現在、184 の金融機関が署名している。

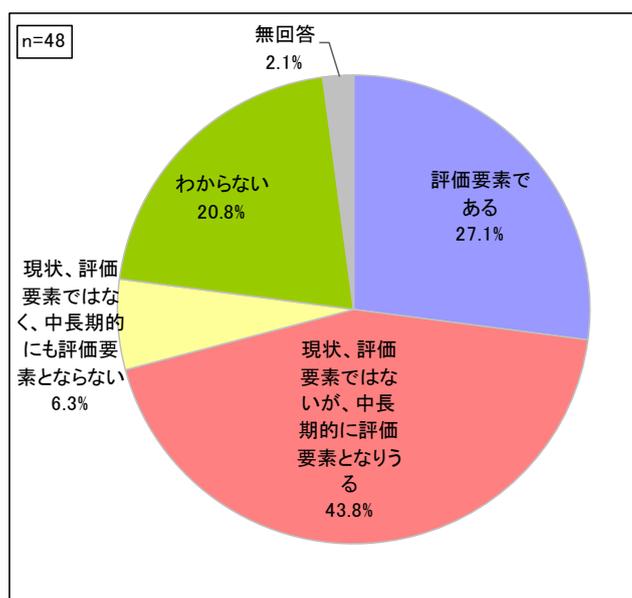
金融機関の具体的な認識や活動状況について、金融機関へのアンケート等（環境省「環境経営等に関する意識調査」平成 23 年と環境省「環境金融の取り組みに関するアンケート」平成 21 年）から見てみる。

まず、投融資先における環境・社会的取組については「評価要素である」と回答した金融機関は 3 割弱、「現状、評価要素ではないが、中長期的に評価要素となりうる」と回答した金融機関は 4 割強であり、中長期的な動向を含めると環境に配慮した投融資が拡大しつつある状況が示されている（図表 43）。

一方、投融資先環境・社会的取組の評価については、何らかの「評価方針がある」と回答した金融機関の割合は 3 割程度で、「評価方針を策定することを検討している」を含めると、過半数の金融機関が評価方針を持っているか検討している状況が示されている（図表 44）。

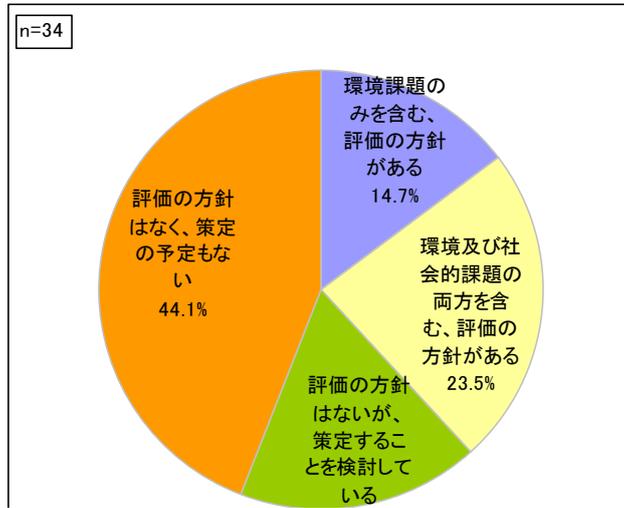
平成 21 年度において金融機関のうち環境配慮型企业（ISO14000 取得企業や環境格付けの高い企業等）へ低金利融資を行っているところは、「都市銀行・信託銀行・地方銀行」と「それ以外の金融機関」で大きな格差がある。例えばアンケートによると、環境配慮型企业へ低金利融資への取組を行っている企業は都市銀行・信託銀行・地方銀行では 20%を超えるが、それ以外の金融機関では 5%に満たない。同様の傾向は、SRI ファンドへの取組についても同様である（図表 45）。

図表 43 投融資先における環境・社会的取組の評価について



（出典）環境省「環境経営等に関する意識調査」2011 年

図表 44 投融資先環境・社会的取組の評価方針の有無



取り組んでいる

取り組んでいるが、通常業務の一部であり、他分野への投融資と区別はない

取り組んでいないが、検討している

取り組んでおらず、検討もしていない

不明

それ以外の金融機関



取り組んでいる

取り組んでいるが、通常業務の一部であり、他分野への投融資と区別はない

取り組んでいないが、検討している

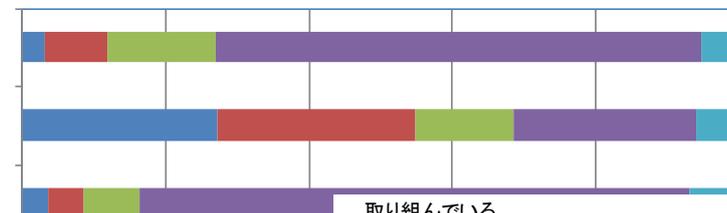
取り組んでおらず、検討もしていない

不明

それ以外の金融機関

都市銀行・信託銀行・地方銀行

全体



取り組んでいる

取り組んでいるが、通常業務の一部であり、他分野への投融資と区別はない

取り組んでいないが、検討している

取り組んでおらず、検討もしていない

それ以外の金融機関

都市銀行・信託銀行・地方銀行

全体

都市銀行・信託銀行・地方銀行

全体

0% 20% 40% 60% 80% 100%

0% 20% 40% 60% 80% 100%

③ 投資家等向け環境情報開示

＜財務報告制度等における環境情報開示＞

海外においては、欧州を中心に財務的影響が大きいファクターとして ESG があるという認識が強くなっており、財務報告に企業の発展や業績、状況を理解するために必要な環境的・社会的側面の分析を含む情報の開示が求められる傾向にあり、またそうした制度化を進める動きも見られる（補章2）。

例えば EU においては、会計法現代化指令（2003 年）等によって、有限責任会社は年次報告書及び連結年次報告書において、会社の発展や業績、状況を理解するために必要な環境は社会的側面の分析が含まれるべきとし、年次報告書に会社の事業の経過、業績、現況に関する公正な概観と、会社が直面する主要なリスク及び不確実性に関する記述を含めることを記載している。

また英国は、会社法（2006 年）及び気候変動法（2008 年）等によって、上場企業、大規模会社は年次報告書における取締役報告書（ビジネスレビュー区分）において、非財務情報を開示することを求めており、上場企業には環境影響及び環境に関する事項、従業員に関する事項、社会・コミュニケーション課題を、大規模会社は環境及び従業員に関する事項を含む KPI の開示を求めている。

さらにフランス、スウェーデン、デンマーク、スペインでは、各国独自の取り決めにて、上場企業、一定規模以上の非上場企業、国有会社、機関投資家に対し、環境・社会情報の開示を要請している。また、米国、カナダでは、年次報告書で財務影響のある環境情報の開示を促すために、ガイダンスを提示するなどしている。その他、南アフリカ、インド、シンガポール、香港、ブラジルなどにおいても、様々な形で環境情報の開示を促すための枠組みを導入している。

また、年次報告書、CSR 報告書を含む企業報告書における企業の環境、社会貢献を含む非財務情報開示を比較可能な形で提供するためのフレームを提供する目的で、国際統合報告審議会（International Integrated Reporting Council：IIRC）による統合報告作成の動きも重要である。同審議会は 2013 年には統合報告のフレームワークの公表を行うことを予定している。

一方で、我が国の財務報告制度において、投資家保護のために必要な情報は法定書類で開示される必要があるが、環境リスクや環境配慮型の研究開発などは、有価証券報告書であれば「対処すべき課題」、「事業等のリスク」、「研究開発活動」などにおいて、また会社法の事業報告書であれば、「対処すべき課題」、「研究開発活動」などで開示している事例がある。さらに、証券取引所に上場している企業には、決算短信の「事業等のリスク」、「経営方針」などで、環境リスクや CSR 方針などを開示している場合もある。しかし、これらの規則等において、環境情報の開示は特段明記されているものではない。

<開示基盤>

ESG 投資等のために利用できる情報を収集・開示する動きも活発化している。

例えば、2003 年より、機関投資家が連携し企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求めるプロジェクト「Carbon Disclosure Project (CDP)」が実施されており、2012 年現在 655 の投資家が参加している。

CDP は主要国の時価総額の上位企業に対して毎年質問表を送付している。送付する質問票は、「投資家質問票」、「サプライチェーン質問票」、「ウォーター質問票」で、例えば 2012 年の投資家質問票においては、気候変動管理、リスクと機会、排出量、重要情報などが質問されている。

図表 46 CDP の署名投資家と投資額、開示企業数の推移



(出典) Carbon Disclosure Project Web ページ <https://www.cdproject.net>

図表 47 CDP の質問書質問項目 (大項目)

CDP2012 投資家質問書	CDP2012 サプライチェーン質問書	CDP2012 ウォーター質問書
<気候変動管理> 1. ガバナンス 2. 戦略 3. 排出削減目標及び削減活動 4. コミュニケーション <リスクと機会> 5. 気候変動リスク 6. 気候変動による機会 <排出量> 7. 排出量算定方法 8. 排出量データ 9. スコープ 1 排出量内訳 10. スコープ 2 排出量内訳 11. 契約上のスコープ 2 排出量 12. エネルギー使用量 13. 排出実績 14. 排出量取引 15. スコープ 3 排出量 <重要情報>	<気候変動管理> 左と同じ <リスクと機会> 左と同じ <排出量> 左と同じ <サプライチェーン追加質問> SM 0.0 サプライチェーン追加質問について、特別にご提供を希望する情報 SM 1. 顧客企業に関する御社のスコープ 1、2、3 排出量 SM 2. 顧客企業との協働機会 SM 3. サプライヤーとの協働 SM 4. 製品及びサービスのライフサイクルでの排出量 <重要情報>	<水管理とガバナンス> 1. 水管理とガバナンス <リスクと機会> 2. リスク指標 3. リスク評価 4. 事業影響 5. 機会 6. 水とカーボン排出のトレードオフ管理 <水利用データ> 7. 取水及びリサイクル 8. 排水 9. 水の原単位 <重要情報>

(出典) Carbon Disclosure Project Web ページ <https://www.cdproject.net>

また、世界の投資情報を提供する「Bloomberg」は、従来の企業の財務情報に加え、ESG データもデータベース化し顧客に対して提供している。情報は、主として企業の環境報告書等の公表情報を元に作成しており、その根拠資料等を参照できるようにしている。現在 50 か国約 20,000 社を調査し、そのうち 6,000 社について提供している。先に記した CDP の情報も、投資家等に利用されている。

図表 48 「Bloomberg Environmental, Social and Governance Data」の ESG 項目例

環境 (59 項目)	社会 (26 項目)	ガバナンス (15 項目)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上の意思決定によって生じるリスク ・ 炭素排出 ・ 気候変動効果 ・ 汚染 ・ 廃棄物の処理 ・ 再生可能エネルギー ・ 資源の枯渇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の人事方針および慣行から生じるリスク ・ サプライチェーン ・ 差別 ・ 政治献金 ・ 多様性 ・ 人種 ・ 地域社会との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレートガバナンス方針の不備に起因するリスク ・ 累積投票 ・ 役員報酬 ・ 株主の諸権利 ・ 買収防衛 ・ 期差選任取締役会 ・ 社外取締役

(出典) Bloomberg 社ホームページ

我が国における財務情報では、有価証券報告書であれば EDINET、上場企業の決算短信であれば TDnet といった、いずれも IT (XBRL) を利用した開示プラットフォームが整備されている。

一方、環境報告の開示プラットフォームには、環境省の「もっと知りたい環境報告書」(特定事業者) や経済産業省の「環境報告書プラザ」(民間企業) があったり、民間団体等で独自に環境報告書のデータベースを作成している場合がある。しかし、いずれも投資家向けの開示プラットフォームではないため、財務情報と環境情報を関連付けやすいなど、投資家等にとって利便性の高い基盤を整備していくことが課題である。

(2) 消費における環境情報の利用

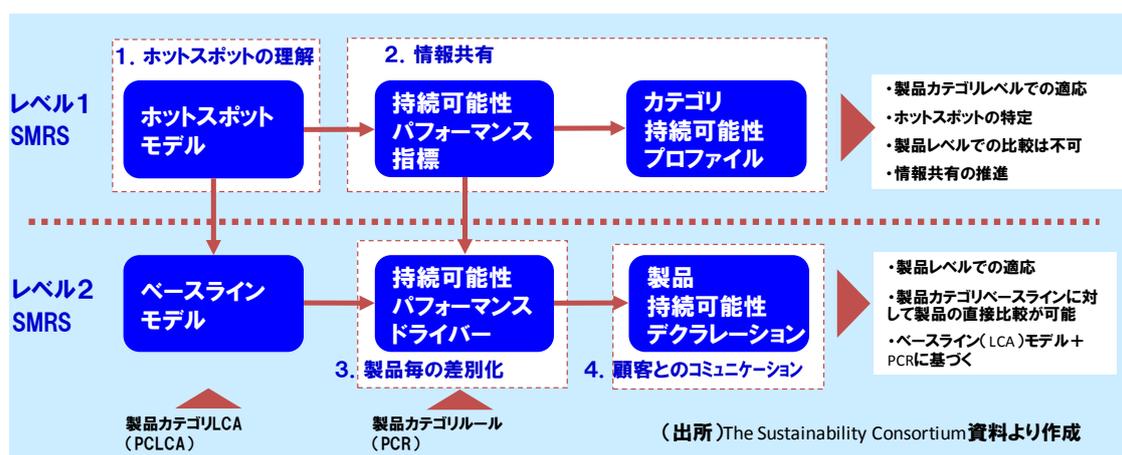
① 企業間取引における利用

特に海外においては、製品における環境関連情報について、ネガティブな面も含めて積極的に開示していこうという動きがみられる (p51)。また、サプライチェーンにおける環境負荷低減のため、LCA を実施している企業が増えている。

先進的な試みとしては、ウォルマートのサステナビリティインデックスの試みが挙げられる。ウォルマートは 2009 年、取引のある 1500 のサプライヤーと協議し、同社の商品にサステナビリティインデックスを明示することを明言、同社と取引のあるサプライヤーにサステナビリティ診断を実施、さらに大学と企業や政府機関とのコンソーシアムの組成に協力している。今後、消費者向けに製品のサステナビリティに関する情報を簡単なレーティングで表示することを目指している。

なおコンソーシアムは、製品ライフサイクルに関する全世界の膨大な持続可能性情報の収集・分析を可能にすることを目指しサプライヤーや小売、NGO、政府等が共同して 2009 年 7 月に立ち上げている。ここでは、WG 等を通じて、持続可能性の測定及び報告システム (SMRS) や関連 IT ツールの開発等を実施、LCA を基礎とする製品の持続可能性測定・報告標準で、製品カテゴリ特有の報告すべき影響エリアや収集データおよび収集方法と報告方法についての基準等が含まれ、2 段階 (レベル 1、レベル 2) で実施するものを作成している。

図表 49 ウォルマート/サステナビリティ・コンソーシアム 資料より



国内においても、イオンなど小売りチェーンが関連企業を含めたバリューチェーン全体で製品の環境負荷量を削減することや、商品小売業と製造メーカーが一体となった低環境負荷製品の開発などの取組が徐々に広がりを見せている。

(参考4) 海外における企業間取引等への環境情報の活用事例

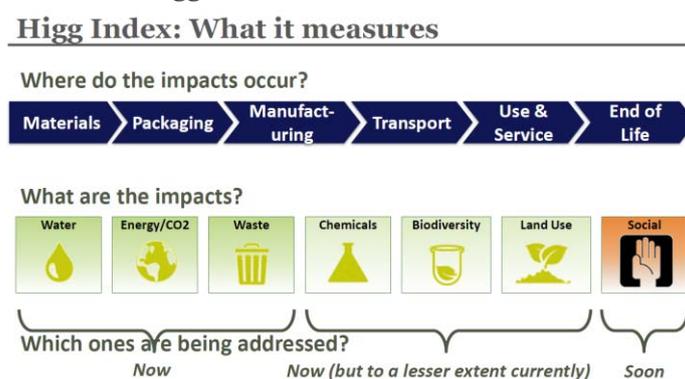
Outdoor Industry Association(OIA) : Eco Index

- ・ 米国のアウトドア系企業団体「Outdoor Industry Association(OIA)」の Sustainability Working Group がサステナビリティ指標「Eco Index」を開発した。2011年には、世界のアパレル・靴の30%のバリューチェーンを占める企業により組成された環境基準指標を目指す団体「the Sustainable Apparel Coalition (SAC)」が Nike の Materials Sustainability Index と併せ本指標を採用することを決定。OIA とともに Eco Index の第2版「Higg Index」を開発した。アパレル、靴製品に対し、バリューチェーン全体における環境パフォーマンスの測定、評価方法の標準化を示す。5つのエリア（水利用・水質維持、エネルギー及び排出、廃棄、化学物質・有害物質、社会及び労働）に対し、ゴールを設定している。

ウォルマート：サステナビリティインデックス

- ・ ウォルマートは2009年、ウォルマートと取引のある1500のサプライヤーと協議し、同社の商品にサステナビリティインデックスを明示することを明言した。同社と取引のあるサプライヤー10万社に対し、質問票に基づくサステナビリティ診断を実施し、さらに大学と企業や政府機関とのコンソーシアムの組成に協力、製品のライフサイクルに渡るグローバルな情報データベースを構築している。最終的には消費者向けに製品のサステナビリティに関する情報を簡単なレーティングで表示することを目指している。これは、2011年までに6の製品カテゴリーで詳細な評価を実施、2012年には100カテゴリーまで拡大予定である。

図表 50 SAC / Higg Index 対象のバリューチェーンとインパクト例



(出典) the Sustainable Apparel Coalition (SAC) Web ページ、<http://www.apparelcoalition.org/>

図表 51 Walmart / Sustainable Product Index サプライヤーへの 15 の質問状



1-800-331-0085

www.walmartstores.com

Supplier Sustainability Assessment: 15 Questions for Suppliers

Energy and Climate: Reducing Energy Costs and Greenhouse Gas Emissions

1. Have you measured your corporate greenhouse gas emissions?
2. Have you opted to report your greenhouse gas emissions to the Carbon Disclosure Project (CDP)?
3. What is your total annual greenhouse gas emissions reported in the most recent year measured?
4. Have you set publicly available greenhouse gas reduction targets? If yes, what are those targets?

Material Efficiency: Reducing Waste and Enhancing Quality

1. If measured, please report the total amount of solid waste generated from the facilities that produce your product(s) for Walmart for the most recent year measured.
2. Have you set publicly available solid waste reduction targets? If yes, what are those targets?
3. If measured, please report total water use from facilities that produce your product(s) for Walmart for the most recent year measured.
4. Have you set publicly available water use reduction targets? If yes, what are those targets?

Natural Resources: Producing High Quality, Responsibly Sourced Raw Materials

1. Have you established publicly available sustainability purchasing guidelines for your direct suppliers that address issues such as environmental compliance, employment practices and product/ingredient safety?
2. Have you obtained 3rd party certifications for any of the products that you sell to Walmart?

People and Community: Ensuring Responsible and Ethical Production

1. Do you know the location of 100 percent of the facilities that produce your product(s)?
2. Before beginning a business relationship with a manufacturing facility, do you evaluate the quality of, and capacity for, production?
3. Do you have a process for managing social compliance at the manufacturing level?
4. Do you work with your supply base to resolve issues found during social compliance evaluations and also document specific corrections and improvements?
5. Do you invest in community development activities in the markets you source from and/or operate within?

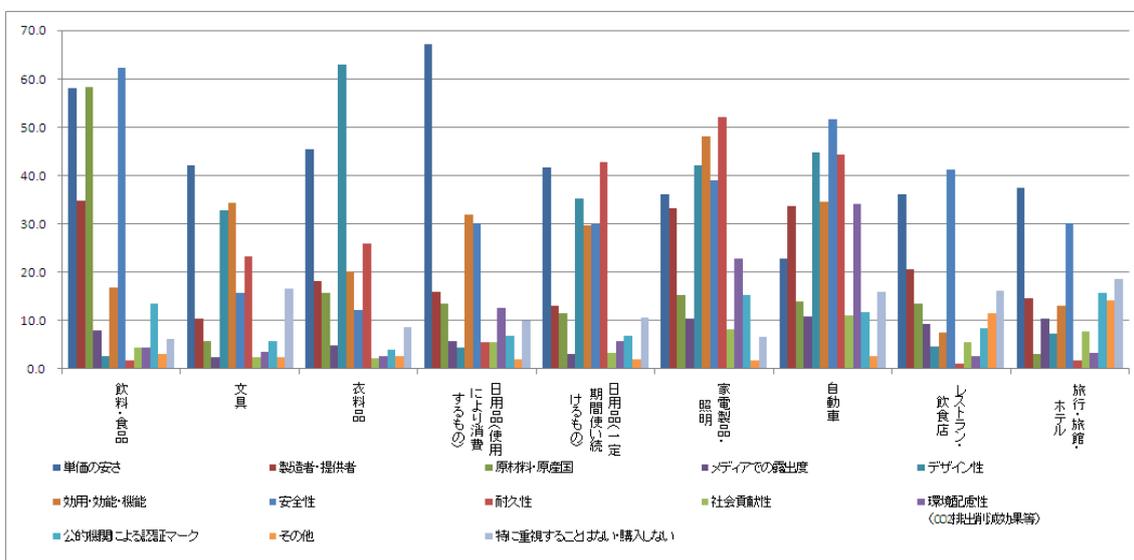
(出典) 「“Walmart Announces Sustainable Product Index” Walmart ホームページニュース」2009年

② 企業の環境情報に関わる消費者による利用

企業は様々な媒体を通じて環境情報を提供しているが、利用側として環境情報がどのように意識されているかを把握する必要がある。

環境省 グリーンマーケットプラス研究会消費者アンケート調査においては、利用者として消費者が商品・サービスを購入する際にどのような項目を重視しているかを調べている。これによると、消費者が商品・サービスを購入する際に最も重視していることは、多くの商品・サービスにおいては「単価の安さ」、「デザイン性」、「安全性」、「耐久性」などが挙げられており、「環境配慮性」は、最も高い割合を占める自動車においても3割強に留まっている。

図表 52 商品・サービスを購入する際に重視していること



(出典) 環境省「グリーンマーケットプラス研究会消費者アンケート調査」2011年

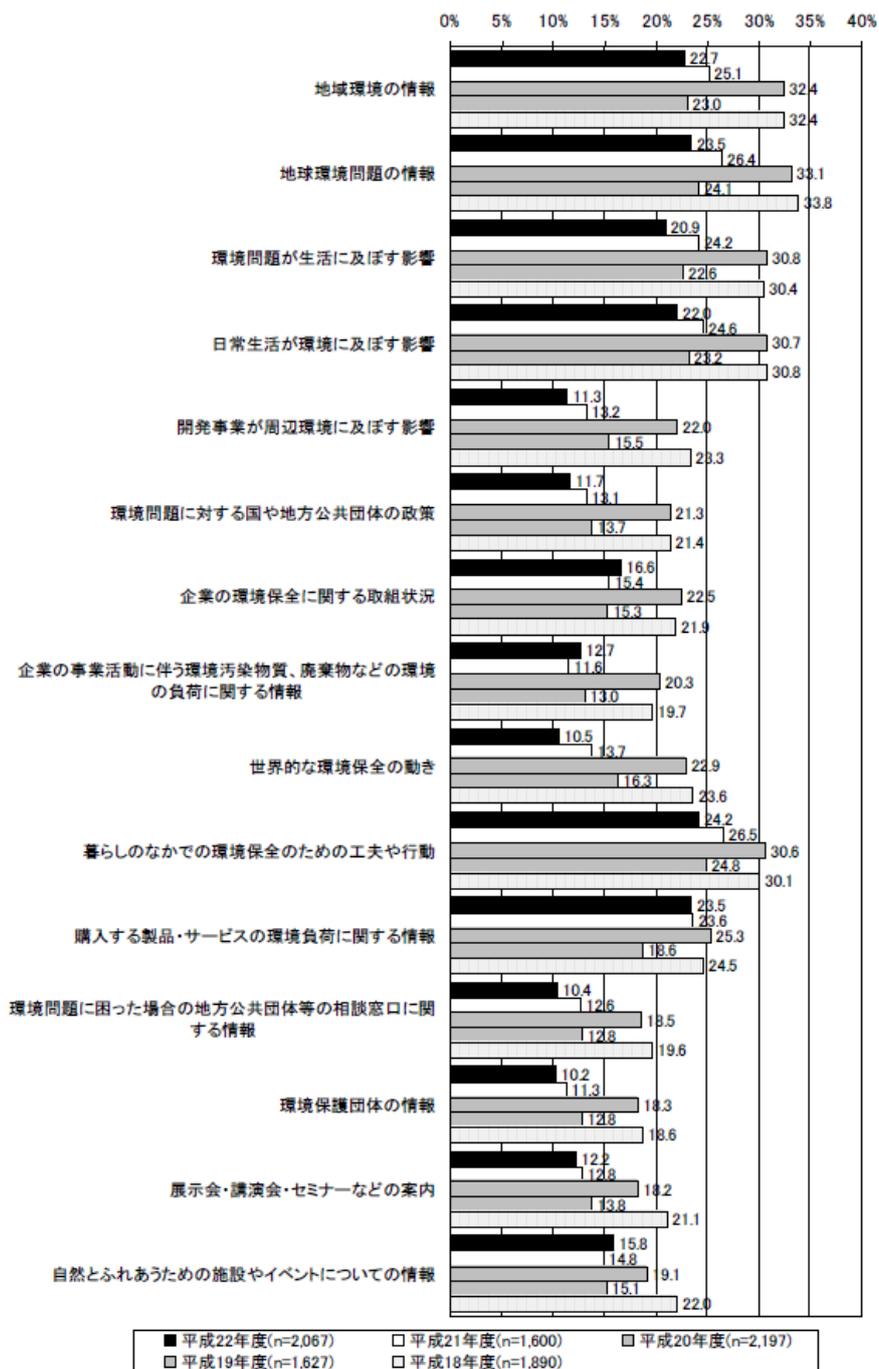
さらに環境問題に関する情報の満足度を、環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」において調べている。これによると、環境問題に関する情報の満足度が高い項目は、「地球環境問題の情報」(20.5%)、「地球環境の情報」(22.7%)であり、相対的に企業からの情報である「企業の環境保全に関する取組状況」(16.6%)、「購入する商品・サービスの環境負荷に関する情報」(20.5%)は低い傾向にある。

従って、企業からは十分な環境情報を発信されていないか、発信されていても効果的な方法となっておらず、企業の環境情報が望まれる消費者に伝わっていない可能性がある。

他方、企業の環境配慮活動について消費者に理解を求めるためには、消費者への環境情報提示のみならず、消費者とのコミュニケーションを行うことも効果的である。これについては、国内企業でも先進的な取組を行っている事例があり、その効果が参考になる。味の素は環境報告書、CSR 報告書を作成するにあたって、「味の素グループ CSR 活動にご意見をいただく会」や、環境報告書を活用した大学での講義、主婦などを対象としたグループインタビューを通じて、消費者とのコミュニケーションを図って環境配慮活動に反映

している。またイオングループは、商品情報のホームページでの情報提供、売り場での「グリーンアイ生産者情報 QR コード」「海のエコラベル(MSC 認証)」などの情報発信に加え、課題解決へのアプローチを模索している。

図表 53 環境情報への満足度（「十分満足している」「まあ満足している」の合計）



(出典) 環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」2011年

(2) 課題

① 金融における利用

イ) 環境に配慮した投資

欧米の市場と比べて日本の SRI 市場が伸びていない理由としては、社会的に問題視される産業等へのネガティブスクリーニングを SRI 投資の集計に含めるか否かなどの違いはあるものの、年金基金等の機関投資家の SRI が、近年増加傾向にあるとはいえ未だに少ないことがあげられる。

公的年金を含めた年金基金等による環境配慮型の投資拡大が大きな課題といえるが、年金基金等においては、CSR や SRI、ESG の認知度は比較的高く、また運用方針への ESG 配慮の記載も将来的に肯定的な意見も多いことから、その理解や重要性はある程度認識されている。しかし、実態として ESG 投資活動はあまり活発に行われていないことがアンケートでは示唆されている（図表 39～図表 41）。

この原因としては、一般国民や従業員等の認識として、ESG 投資への理解は以前より広がっているものの、実際に年金基金が ESG 投資を行うことについては消極的であることが上げられる。それを反映してか、ESG 投資に関する投資情報が、投資運用会社等から年金基金等に十分提供されていない。

この点に関して、年金基金等が考える ESG 投資発展のためのもっとも重要と思われる条件は、「パフォーマンスの優位性の明確化」「検討に値する十分の期間の運用実績ができること」「社会的な関心や要請が高まり、無理なく採用できる環境が整うこと」の回答が際立って多いことから、ESG 投資への理解はあるものの最終的には結果が付いてこないと実際の投資には踏み切れないと推察される（図表 54）。

環境経営の現状において記したように、環境・社会課題への不対応が企業リスクに直に影響を及ぼすと多くの企業で想定されるようになると、中長期的な企業価値をいかに伸ばしていくかという企業戦略の部分に焦点を当てる ESG 投資に経済合理性が附帯される。即ち、企業の CSR が長期的な企業価値と関連付けられる要素であり、その良し悪しを投資家等が目利きをして、投資判断に ESG 情報を組み込めるようになる。

将来において、ESG による企業評価がメインストリームになることを念頭に、投資家等が ESG 投資に関するリテラシーを身に付けておくことが重要である。

図表 54 日本の年金基金・制度における ESG 投資が進展するための必要な条件
(最も重要だと思われる条件)

	回答数	割合 (%)
検討に値する十分な期間の運用実績ができること	39	15.6
他の運用手法に対してパフォーマンス上の優位性が明確になること	48	19.2
受託者責任に反しないことが明確になること	5	2.0
年金基金・制度の役職員が ESG に関する意識を高めること	1	0.4
母体企業が ESG に積極的に取り組むこと	2	0.8
加入者等の意識が進み、加入者等から ESG 投資を要請されること	0	0.0
社会的な関心や要請が高まり、無理なく採用できる環境が整うこと	32	12.8
運用会社が積極的に ESG 関連の商品開発に取り組むこと	3	1.2
委託先の運用会社が情報提供を充実させること	5	2.0
コンサルタント会社が情報提供を充実させること	0	0.0
投資先となる企業が ESG に配慮した経営活動水準を高めること	2	0.8
投資先となる企業が ESG に関する情報開示を進めること	4	1.6
有価証券報告書などに ESG 情報の開示を促す規制が導入されること	0	0.0
税制などを通じ ESG に配慮した企業活動促進の政策が行われること	5	2.0
回答者数	250	

(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」

2012 年

ロ) 環境に配慮した融資

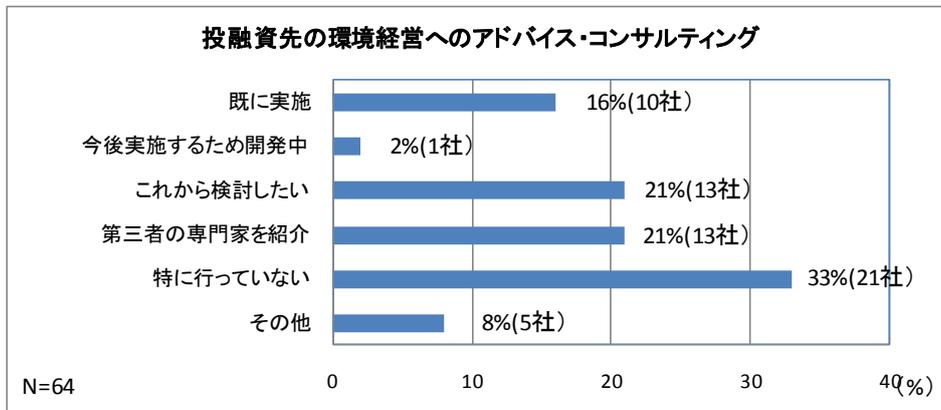
環境配慮型の融資を金融機関が実施するにおいても、経済合理性がなくてはならない。つまり、融資先企業におけるキャッシュフロー毀損リスクが、ESG に考慮することで低減されなければ、考慮することへの合理性はないことになる。

ただし、経済的合理性に関しては ESG 投資と同様の議論であるが、金融機関の場合には融資先企業の経営者に直接アクセスして、融資判断をすることが通常であり、投資先企業の分析をするアナリストが媒介する ESG 投資とはその点で異なる。金融機関では企業の環境経営に関して、金融担当者がより深く知り、かつサポートすることも可能となる。

しかし、環境経営学会・カーボンマネジメント推進委員会が、21 世紀金融行動原則署名機関を対象として実施したアンケート調査において、金融機関が投融資先へ行うアドバイス・コンサルティングは一部に限られていること示唆されたが、これはそれらの行為に現時点において経済合理性を見出していないことの現れとも考えられる。

数多ある金融機関の中で 21 世紀金融行動原則に署名した金融機関は環境への意識も高く、今後、環境配慮型の融資を実施する可能性が十分あるものと考えられる。環境経営のアドバイス等を「これから検討したい」「第三者の専門家を紹介」という金融機関が合わせて 42% もあることから、その意欲の高さが見られる。

図表 55 投融資先に対する環境経営のアドバイス・コンサルティングの実施



(出典) 環境経営学会、カーボンマネジメント推進委員会「中小企業の環境経営促進に関するアンケート調査」2012 年

中小企業の環境経営促進にあたっては、地域金融の役割が大きく、地域金融がどのような機能を果たし、どのような商品や解決策を提示できるか課題となる。こうした課題の解決を、企業の環境情報を活用しつつ図ることができれば、地域金融と中小企業の連携も強化され、金融・企業両者にとっての経済活動の底上げにつながると考えられる。

一方で、環境配慮型の融資には、経済合理性を見出しづらい面も多々あると考えられる。そのため、企業の CSR を経営と統合された形で考慮できる能力と中長期的な視野で経済的合理性を見出し、かつ環境負荷低減に貢献できる融資案件等へのインセンティブ付けが課題である。

ハ) 投資家等向け環境情報開示

＜財務報告制度等における環境情報開示＞

将来、投資家にとって環境情報の重要性が増してきた場合、投資判断の元となる重要情報の数値化や比較可能性及び信頼性が重要になるものと思われる。環境報告の現状で記したように、環境報告書等において環境数値やデータの開示は一定程度進んでいると考えられるが、投資家が判断材料として利用するためには、大企業による作成数（4割弱）は十分ではなく、また重要な情報の開示も網羅的か不明確であり、比較も難しい状況にある。

これは、現状、企業の環境報告書が努力義務になっていることでは、開示する企業数や記載事項に限界があり、抜本的にこの課題を解決することは困難であると考えられる。一方、財務報告制度における有価証券報告書等においては、「事業等のリスク」などで投資家保護に必要な情報については、環境に関連する事項であっても記載されるはずであるが、規制等において環境情報の記載は明記されていない。現状の開示制度において、ESG投資を促進する、もしくはESG投資リスクを軽減するという観点から、十分な開示がなされているとは言い難いとの指摘もある。

そのため、環境・社会情報を欲する投資家にとっては、情報の収集・調査にも大きな負担がかかる、あるいは必要な情報が容易に入手できないといった課題が存在する。また、数値化を行うにしても、リスク・機会情報を中心に、すべての情報が正確に数値化できるわけではないため、定性的な情報についてもそれを比較できる枠組みも必要となってくる。

ただし、一方でそもそも投資家等のうち、どれくらいの割合がESG情報を欲しているのかということは明確にしておく必要がある。その点、日本証券アナリスト協会の証券アナリスト向けアンケートによると、約9割近くのアナリストがESG情報は重要であると認識している。また、ESGそれぞれの重要性については、ほぼ遜色なくいずれも重要としている。

図表 56 ESG要因の重要性認識

		短期 1年未満	中期 1～3年	長期 3年超	総計
		9%	51%	39%	100%
ESGは重要	86%	43	268	203	514
Aに対する比率		77%	87%	86%	86%
ESGは重要でない	14%	13	39	33	85
Aに対する比率		23%	13%	14%	14%
全体数(A)	100%	56	307	236	599

(出典) 日本証券アナリスト協会 報告書「企業価値分析におけるESG要因」2010年

<開示基盤>

有効な環境情報の開示基盤は、ESG 情報開示に関連する課題を解決する一つの方策である。しかし、現状において、投資家等が利用しやすい環境情報の開示基盤は存在しない。過去の検討委員会等での検討内容では、有効な開示基盤としては以下の事項に留意する必要があるとされている。これらを満たした開示プラットフォームの構築が、課題である。

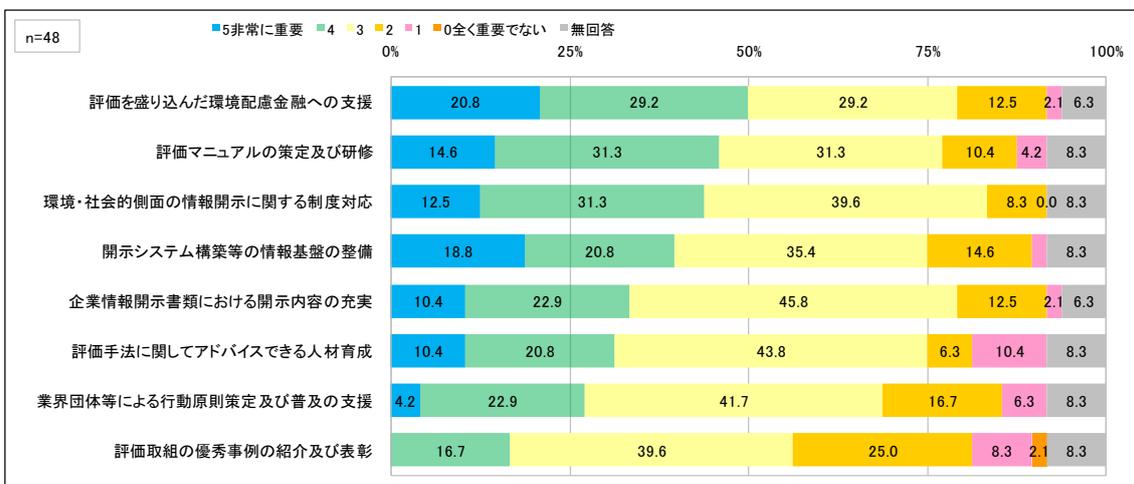
- ・ 利用者毎に、利便性の高い開示基盤を整備する必要がある。
(既存の開示基盤を有効活用する。)
- ・ 有効な開示基盤は、情報利用の裾野を拡大する視点も重要。
- ・ 定性及び定量情報が、関連付けられて開示される必要がある。
- ・ ICT の活用により、情報の質（比較可能性など）及び情報の利便性（入手可能性・分析容易性）の向上が期待される。

ちなみに、投融資先環境・社会的取組の評価促進のため国等に期待することについては、「評価を盛り込んだ環境配慮金融への支援」、「評価マニュアルの策定及び研修」、「環境・社会的側面の情報開示に関する制度対応」、「開示システム構築等の情報基盤の整備」の順に重要となっている。

また、企業が SRI 投資の調査機関から要請される環境情報に対する有効な施策としては、「質問フォーマットの標準化」が非常に重要または重要と回答した企業が約 8 割、次いで「算定基準の統一（業界等）及び」「環境情報等による開示の有効利用」が挙げられている。

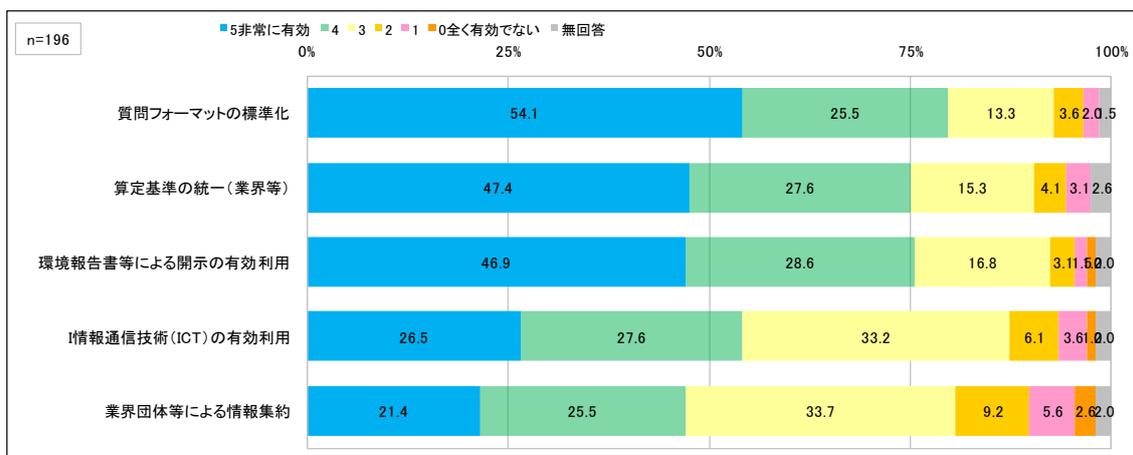
いずれにおいても、開示内容や評価手法といった手法に関することとセットで、開示システムの重要性も指摘されている。

図表 57 投融資先環境・社会的取組の評価促進のため国等に期待すること



(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

図表 58 調査機関等から共通的に要請される環境情報に対し有効な取組み



(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

② 消費における利用

イ) 企業間取引における利用

企業間取引においては、バリューチェーン全体を環境配慮に変えていくことが、中小企業も含めて環境配慮に導くためには必要である。特に、日本企業に求められているものとして、中小企業の競争力向上と同時に環境課題への対応の視点が重要である。

たとえば、企業間取引において欧米と日本での相違点の一つに、欧米では調達元の要請基準をサプライヤーが満たしていない場合には、契約を一方的に解除することがありうる点が上げられる。一方、日本の場合は調達先にできるだけ対応を促すよう、調達元から様々な支援を行う動きが見られる。

我が国においてもグリーン調達や CSR 調達は多くの大企業で取り組まれているところではあるが、先に示したパナソニックの ECO・VC 活動のように、サプライヤーから CO2 削減提案を受けて、新たな環境配慮型の製品や部材の採用・開発につなげ、負荷低減をサプライヤーと協働で行っている。また、中小企業が自らの生き残りに必要な取組と考え、環境経営や CSR 経営を取引先企業と共に積極的に行っている場合もある。

このように企業が率先してリスクをチャンスに変えていける取組は、ビジネスとリンクした環境取組として促進していく必要がある。しかし、企業の連携した取組は、国内でも一部企業や業界などで進むが、より多くの企業が参加する共通の枠組みにはつなげていない。我が国として、中小企業も含めてバリューチェーン全体で環境情報を有効活用した競争力強化と環境負荷低減の枠組みを構築していくことが必要である。

ロ) 消費者における利用

企業の環境情報が一般的な消費者がアクセスしやすい新聞や CM 等を含む各種メディアで発信されることは以前に比べ多くなっているとはいえ、十分ではなく、企業の環境情報が消費者に望まれるほど伝わっていないと考えられる。このような状況下で、多くの消費者が環境意識をもち、購買行動につなげてもらうことは難しい問題といえる。

また、大多数の消費者にとって企業等が発信している環境情報は、その内容と背景とする環境課題との関係含め、読み取るのが難しいと指摘される。消費者にわかりやすい形で開示しなければ、消費行動につながらない点にも留意する必要がある一方、消費者側の理解向上に向けた取り組みも必要と考えられる。

これを解決するために、一部の先進的な企業で実施されているように消費者とのコミュニケーションを通じて、消費者の理解向上と消費者のニーズに即した環境情報の開示手法を開発していくことが求められる。

3.3 特定事業者等による環境情報開示と利用状況

<特定事業者による環境報告書の作成>

特定事業者による環境報告書の作成公表義務

すべての特定事業者¹⁰が、環境負荷の数値を含む環境報告書を作成・公表している。

特定事業者による環境報告書の記載事項について

特定事業者の環境方区書における「記載事項等」の記載状況について調査を行ったところ、「記載事項等」に定める事項は概ね記載されていた。

事業活動に伴う環境負荷に係わる数値については、エネルギー使用量、CO2 排出量、紙使用量、水資料量、廃棄物排出量、化学物質使用量等、データを豊富に盛り込む特定事業者も多く見られた。

環境報告書に関し地域住民や学生からアンケートをとるとともに結果をフィードバックするといった利用者とのコミュニケーションの取り組みを行っている事業者も見られた。

その一方で対象となる組織範囲の記載の内、環境配慮の目標及びその達成に向けた取組計画の記載が明確でない、マネジメント体制・運営方法の記載が不十分、利用者とのコミュニケーションの記載がない、といった例も見られた。

特定事業者による環境報告書の信頼性向上（報告書の審査）について

第三者審査を受けている機関は 8 事業者であり、第三者意見をを受けている機関は 32 事業者であった。

また、自己評価を行う機関は 33 事業者、第三者+自己評価（両方）を受けている機関は 12 事業者であった。一方で、第三者審査を全く受けていない機関も 33 事業者あった。

<各省庁による環境配慮等の状況の公表>

政府の環境政策の実施状況については、環境白書・循環型社会白書において毎年度公表されている。また各省各庁は、環境配慮等の状況をウェブサイトにおいて公表しており、環境省はそれらを確認するとともにウェブサイトへのリンクを一覧化している。

(http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/article6.html)

¹⁰ 特定事業者とは、特別の法律によって設立された法人であって、国の事務事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令*で定めるのである。具体的には、独立行政法人や国立大学法人等が特定事業者として定められている。 *環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令

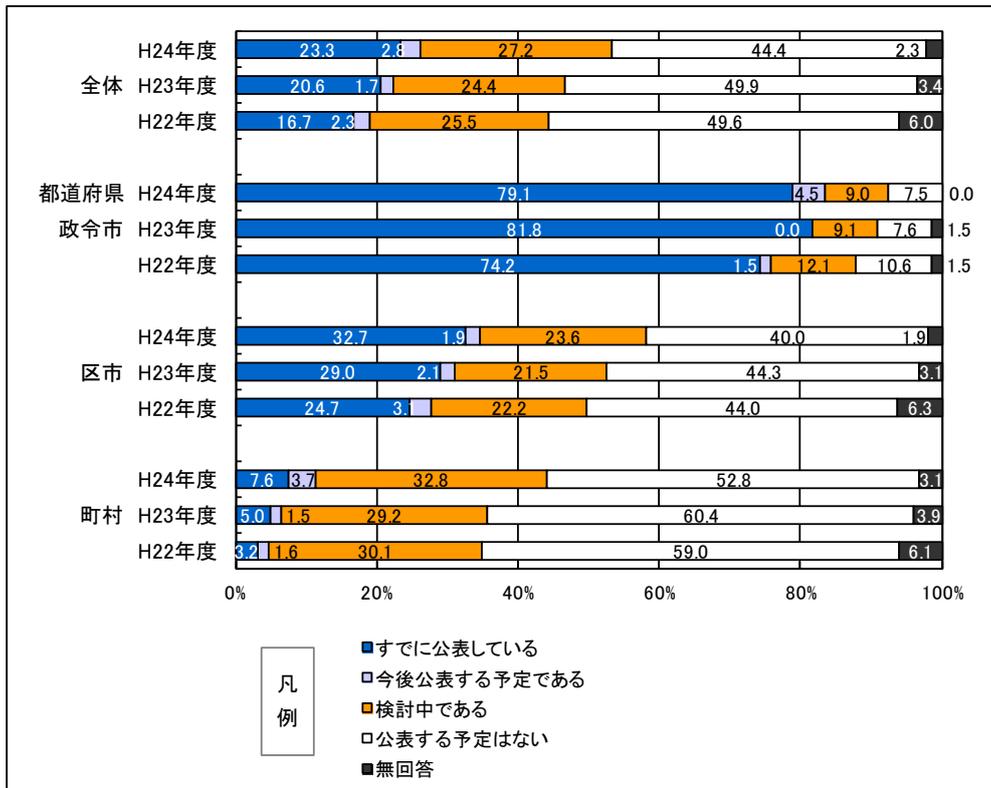
＜地方公共団体による環境配慮の状況の公表＞

地方公共団体の環境配慮等の状況の公表状況については、全体では「すでに公表している」が 23.3%、「今後公表する予定である」が 2.8%となった。一方で「公表する予定はない」が 44.4%となっている。団体の分類別の状況を見ると、「すでに公表している」は都道府県・政令市では 79.1%、区市では 32.7%、町村では 7.6%であったが、区市・町村で前年度より高い割合となっている。

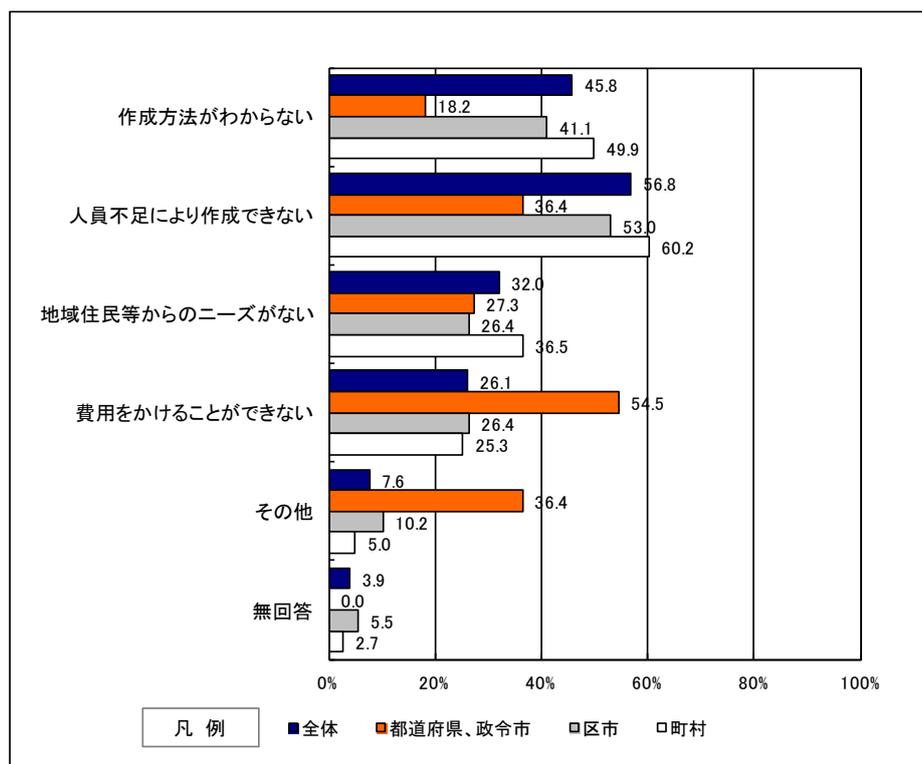
公表手段については、「ホームページ」が、72.1%となり全体で最も高くなった。次いで、「環境白書に含める」が高い割合となり、都道府県・政令市では 75.0%であった。「広報（行政だより等）」は町村で 37.8%と「ホームページ」に次ぐ高い結果となったが対比的に都道府県・政令市では 7.1%と低くなっている。

また、環境配慮等の状況を公表していない団体に、公表に当たっての課題を聞いたところ、「人員不足により作成できない」が 56.8%、次いで「作成方法がわからない」が 45.8%となった。特に「作成方法がわからない」については区市・町村ともに回答が多く、具体的な作成方法についてのガイドやレクチャーが必要である。

図表 59 平成 22-24 年度 環境配慮等の状況の公表状況



図表 60 環境配慮等の状況の公表にあたっての課題

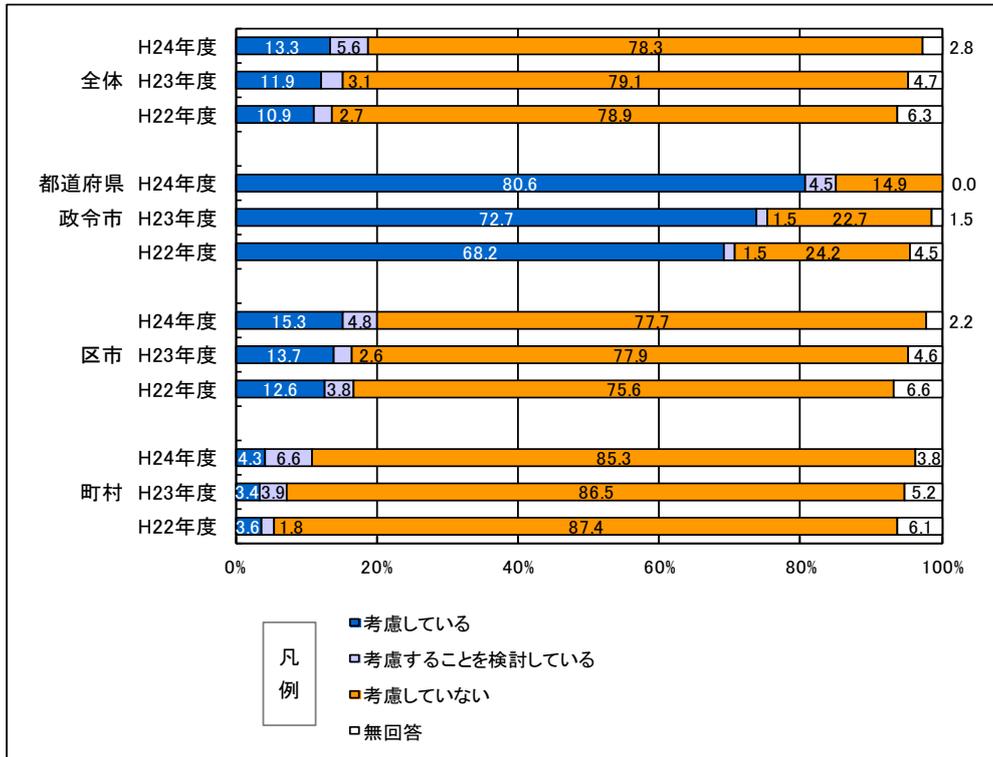


なお、物品等の調達の際の事業者選定の考慮については、全体で、「考慮している」は13.3%にとどまり、「考慮していない」が78.3%となっている。さらに団体の分類別に見ると、都道府県・政令市では80.6%が「考慮している」とし高い割合となったのに対し、区市は15.3%、町村は4.3%と低い結果となっている。この質問の経年変化を見ると、全体的には「考慮している」「考慮することを検討している」と回答した割合は増加傾向にあり、特に都道府県・政令市では増加傾向が強かった。

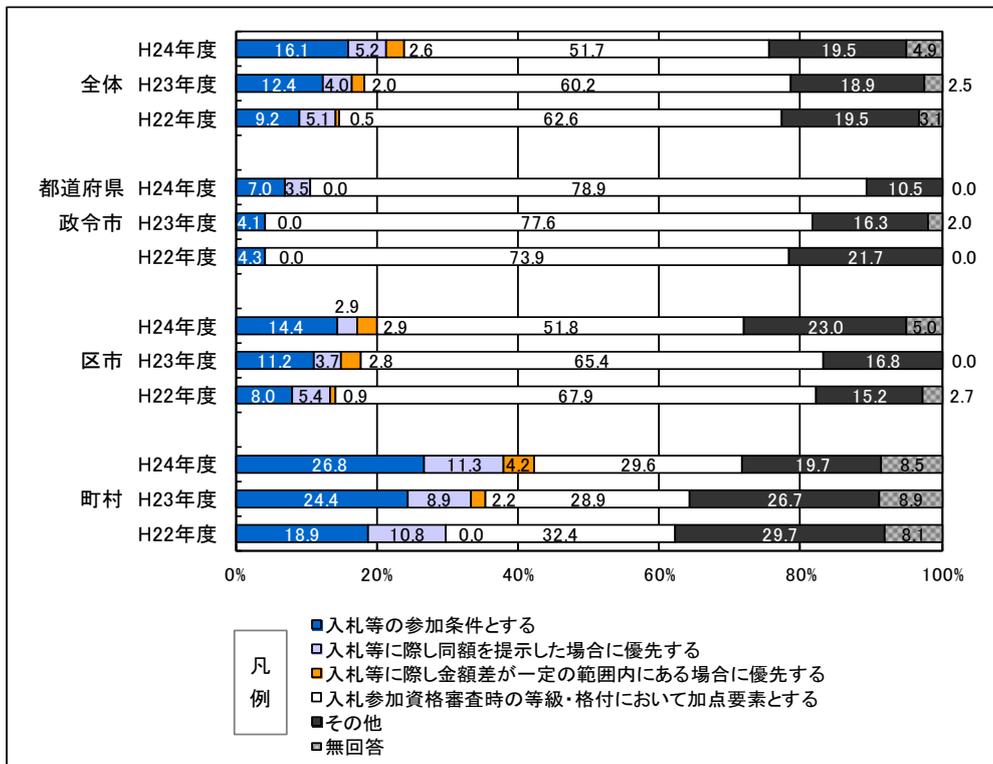
また、考慮の方法としては、「入札参加資格審査時の等級・格付において加点要素とする」が51.7%となり最も高かった。次いで、「入札等の参加条件とする」が16.1%、「入札等に際し同額を提示した場合に優先する」が5.2%であった。「入札等に際し金額差が一定の範囲内に優先する」は全体で2.6%と最も低かった。

地方自治体において公共調達における環境の考慮は、中小企業などの事業者にとって大きなインセンティブとなるところであり、今後は区市町村における物品等の調達の際の事業者選定の考慮を、さらに促進していくことが課題である。

図表 61 平成 22-24 年度 物品等の調達の際の事業者選定の考慮



図表 62 平成 22-24 年度 考慮の方法



4章 今後の施策の方向性

現状と課題、そして「目指すべき姿」を念頭においた今後の施策の方向性について検討委員会で議論した内容をとりまとめる。

グローバルに起こる経済・社会のグリーン化の動きを踏まえて、企業がその事業規模に拘わらず、CSRの不履行を経営リスクと認識し、リスクを低減するために環境取組や環境報告を実施し、また投資に直結する情報開示としていくこと、さらに利用者の能力を向上していくことが、グリーン経済を有効に機能させるためには必要である。

特に主導的な役割の発揮が期待される金融においては、製造業を始めとする多くの企業が中長期的に社会的な付加価値を増大することに力点をおいていることと足並みを揃え、金融取引でも中長期的な視野で企業評価や取引判断を行うことが望まれる。そこに、短期的な利益追求型の金融取引では達成できない経済成長と持続可能な社会形成の源泉があるものと考えられる。

そのためには、社会の意識を高めることもしかりであるが、環境経営や環境報告の裾野を広げ、バリューチェーンでの取組を促進し、開示される環境情報の質を高め、そして金融等における情報利用の促進を図っていくことが重要となる。

環境経営と環境報告の普及拡大

<大企業の環境報告制度の在り方>

企業にとって環境課題が企業経営上のリスクやチャンスであることは、日本と欧州で変わりはないはずであるが、日本においては企業の環境報告は義務化されていない。国内においても、環境情報等の開示について、一定の義務付けが行われれば、環境情報開示を社会が必須条件と思うことで、環境保全やその情報開示についてのマインドが変わる可能性がある。

ただし、単純に義務化に進むことは必ずしも企業を正しい方向に誘導しない可能性がある。作成者側の目的や負担、利用者側の目的や利用可能性、環境報告への社会的要請など、様々な要因を考慮することがあるべき環境報告制度を形作っていくことになり、その結果として、企業の環境配慮行動を正しく誘導する仕組みとなりうる。

一方、大企業でも環境報告を作成していない企業は依然として多く存在する。環境報告を実施していない企業は、社会的責任の履行が不十分であると判断されても致し方ない。このような考えが敷衍することによってこそ、企業は社会的責任の不履行リスクを正しく認識できるのかもしれない。そのように考えると、未だ作成していない大企業に対しては、より強く環境報告を求めていくことが適当である。今後、第2章に記載した「目指すべき姿」への進捗を注意深く見た上で、開示義務化も含めて環境報告制度の在り方を継続して検討していくことが求められる。

なお、本検討委員会では、上場企業並びに一定規模以上の企業や海外売上が一定割合以上の企業などには、少なくとも告示の記載事項等について環境報告書の作成を義務化すべ

きであるとの意見があった。また、環境報告書を作成している企業と作成していない企業を一覧で把握できる、もしくは作成しない企業は必ず作成しない理由を公表させるなどの方策も挙げられた。このような意見を参考に、企業にとっても明確な差別化やメリットのある仕組みを目指していくことが重要である。

<中小企業等への環境経営及び環境報告の促進>

中小企業等の規模の小さな事業者への普及のためには、様々な促進の方策を考えることが必要である。まず、エコアクション21の促進等によって、環境経営の普及を引き続き推進することが重要である。インセンティブを提供することも有効と考えられ、例えば、21世紀金融行動原則に署名している金融機関とも連携し、環境投融资とエコアクション21を関連付けてことも考えられる。

大企業によるバリューチェーン・マネジメント拡大の流れに乗って、中小企業の環境情報を活用し、サプライヤーの評価・選別を行ったり、企業同士が協働で環境負荷低減型の製品・サービスを開発することで、ビジネス機会の創出と環境負荷低減のポテンシャルを拡大することができる。その際、日本らしいバリューチェーン手法の促進と環境情報の有効活用は、我が国企業の事業戦略上の強みになりうる。単に要請することが多い海外のバリューチェーン・マネジメントとは異なる、日本らしい手法の強化が重要である。

なお、大企業でも売上げが小さくなると環境経営の実施割合が低くなることから、バリューチェーンの手引きやエコアクション21の審査人等によるアドバイス提供を活用して、バリューチェーン・マネジメントの実践を促していくことも望まれる。

また、インセンティブとして、例えば、グリーン購入法や環境配慮契約法などを活用し、公共調達において環境経営や環境報告の実施を考慮することも検討すべきである。特に地方自治体の調達による環境配慮企業への差別化は、地域におけるグリーン経済の活性化に有効であり、促していく効果は大きい。

環境報告の質の向上

<開示する情報・指標>

企業の環境対策は、社会貢献のみならず経営リスクの問題としても重要となってくるが、そうした中でリスクやビジネス機会と環境取組が密接に関連する重要な情報が適切に開示されていない場合が懸念される。企業が適切な開示をできるように、例えば、業種別に重要な指標例（KPI）を提示し、何が重要な情報であるのか判断の参考として利用できるようにすることは有効である。そのために、KPIの考え方などを記したKPIのガイダンスを策定することが望ましい。これは、投資家等の利用者が判断する際にも有用である。

また、それ以外にも開示情報には、バウンダリの不統一、算定方法等の開示漏れなど解決すべき課題は多い。また政策的に利用すべき企業の環境情報の蓄積や利用の仕方も十分検討できていない。指標については、総エネルギー・物質・水資源投入量や、廃棄物・大気汚染物質排出量、生物多様性保全と生物資源の持続的利用などについては、国の指標と企業の指標とが整合性が取られていない場合もある（補章4）。また、リオ+20の成果文

書や欧米や新興国における環境情報の開示など、国際的な動向との整合性を考慮していく必要もある。グローバルに、各企業が開示する指標がある程度整合的であることが望まれる。

比較可能性については、欧州の環境フットプリントにおいても比較可能性を訴求する動きがみられるように、今後、その重要性は高まるものと思われる。特に大企業については、数値の背景情報や算定方法などの補足情報を含む十分な情報が開示されることが求められる。この観点から、環境コミュニケーション大賞などにおいて、適正な情報開示に重点を置いた評価をしていくことも考えられる。

さらに、環境報告の質の向上のためには、作成する企業側と読み手である利用者側の認識や意向のギャップを解消していくことも重要である。グリーン経済の仕組み作りに向かって企業側からは望まれる開示を目指すことや経営者の理解を図ること、また利用者側からは環境情報を読み解く力を付けることなどが必要となる。そのために、ステークホルダー・エンゲージメント（利害関係者への対応）を通じて情報を収集したり、経営にステークホルダーの期待や要請をフィードバックしていくプロセスを、企業が構築することも求められる。NPO などとの対話も含めた、環境コミュニケーションに関する新たな考え方を整理していく必要がある。

<信頼性>

加えて、投資判断に環境情報を利用するようになると、第三者審査により信頼性を確保することが必要になってくると考えられる。しかし、現状において信頼性確保の手法は発展段階にあり、社会一般に浸透したものとはなっていない。そのため、「審査」「独立した立場」「審査人の力量」などを明確にしたり、社会ニーズと合致した手法などについて紹介した信頼性の付与に関する手引き等を引き続き検討していく必要があると考えられる。

金融等における環境情報の利用促進

<リテラシー向上>

適正に公表されている ESG 情報から企業価値を金融市場が正確に読み取ることができるようになれば、企業の環境経営促進に対するインセンティブが発現すると考えられる。多くの投資家等にとって ESG 情報の利用は課題を残すところでもあり、環境情報を含む非財務情報の情報開示による投融資評価を進めるためにも、投資家や金融機関等による ESG 投資等のリテラシー向上を引き続き図っていく必要がある。

また、企業間取引においても、サプライヤーの環境経営評価には、その評価手法が確立していないことが最も多くの大企業による課題として挙げられていた。また、消費者が企業の環境情報を読み解く力を付けることも重要である。簡易的な環境経営の評価シート等を用いて、見える化を図っていくことも有効であろう。

金融サイドが ESG 情報を理解できる能力を持つこととともに、リスク情報と潜在成長力が評価できる情報が適切に開示されることも非常に重要であり、それらを KPI 等により企業戦略に関連付けて開示していくための仕組みが構築されていくことも重要である。

<環境に配慮した投融資>

グローバルな動きの中で、環境・社会取組やサステナビリティ情報開示と企業価値がより直接的に関連するようになれば、ESG 投資等がより明確に経済合理性を持つこととなる。こうした取組を世界に遅れることなく実現していく上で、21 世紀金融行動原則の取組はきわめて有意義である。署名している金融機関等と協力して、ESG 投資や環境配慮型の融資等の取組について、意識と情報を共有し、さらに幅広い機関へと取組を広げ、レベルアップを図っていくことが望まれる。こうした取組を後押しすることが重要であり、例えば、環境対応の融資への利子補給事業などにより、引き続き支援をしていくことも重要である。

環境金融の普及においては、特に地域金融機関の役割が注目される。再生可能エネルギーなどの自然資源を活かした環境ビジネスを地域で促進することが、地域経済の活性化や雇用促進にも資する重要な課題だからである。地域金融機関等が環境分野に投融資をすることで、地域でお金が回る仕組みを作っていくことが重要である。このため、例えば、地域金融機関等における融資先企業への環境経営等の評価の体制整備や手法検討を支援することや、エコアクション21の促進と関連して、企業と地域金融機関等の新たな連携策を検討することも望まれる。

一方、多くの年金基金において、ESG 投資は「受託者責任に反するものではなく、投資手法の一つである」として理解されており、特別な投資手法との認識はほとんどもたれていない。また、年金基金等が ESG 投資を行っているかを運用方針に記載するか否かについては、将来的な取組として肯定的な意見も多い。しかし、結局、パフォーマンスで優位性が出ないことから実際の ESG 投資までほとんど至っていない。

企業年金等は従業員の安定した年金運用が主たる目的と考えられるが、企業が CSR 経営等を標榜している場合でも、企業年金等が環境や社会配慮の観点から ESG 投資を実施していることは希である。CSR 経営が、企業内でも年金基金等までは浸透し切れていないと考えられる。投資運用会社等から年金基金への情報提供が、十分でないことも一因といえる。

今後、取組を促していくためには、運用会社等からの情報提供や運用方針の自主的な開示などを促していくことが有効と考えられる。

<投資家等向け環境情報開示>

海外を中心に ESG 情報の開示制度化や統合報告の議論が活発化しており、我が国においても財務報告やアニュアルレポートで環境や社会的側面の情報開示を導入する企業が今後増えてくる可能性がある。現に、それらを一つの開示媒体に統合して開示している企業が増えつつあるが、非財務情報が財務情報と関連して開示されることにより、CSR 経営の全体像を立体的に見せることが期待される。これは、経営を伝えたいとする企業側、企業を理解したいとする投資家等の利用者側の双方にとって望まれることである。

しかし、統合報告のみでは、環境経営を中長期視点で評価するために必要な環境情報が十分に開示されなくなることも危惧される。そのため、我が国においても各国の動向を注視していきつつ、環境経営を投資家等が適切に評価する観点から、投資家のニーズに合致

した環境・社会情報の開示方法について、継続的に検討していく必要がある。例えば、有価証券報告書、会社法等の様々な法定書類における環境情報の記載例を提示すること等により、法定書類における開示を促していくことが考えられる。

他方、有価証券報告書等の財務報告における開示には企業の開示リスクが伴い、財務影響がある情報の開示が不正確であることから訴えられる場合もある。このことから ESG 情報の開示を、当面任意的な開示書類で精度を高めていくことも一つの方法である。

また、海外において、温室効果ガス排出量を始めとする環境情報がリスク情報として開示義務化されているところ、こうした任意開示であっても、情報開示が世界の開示水準から遅れることのないよう、また企業努力の適切な評価につながるものとなるよう、積極的に環境情報開示を進めていくことが望まれる。

<開示基盤>

投資家等による環境報告の利用促進を目的として考えた場合、財務報告と互換性がある開示基盤において、K P I 等の重要な環境情報が分析等に利用できる状態で開示されることが鍵となる。例えば、環境報告の要約版フォーマットなどで XBRL を利用した IT 基盤により開示されれば、投資家は財務情報と同様に環境情報を利用でき、投資選別などへの活用が期待される。さらに、この開示基盤をグローバルに通用するものとしていくことで、ESG 投資が活発な海外投資家等による活用にも広がる可能性がある。

そのためには、環境報告の要約版フォーマットを、海外投資家や ESG 調査機関等も含め、作成者側及び利用者側の双方から見て納得がいく形で作る必要があるとともに、こうした開示基盤の有用性が広く実感されることも重要である。それには、企業のビジネス機会やリスクへの影響など、投資判断に有効な非財務情報についてさらに議論を深めていくことが重要であり、また平行して試行的な取組を進めることも有効と考えられる。

なお、フォーマット化を行う上では、企業個別の実情に応じた記載が出来ることも留意すべきである。また、CDP や Bloomberg などと連携をすることや、企業間取引や行政による利用との関連も視野に入れておくことも考えられる。

多くの企業や利用者への理解と協力を得るためには、サステナビリティ情報に関する国内外の動向や政策の情報共有や、ICT を利用した開示プラットフォームの整備などに、関係各省庁や証券取引所等の官民の関係者が連携して取り組んでいくことも重要であろう。

5章 おわりに

気候変動に代表される地球環境の危機への認識が広がる中で、国際的には、環境リスクを経営リスクと捉えた環境経営や環境報告への取り組みが進みつつあり、また、投資情報とも関連した環境情報開示の制度化も進んできている。我が国においても、こうしたグローバルな動きをしっかりと意識しつつ、経営戦略としての環境経営、長期的視点を持った環境金融、そしてこれらを噛み合わせる環境情報開示を進め、グリーン経済の実現に向けて進んでいく必要がある。

本検討委員会では、こうした基本認識に立って、検討を進めてきた。本報告書で提言された取組を、行政、企業、金融をはじめとする関係者が、主体的に、かつ緊密に連携して進めていただきたい。なお、経済社会や環境対策の状況は、グローバル経済の下、速いスピードで変化している。本報告書の提言についても、今後、適時適切に見直され、必要な取り組みが進められていく必要がある。

補章 1. 環境配慮促進法の目的

環境配慮促進法（平成 16 年法律第 77 号 正式名称：「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」）は、事業者と様々な関係者との間の重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくこと、その他環境情報の提供・利用の促進等の措置を通じ、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16 年 6 月に成立し、平成 17 年 4 月に施行された。

環境配慮促進法においては、

○環境報告書の記載事項、特定事業者による環境報告書の作成公表の義務付け、環境報告書の審査における遵守事項、民間事業者による環境報告書の公表努力等の、環境報告書に関する制度的枠組みに関する事項

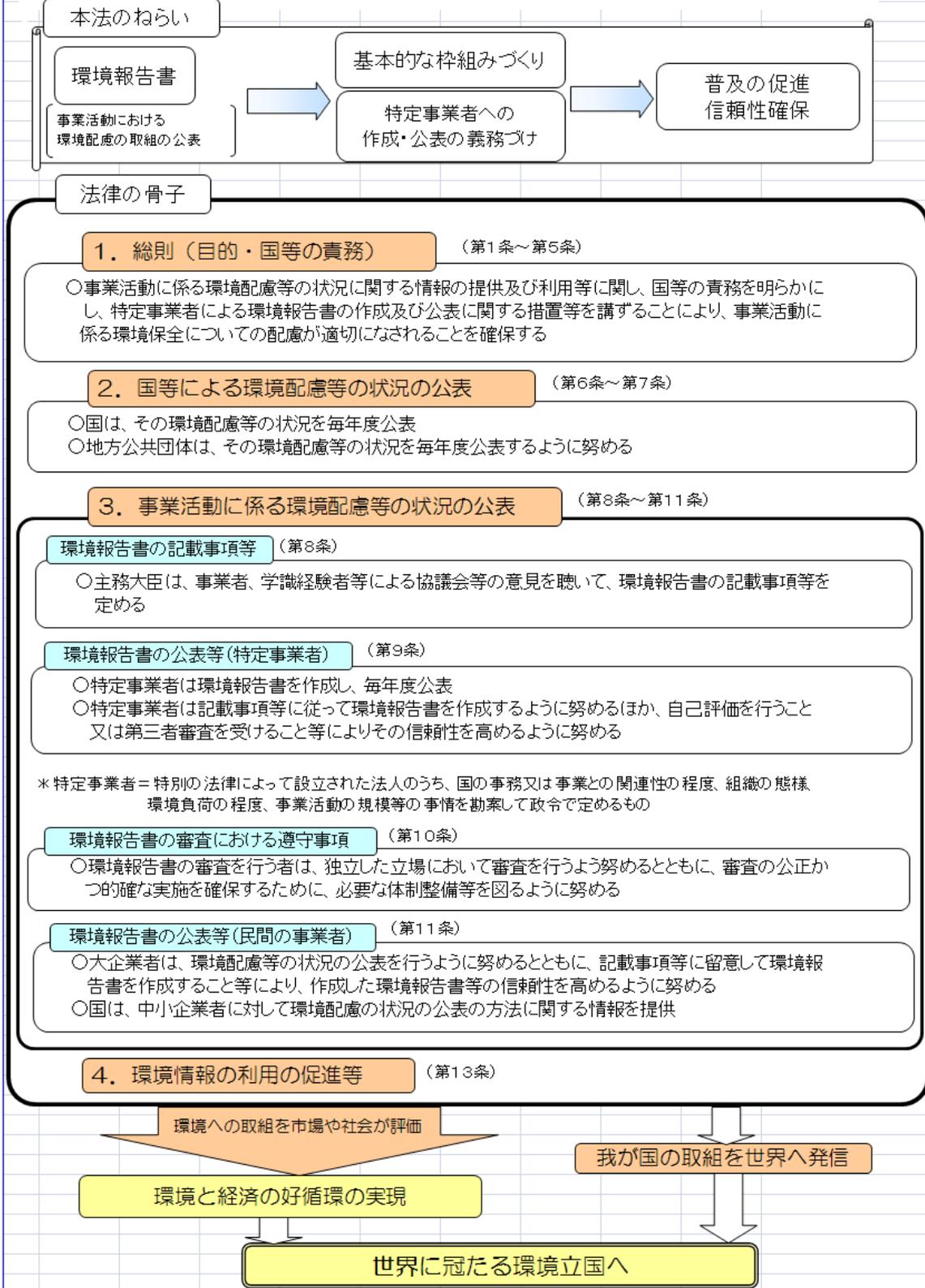
○国等による環境配慮等の状況の公表に関する事項

○製品等に係る環境負荷低減に関する情報の提供、環境情報の利用の促進に関して規定が設けられている。

これらの措置を通じ、国民や事業者が投資や商品等の購入を行う際に、事業者の環境配慮の状況を考慮するよう促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することを狙いとされている。

法の施行から 3 年を経過した平成 20 年度において、中央環境審議会総合政策部会「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」が開催され、環境配慮促進法の施行状況について評価を行い、評価結果についてとりまとめをしている。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の
環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



補章 2. 現行の環境経営促進策

環境経営及び環境報告に関する施策について、現在行っているものを例示すると以下のとおりである。

(環境経営・環境報告に関する施策)

<エコアクション 21 ドラインの作成>

環境省では平成 8 年より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション 21 を策定し、その普及を進めてきた。地域密着型の環境マネジメントシステムとして、多くの関係者の理解と協力により一定の普及が為された。ただし、中小企業全体に対する環境経営の導入割合は低いため、今後もセミナー等を実施して普及を図っていく予定である。

<環境報告ガイドライン 2012 年版の策定>

「環境報告ガイドライン 2007 年版」に続き、平成 24 年 4 月に改訂された。改訂のポイントとしては、環境報告の概要や KPI（主要業績評価指標）の一覧、経済・社会的状況の記載を整理することにより、重要な情報を環境報告書等に適切に記載することを協調したことである。また、環境報告を作成する上で、留意すべき原則や重要な点を「環境報告の基本指針」としてとりまとめている。

<環境会計ガイドライン 2005 年版の策定>

環境会計とは、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し伝達する仕組みであり、本ガイドラインは、企業等における環境会計の導入、実践を支援する目的で策定された。特に大企業において、環境報告書に開示することが広がっており、投資機関等による評価項目にも含まれている。

<エコ・ファースト制度>

環境省は、企業の環境保全に関する業界のトップランナーとしての取組を促進していくため、企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取組を約束する「エコ・ファースト制度」を平成 22 年から実施している。積極的に推進する企業にとっては、さらなる活動を後押しする有効な政策となっている。

<環境コミュニケーション大賞>

「環境コミュニケーション大賞」は、優れた環境報告書等や環境活動レポート、およびテレビ環境 CM を表彰することにより、事業者等の環境コミュニケーションへの取組を促

進するとともに、その質の向上を図ることを目的とする表彰制度である。主催は環境省と財団法人 地球・人間環境フォーラムで、平成 9 年度より実施され、平成 24 年度で 16 回目を数える。

平成 24 年度より、「環境配慮経営の評価チェックシート」を利用して、応募企業からの自己評価とそれに対する学生によるフィードバックを開始している。また、環境活動レポート部門では、優良な取組を実施している企業に対して奨励賞を授与することも導入した。

<環境配慮経営ポータルサイト等>

環境省では、環境経営・環境報告等のポータルサイトとして、環境配慮経営ポータルサイトを平成 24 年度に立ち上げている。これは、環境経営、環境報告及び環境金融に関して実施している施策を収集・整理し、広く情報提供することを目的として設けたものである。今後は、中小企業向けのサイトをさらに充実させていく予定である。

環境配慮経営ポータルサイト

http://www.env.go.jp/policy/keiei_portal/index.html

また、環境報告書のデータベースとして、環境省では特定事業者の環境報告書を閲覧できる「もっと知りたい環境報告書」、また経済産業省では企業等の環境報告書や CSR 報告書等が閲覧できる「環境報告書プラザ」を設置している。

(環境金融に関する施策)

<持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則>

平成 22 年に、環境省が事務局となり、幅広い金融機関で構成される起草委員会によって、原則やガイドラインの議論が重ねられ、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」が策定された。現在、本原則については、現在金融機関 184 社が署名（平成 25 年 1 月現在）している。

<家庭・事業者向けエコリース>

環境省は、家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の数%を補助する補助金制度「家庭・事業者向けエコリース促進事業」を行っている。中小企業等の環境配慮型設備の導入と二酸化炭素排出抑制に寄与している。

<地域低炭素投資促進ファンド創設事業>

出融資、利子補給等の金融メカニズムを活用して、地域における低炭素化プロジェクトへの投資を促進し、低炭素社会を創出していくために、平成 25 年度より地域低炭素投資促進ファンド創設事業を実施する。具体的には、一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、地域・市民ファンド、SPC 等に出資をしたり、環境格付融資等への利子補給を行う基金を造成する予定である。

(消費者への環境情報提供に関する施策)

<環境ラベル等の情報提供>

環境省の「環境ラベル等データベース」においては、各事業者により同データベースに登録された各企業の環境ラベルについて情報提供がなされている。また行政機関・公的主体が運営するラベリング制度を通じて環境ラベルを提供するものとして、「エコマーク」(財)日本環境協会)、「省エネラベリング制度」(経済産業省)等がある。そ

製品に係る各種環境負荷の定量的データを提供する取組の代表的なものとしては、「エコリーフ」((社)産業環境管理協会)がある。製品の環境情報について、LCA手法を用いて定量的に表示し、ウェブ上で公開している。また、製品のライフサイクルにわたる温室効果ガス排出量を合算し、CO₂換算してラベル化した「CFP(カーボンフットプリント)」(経済産業省・環境省・農林水産省・国土交通省)の取組が平成21年度～平成23年度で実施されており、平成24年度には(社)産業環境管理協会に事業移行され「CFPコミュニケーションプログラム」の運用が開始された。

<環境表示ガイドライン>

消費者にわかりやすい適切な環境表示の促進に向け、事業者等が取り組むべき内容をまとめた「環境表示ガイドライン」を平成20年1月に策定・公表した(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/index.html>)。

このガイドラインでは、環境表示の多くを占める各企業による自己宣言型の環境表示について、図表11のように取り組むことで、消費者にわかりやすい適切な環境表示へのステップアップを図っていくことを推奨している。

(バリューチェーンのグリーン化に関する施策)

<サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン>

幅広い事業者がサプライチェーン排出量に関する理解を深め、取組みの基盤として我が国事業者にとって利用しやすい排出量の算定方法を提示することが必要との考えのもと、事業者を対象に「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を平成24年3月に作成した。本文書は我が国における既存の取組み状況と国際動向を踏まえ、我が国の事業者がサプライチェーン排出量を算定する際の考え方を示すもので、スコープ3基準等との整合を図るとともに、我が国の実態を踏まえて策定した我が国のガイドラインとして位置づけられている。

<中小企業地球温暖化対策推進ガイドライン>

地球温暖化対策推進の一環として、企業の温室効果ガス(GHG)排出量の適切な算定・報告等に関する調査を通じて、中小企業におけるGHG排出量の把握を推進するための「中

小企業地球温暖化対策推進ガイドライン」及び算定ツールを平成 25 年 1 月に作成している。またこれに併せて、本ガイドラインを用いて計画書制度等を実行する場合の地方自治体担当者向けの『温室効果ガス排出量の点検の手引き』も作成した。

補章 3. 諸外国における環境情報開示の動向

本調査においては、海外の複数国における年次報告書、統合報告書、CSR 報告書の環境情報開示の制度状況について調査した。

これによると、欧州を中心に年次報告書、統合報告書、CSR 報告書等を対象にして、企業の発展や実績、状況を把握するために必要な環境的・社会的側面の分析を含む情報の開示が求められる傾向にある。以下に、各国・地域別の環境情報開示の制度的動向についてまとめる。

<EU>

EUにおいては、会計法現代化指令（2003年）等によって、有限責任会社（ただし、中規模会社については加盟国の判断。小規模会社については除外規定あり）は年次報告書及び連結年次報告書において、会社の発展や業績、状況を理解するために必要な環境や社会的側面の分析が求められるべきとしている。年次報告に会社の事業の経過、業績、現況に関する公正な概観と会社が直面する主要なリスク及び不確実性に関する記述を含めること、この際、必要な範囲で財務的 KPI と共に、必要に応じて特定の事業に関する環境および従業員関連等の非財務的 KPI を含めることなどが規定されている。

本指令に基づき、加盟各国が国内法の制定や改正等を行うこととなっている。

<英国>

英国は、会社法（2006年）及び気候変動法（2008年）等によって、上場企業、大規模会社は年次報告書における取締役報告書（ビジネスレビュー区分）において、非財務情報を開示することを求めており、上場企業には環境影響及び環境に関する事項、従業員に関する事項、社会・コミュニティ課題等を、大規模会社は環境及び従業員に関する事項を含む KPI を用いた分析の開示を求めている。

<フランス>

フランスは、商法、新経済規制法(2001)、環境に関する国家的な取組みに関する法律（グルネル 2 法 2010）、社会・環境問題に関する会社の透明化義務に関する政令（デクレ 2012-557 号）等によって、上場会社、従業員 500 人超規模の非上場会社に対し、年次報告書における経営報告書で関連情報の提供を求めている。

具体的には、新経済規制法で上場会社における取締役会の年次報告での環境・社会情報の記載が義務付けられている。またグルネル 2 法で、従業員 500 人超の企業（規模等に応じて段階的に適用）に CSR 情報開示を要求している。

<スウェーデン>

スウェーデンは、年次報告書法(1995)、国有会社による外部報告のガイドライン (2007)等によって、国有会社に年次報告書におけるサステナビリティレポート区分かその付属書としてのサステナビリティレポートにおいてガイドラインに準拠した外部報告を義務付けている。スウェーデンにおいては、国有会社も民間企業同様の会社法や年次報告書法の下にあり、先導的役割を果たすべく国有会社の取り組み強化を図っている。

<デンマーク>

デンマークは、改正年次計算書法(2008)等によって、accounting classC の大規模会社、accounting classD の上場会社および国有会社は、年次報告書におけるマネジメントレビュー区分かその付属書として CSR 報告書において、CSR 情報の開示を義務化している。具体的には、年次報告書の非財務情報区分に CSR 報告として、CSR 方針 (ない場合はその旨)、実施体制・方法、評価結果、将来の見通し等を開示することとしている。

機関投資家については、改正年次計算書法でなく、デンマーク財務監督庁からの行政命令が公示に基づき、同様の報告が求められている。

<スペイン>

持続的経済法 (2011) 等によって、国有会社・政府出資会社は年次ガバナンス報告書と CSR 報告書の作成義務付け、株式会社は CSR 課題の方針と成果を毎年公表することが望ましい旨、従業員 1,000 人超の企業には CSR 報告書の届出義務が定められている。

<米国>

米国は、証券法(1933)、証券取引法(1934)、企業改革法(SOX 法 2002)等によって、米国公開企業が、主に年次報告書の Form10-K (海外企業は Form20-F) で、投資家に対する情報 (財務影響のある環境情報を含む) を開示することを義務付ける等の制度が制定されている。また、気候変動にかかわる情報開示の解釈ガイダンス (行政指導文書) が 2010 年に出されている。

さらに、金融規制法 1502 条 (ドッド・フランク法) により、社会的環境的観点から、証券取引法の基づく定期報告を SEC へ提出する企業のうち、紛争鉱物を生産または製品機能に必要とする企業に対し、コンゴ民主共和国およびその近隣諸国産の紛争鉱物に関する情報開示が求められている。

<カナダ>

証券法のもと、National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations、CSA STAFF NOTICE 51-333 ENVIRONMENTAL REPORTING GUIDANCE (カナダ証券監督局が公表した行政指導文書) 等により、IFRS 導入にむけて、上場会社に年次報告書での環境情報開示の改善を強く促している。

<南アフリカ>

会社法及び The King Code of Governance Principles for South Africa（キングⅢ：コーポレートガバナンス規範，2009）によって、ヨハネスブルグ証券取引所が上場企業に対し、統合報告を作成するか、作成しなかった場合はその理由を公開することを要求している。なお統合報告は第三者機関の保証をうけることが必要である。

<インド>

インド企業省が発行した National Voluntary Guidelines on Social, Environmental & Economic Responsibilities of Business ; Ministry of Corporate Affairs Government（2011）で、サステナビリティ報告と環境、社会、ガバナンスの評価基準についてのメインストリームでの情報開示が推奨されており、これを受け、インド証券取引委員会が、Circular Business Responsibility Reports（2012）を出している。ここで、上場上位 100 社に対し、ESG に対する責任の遂行状況を評価するために、年次報告書内の事業責任報告書（Business Responsibility Reports）の提出を求める決定を行った。その他の上場企業は自主的な報告ができるとしている。

<シンガポール>

シンガポール証券取引所の Policy Statement on Sustainability Reporting（2010）において、上場企業に対し持続可能性報告を要請している。これは自主的としつつ、将来の制度化についても示唆している。また、あわせて Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies（2010）を発表しており、ここでは GIR ガイドを参考とすることにも言及されている。

<香港>

改正会社法（2007）で上場企業に、取締役報告のビジネスレビュー区分もしくは ESG 報告書においてより分析的で将来志向の情報を求めており、そこに環境や従業員課題に関する情報も含むとしている。上場規則においては、年次報告で、事業リスク、環境方針、コミュニティ、社会、倫理レピュテーションリスク、従業員や消費者、サプライヤーとの関係などについての開示をすることが望ましいと記載されている。

また、香港証券取引所 Consultation Paper Environmental, Social and Governance Reporting Guide（2011）等に対して、2012 年 4 月まで意見募集が行われた。内容は上場企業の ESG 報告を促すのが目的であり、香港証券取引所は、将来的には、Comply or Explain レベルに義務レベルを上げたいと考えている。また、推奨される KPI のリストを掲載し、これについても意見募集を図っている。

<ブラジル>

ブラジル証券取引所 EXTERNAL COMMUNICATION ， Proposal to adopt “ Report or Explain” sustainability reporting model for listed companies（2011）によって、同証券取引所に上場する企業に対し、アニュアルレポートの一部としてサステナビリティ報告書の発行の有

無、およびその入手方法、もしくは発行していないのであればその理由を開示することを求める勧告を公表している。

(参考資料)

- ※ 企業の環境情報開示のあり方について ～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～(中間報告), 環境省, 2011
- ※ 企業の環境債務、資産除去債務、規制による財務的および非財務的な影響、環境問題による定量的、定性的リスク, 環境省, 2011
- ※ 現実味を帯びてきたCSR報告の制度化、上妻義直、一橋ビジネスレビュー, 2012, 夏
- ※ 統合報告はどこへ向かうのか、会計、第182巻代4号, 2012.10
- ※ 投資家向け制度開示におけるサステナビリティ情報の位置づけー動向と課題ー, 日本公認会計士協会, H22.3
- ※ 英国で企業の温室効果ガス排出量報告義務化が決定, KPMG あすざサステナビリティ, H24.7
- ※ Guidelines for external reporting by state-owned companies, Ministry of Enterprise, Energy and Communications, Sweden, 2007
- ※ <http://www.csrgov.dk/sw51190.asp>
- ※ Reporting on corporate social responsibility – an introduction for supervisory and executive boards, Danish Commerce and Companies Agency, 2009
- ※ http://www.reportingcsr.org/_spain-p-196.html
- ※ CSA STAFF NOTICE 51-333 ENVIRONMENTAL REPORTING GUIDANCE October 27, 2010 CSA/ACVM
- ※ National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations
- ※ Defining Issues 2012.8 SECが紛争鉱物の開示に関する最終規則を公表 KPMG
- ※ Framework for Integrated Reporting and the Integrated Report Discussion Paper 25 January 2011 Integrated Reporting Committee (SA)
- ※ <http://www.sustainabilityoutlook.in/content/outlook-sebis-new-mandatory-esg-reporting-requirement>
- ※ National Voluntary Guidelines on Social, Environmental & Economic Responsibilities of Business ; Ministry of Corporate Affairs Government India ,2011
- ※ Circular : Sub: Business Responsibility Reports ; Securities and Exchange Board India
- ※ <http://india.carbon-outlook.com/news/sebi-announces-mandatory-esg-disclosure-top-100-companies>
- ※ Policy Statement on Sustainability Reporting, Singapore Exchange
- ※ Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies, Singapore Exchange
- ※ CONSULTATION PAPER ENVIRONMENTAL, SOCIAL AND GOVERNANCE REPORTING GUIDE , Hong Kong Exchanges and Clearing Limited
- ※ <http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/hkexnews/2011/111209news.html>
- ※ EXTERNAL COMMUNICATION , Proposal to adopt “ Report or Explain ” sustainability reporting model for listed companies ,M&FBOVESPA (BVMF) , 2011

補章 4. 企業における中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況

企業の環境目標にみる KPI 設定項目の傾向をみるため、ここでは参考として、主な企業の中長期的環境目標における数値目標の設定状況を整理した。

(1) 対象企業

主な企業として、日経新聞社「環境経営度調査」、環境省/地球・人間環境フォーラム主催「環境コミュニケーション大賞」、東洋経済「CSR 企業ランキング（環境部門）」を参考に、業種別に環境保全活動への取り組みや環境報告書の評価が高い国内企業を抽出した。

図表 63 参考とした企業ランキング・賞

参考とした企業ランキング・賞	抽出方法
日経新聞社「環境経営度調査」 第 13 回(2010)、第 14 回(2011)、第 15 回(2012)	業種別ランキングのうち、各業種上位 3 位までの企業
環境省／地球・人間環境フォーラム主催 「環境コミュニケーション大賞」 第 13 回(2010)、第 14 回(2011)、第 15 回(2012)	環境報告書部門の各賞受賞企業
東洋経済「CSR 企業ランキング」 第 4 回(2010)、第 5 回(2011)、第 6 回(2012)	環境部門上位 50 社



※これらの各ランキング・賞のうち、いずれか 1 つ以上にあてはまる企業を今回の調査対象企業とした(計 158 社)

図表 64 調査対象として抽出した企業リスト (1/3)

	業種	企業名	日経環境経営度調査 (業種別ランク上位3社)			環境コミュニケーション大賞 (受賞企業)			東洋経済CSR企業 「環境」ランキング (上位50社)		
			2010	2011	2012	2010	2011	2012	2010	2011	2012
1	建設業	(株)大林組							○		○
2		鹿島建設(株)							○	○	○
3		清水建設(株)			○						○
4		住友林業(株)							○		
5		積水ハウス(株)						○		○	
6		大成建設(株)								○	○
7		(株)竹中工務店			○						
8		ミサワホーム(株)			○						
9	食料品・飲料製造業	味の素(株)				○	○	○			
10		キッコーマン(株)	○						○	○	
11		(株)極洋			○						
12		アサヒグループホールディングス(株)	○	○	○				○	○	
13		キリンホールディングス(株)	○	○	○			○		○	
14	サントリーホールディングス(株)		○	○							
15	繊維工業	住江織物(株)	○								
16		帝人(株)	○	○	○	○	○		○	○	○
17		東レ(株)	○	○	○				○	○	○
18		日清紡ホールディングス(株)		○	○						
19	パルプ・紙製造業	大王製紙(株)		○							
20		中越パルプ工業(株)	○								
21		(株)日本製紙グループ本社			○			○			
22		北越紀州製紙(株)	○	○	○						
23		レンゴー(株)	○	○	○						
24	医薬品製造業	アステラス製薬(株)	○	○							
25		協和発酵キリン(株)	○	○	○						
26		武田薬品工業(株)	○	○	○		○				
27		田辺三菱製薬(株)			○						
28	化学工業	花王(株)	○	○							
29		サラヤ(株)					○				
30		(株)資生堂							○	○	○
31		JSR(株)		○							
32		住友化学(株)							○		
33		富士フイルムホールディングス(株)	○	○	○		○		○	○	○
34		積水化学工業(株)			○	○		○			
35		日立化成工業(株)	○								
36		旭化成(株)							○		
37		アイカ工業(株)			○			○	○		
38	石油製造業	出光興産(株)		○	○						
39		昭和シェル石油(株)	○	○	○						
40		新日本石油(株)	○						○		
41		JXホールディングス(株)		○	○					○	
42		(株)ジャパンエナジー	○								
43	ゴム・窯業・土石製品製造業	住友ゴム工業(株)	○	○	○				○	○	○
44		東海ゴム工業(株)									○
45		(株)ブリヂストン	○	○	○					○	○
46		横浜ゴム(株)	○	○	○				○		○
47		旭硝子(株)	○	○	○		○		○	○	○
48		(株)INAX	○	○		○					
49		TOTO(株)	○	○	○				○		○
50		日本ガイシ(株)		○	○						
51		日本特殊陶業(株)					○		○		
52	鉄鋼・非鉄金属製造業	(株)神戸製鋼所	○								○
53		新日本製鐵株式会社								○	○
54		JFEホールディングス(株)			○						
55		日立金属(株)	○	○							
56		朝日工業		○							
57		住友金属工業(株)	○	○							
58		昭和電線ホールディングス(株)	○	○	○						
59		住友電気工業(株)	○	○	○			○			
60		日立電線(株)	○	○	○						
61		(株)フジクラ							○		○

図表 64 調査対象として抽出した企業リスト (2/3)

	業種	企業名	日経環境経営度調査 (業種別ランク上位3社)			環境コミュニケーション大賞 (受賞企業)			東洋経済CSR企業 「環境」ランキング (上位50社)		
			2010	2011	2012	2010	2011	2012	2010	2011	2012
62	生産用器具製造業	(株)クボタ		○							
63		(株)小松製作所		○							
64		サンデン(株)								○	
65		ダイキン工業(株)			○				○	○	○
66		日本精工(株)							○	○	
67		日立建機(株)		○		○					
68		(株)ジェイテクト				○					
69	(株)豊田自動織機		○								
70	電気機械器具製造業	(株)アドバンテスト							○	○	○
71		アルパイン(株)							○	○	
72		アンリツ(株)							○	○	○
73		ウシオ電機(株)							○		
74		シャープ(株)		○		○	○	○	○	○	○
75		ソニー(株)								○	○
76		(株)東芝			○		○	○	○	○	○
77		東芝テック(株)								○	
78		パナソニック(株)		○	○	○	○	○	○	○	
79		パナソニック電工(株)							○		
80		(株)日立製作所							○	○	○
81		日立マクセル(株)							○	○	
82		富士電機(株)								○	○
83		三菱電機(株)		○	○				○	○	○
84		横河電機(株)							○		○
85		埼玉日本電気(株)					○				
86		クラリオン(株)							○	○	
87		セイコーエプソン(株)			○					○	
88	日本電気(株)			○				○	○	○	
89	バイオニア(株)			○						○	
90	富士通(株)						○			○	
91	ブラザー工業(株)							○			
92	京セラ(株)						○	○			
93	TDK(株)			○				○		○	
94	(株)村田製作所							○	○	○	
95	ローム(株)			○					○	○	
96	精密機械器具製造業	(株)リコー	○		○	○	○		○	○	○
97		カシオ計算機(株)			○						○
98		キヤノン(株)	○		○				○	○	○
99		(株)デンソー	○	○					○	○	○
100		オリンパス(株)	○								
101		キヤノン電子(株)		○	○					○	
102		(株)ニコン									○
103		富士ゼロックス(株)	○	○		○	○			○	○
104		(株)ディスコ		○	○						
105		コニカミルタホールディングス(株)							○	○	○
106	輸送用機械製造業	アイシン精機(株)							○	○	○
107		曙ブレーキ工業(株)									○
108		極東開発工業(株)	○	○	○						
109		新明和工業(株)	○	○	○						
110		トヨタ自動車(株)	○	○	○				○	○	○
111		豊田合成(株)		○	○						○
112		日産自動車(株)	○							○	○
113		日本車輛製造(株)	○	○							
114		富士重工業(株)								○	
115		本田技研工業(株)			○					○	○
116		マツダ(株)							○		
117		佐世保重工業	○	○							
118		三井造船(株)	○	○	○						
119	電気・ガス供給業	関西電力(株)			○						
120		電源開発(株)							○		
121		北陸電力(株)			○						
122		大阪ガス(株)			○					○	
123		東邦ガス(株)									○

図表 64 調査対象として抽出した企業リスト (3/3)

	業種	企業名	日経環境経営度調査 (業種別ランク上位3社)			環境コミュニケーション大賞 (受賞企業)			東洋経済CSR企業 「環境」ランキング (上位50社)		
			2010	2011	2012	2010	2011	2012	2010	2011	2012
124	運輸業	(株)そごう・西武			○						
125		南海電気鉄道(株)				○					
126		日本通運(株)			○						
127		日本郵船(株)						○			
128		(株)名村造船	○								
129		小松リフト(株)									○
130	商社・小売業	岩谷産業(株)			○						
131		(株)ローソン						○			
132		住友商事(株)									○
133		(株)日立ハイテクノロジーズ			○					○	
134		三井物産(株)			○					○	○
135		三菱商事(株)							○	○	○
136		三洋商事(株)					○				
137	金融・保険・不動産	(株)滋賀銀行			○	○					
138		(株)損害保険ジャパン				○					
139		日本興亜損害保険(株)			○			○			
140		イオンモール(株)			○						
141		ヒューリック(株)			○						
142	情報通信・サービス	東日本電信電話(株)			○			○			
143		NECフィールディング(株)						○			
144		(株)NTTファンリディーズ			○						
145		アースサポート(株)						○			
146	木材・家具製造業	大建工業(株)	○	○	○						
147		(株)イトーキ			○						
148		(株)岡村製作所		○	○						
149		コクヨ(株)		○	○	○					
150		YKKAP(株)		○							
151	印刷業	共同印刷(株)	○	○							
152		大日本印刷(株)	○	○							
153		凸版印刷(株)	○	○	○						
154		トッパン・フォームズ(株)			○						
155	その他	ヤマハ(株)		○					○		
156		YKK(株)			○						
157		リンテック(株)	○	○	○						
158		国際石油開発帝石(株)						○			

(2) 整理方法

本調査では、調査対象企業のCSRレポートや中期環境計画等から中長期的な環境目標項目を抽出し、定量的な目標が設定されている項目を整理した。定性的な目標や定量的であっても単年度で設定されている目標については、原則として整理の対象外としたが、指標項目としての位置づけが明確に記述されている場合は合わせて整理した。

整理にあたっては、環境報告ガイドラインの「第5章『環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況』を表す情報・指標」、「第6章『事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況』を表す情報・指標」を参考に、各企業の定量目標項目を抽出した後、その内容を課題別に整理して、「各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況表」を作成した。

(3) 中長期的な数値目標の設定項目の傾向

本調査で整理した158社のうち、中長期的な数値目標が1項目以上設定されていたのは、115社であり、非製造業において、中長期的な数値目標が設定されていない企業が多くみられた。

項目としては、CO2 排出量の削減に係る数値目標の設定が最も多く、重要な項目として設定される傾向がみられた。その他、製造業を中心に廃棄物の削減に係る項目のほか、石油製造業や鉄鋼・非鉄金属製造業でエネルギーの削減、繊維工業で化学物質に係る目標等の設定も多くみられた。

<気候変動>

- CO2 排出量の削減に関する数値目標は、
 - ①製品・サービス等の使用に伴う CO2 の排出削減
 - ②製品等の輸送時における CO2 の排出削減
 - ③事業活動に伴う CO2 の排出削減
 の3つに大きく分類され、それぞれ、排出量そのものを目標とする場合、基準年対比による削減率を目標とする場合、売上高原単位など原単位での削減率（基準年対比）を目標とする場合がみられた。
- CO2 排出量の削減に関する数値目標を設定している企業は、158 社中 112 社であった。
- このうち、「③事業活動に伴う CO2 の排出削減」として、基準年対比による削減率を目標とする企業が最も多く 158 社中 75 社、次いで原単位削減率を目標とする企業が 44 社であった（重複あり）。
- 建設業では、建物の運用時における CO2 排出量の削減（①製品・サービス等の使用に伴う CO2 の排出削減）で数値目標を設定している企業が多くみられるとともに（8 社中 6 社）、「③事業活動に伴う CO2 の排出削減」についても合わせて目標とする企業が 3 社みられた。
- 同様に、「①製品・サービス等の使用に伴う CO2 の排出削減」で数値目標を設定している企業が、生産用器具製造業で 8 社中 3 社、電気機械器具製造業で 26 社中 4 社みられた。
- 「②製品等の輸送時における CO2 の排出削減」については、「③事業活動に伴う CO2 の排出削減」と合わせて、電気機械器具製造業で 26 社中 7 社、鉄鋼・非鉄金属製造業で 10 社中 3 社みられた。
- 非製造業においても、オフィスからの CO2 排出量の削減（③事業活動に伴う CO2 の排出削減）を目標としている企業が運輸業、金融・保険・不動産業などでみられた。

図表 65 気候変動に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
製品・サービス等からの CO2 の排出	主要製品による CO2 排出量削減率
	新規住宅のライフサイクルにおける CO2 削減率
	商品による CO2 削減貢献量(万t)

輸送等によるCO2の排出	国内の輸送時CO2排出量(売上高輸送エネルギー原単位)削減率
事業活動に伴うCO2の排出	CO2排出量(生産高原単位)削減率
	オフィス部門におけるCO2排出量削減率
その他独自の指標等	環境商品と事業活動による温室効果ガス排出量を総合的に評価した独自指標、等

<資源循環・廃棄物削減>

- 資源循環や廃棄物の削減に関する数値目標を設定している企業は、158社中65社で、気候変動の次に多くみられた。
- 個別の項目では、ゼロエミッションの実施、事業活動に伴う廃棄物等の排出量やリサイクル率、最終処分量などが数値目標として設定されており、そのほか、事業エリア内での循環的利用、製品等の廃棄に伴う環境負荷、輸送等に伴う梱包材の廃棄量などがみられた。
- ゼロエミッションの実施については、製造業の各業種で数社程度ずつみられ（計158社中23社）、具体的には達成事業所数や達成率が数値目標として設定されていた。
- また、事業活動に伴う廃棄物等の排出量（排出量・削減量・原単位・削減率）が158社中35社、リサイクル率・再資源化率が20社、最終処分量の削減が20社であった。

図表 66 資源循環・廃棄物削減に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
ゼロエミッション	国内工場でのゼロエミッションの達成
	住宅解体・増改築廃棄物のリサイクルとして解体ゼロエミッションの実施率
	ゼロエミッション製品の販売数
廃棄物量	産業廃棄物発生量(連結売上高原単位)削減率
	国内における梱包包装資材量(出荷容積当たり)
	廃棄物最終処分の総量(万トン/年)
リサイクル	廃棄物のリサイクル率
	マテリアルリサイクル率

<エネルギー>

- エネルギー関連では、製品・サービス等におけるエネルギーの削減、輸送等によるエネルギーの削減、事業活動に伴うエネルギーの削減、再生可能エネルギーの使用などが数値目標として設定されていた。
- そのうち、事業活動に伴うエネルギー使用の設定が多く158社中24社、業種別では、石油製造業で5社中5社、鉄鋼・非鉄金属製造業で10社中6社であった。

図表 67 エネルギーに係る数値目標例

項目分類	数値目標例
製品・サービス等におけるエネルギー使用	製品の消費電力量削減率
	国内の家庭やオフィスビル等におけるエネルギー削減貢献量(独自の算定式による)
輸送等によるエネルギー使用	国内輸送におけるエネルギー使用量(輸送量原単位)削減率
	車両燃料使用量(売上高原単位)削減率
事業活動に伴うエネルギー使用	総エネルギー使用量(GJ)
	エネルギー使用量(売上高原単位)削減率
再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの利用率

<資源投入>

- 資源投入関連では、資源投入量の削減、資源投入量における再生資源の割合、グリーン調達などが数値目標として設定されていたが、158社中19社とあまり多くはなかった。
- 業種別では、精密機械器具製造業で、資源投入量の削減が10社中3社でみられた。
- その他、オフィス等における紙の使用量などがみられた。

図表 68 資源投入に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
資源投入量	石油由来資源の使用量(売上高原単位)削減率
	国内における再資源化率
資源投入量における再生資源	再生プラスチックの新製品への投入量(t)
	投入再生資源増加率(投入再生資源/投入資源)
グリーン調達	全社事務用品のグリーン購入比率
	グリーン調達ガイドラインの適用会社のカバー率
その他	OA用紙および印刷物の使用量(t)

<水資源利用>

- 水資源関連では、水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)に関する数値目標を設定している企業が、158社中20社でみられた。

図表 69 水資源利用に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
水使用量	上水・工水等水使用量(万 m^3)
	水の使用量削減率

	水の使用量（連結売上高原単位）の削減率
	国内生産事業所の取水量削減率
その他	水源涵養林の面積拡大（ha）

<水・大気汚染>

- 水域や大気への排出に関する項目で、数値目標を設定している企業は、大気への排出が 158 社中 24 社、水域への排出が 158 社中 4 社であった（重複あり）。

図表 70 水・大気汚染に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
水域への排出	排水規制項目の最大濃度
大気への排出	大気汚染 NOx（連結売上高原単位）削減率
	VOC 大気排出量削減率
	VOC 対象物質排出量（取扱量原単位）削減率
その他	土壌地下水の浄化完了
	敷地境界における最大臭気

<化学物質管理>

- 化学物質管理では、数値目標を設定している企業が 158 社中 23 社みられた。
- 業種別では、繊維工業で 4 社中 3 社が化学物質の排出に関する数値目標を設定していた。
- また、鉄鋼・非鉄金属製造業では自主管理目標を立てている企業もみられた。

図表 71 化学物質管理に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
化学物質の使用・排出	PRTR 取扱量（連結売上高原単位）削減率
	化学物質総排出量削減率
	化学物質（取扱量原単位）削減率
その他	有害物質の全廃（水銀、カドミウム、六価クロム）
	ベンゼンについて国の定めた目標を踏まえた自主管理目標取扱量維持（トン/年）

<生物多様性>

- 生物多様性については、定性的な目標は多くみられたが、数値目標の設定は 158 社中 8 社であった。
- 項目としては、植樹本数や保護活動の支援件数、森林認証の取得率、環境教育の実施率などが設定されていた。

図表 72 生物多様性に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
生物多様性に配慮した活動	自生種の植栽本数生物多様性指数（独自指標）
	NGO の自然保護活動支援数
	生物多様性の従業員教育の実施率
	自然保護活動参加従業員数
森林認証	森林認証カバー率
（参考） 整理対象外とした定性的な 目標例	水源の森づくり活動など環境保全活動の推進、里山保全活動の調査および NPO/NGO や行政との協働、ガイドラインを制定し生態系への負荷を抑制する取組みを実施、等

<その他>

- その他、環境に配慮した製品等の販売や開発、環境教育の実施、独自の算定式による総合的な指標等を設定している企業がみられた。

図表 73 その他の数値目標例

項目分類	数値目標例
環境に配慮した製品	環境貢献製品売上高の連結売上高比率
	環境配慮設計の 100%実施継続
	環境貢献製品の認定数
	取扱商品に占める環境貢献商品比率
環境教育	国内事業所における環境 e ラーニング受講率
	環境ボランティア活動の参加者率
その他	総合環境効率（独自指標）

(4) 中長期的な数値目標の設定項目に関する業種別の傾向

中長期的な数値目標の設定項目について、本調査でみられた業種別の設定状況を以下に示す。

- 建設業（調査数：8社、中長期的な数値目標あり：8社）

CO2 排出量削減の中長期目標として、省エネ住宅など環境配慮型建築物の展開等により、建築物（製品）の運用時における CO2 排出量の削減率を設定している企業が 8社中 6社でみられた（建設部門における運用時 CO2 排出量削減率、新規住宅のライフサイクルにおける CO2 排出量削減率、環境配慮型建材の取扱件数等）。また、こうした建築物からの CO2 排出量に加えて、施工時における CO2 排出量の削減を 3社が合わせて設定していた。

また、事業活動に伴う廃棄物の削減やリサイクルに関する項目（最終処分率、建築副産物総量原単位（kg/m²）、廃棄物発生量原単位（対生産量）、生産・施工・アフターメンテナンス・リフォーム時のゼロエミッションの継続、リサイクル率等）、生物多様性に関連する項目（経営管理山林の森林認証カバー率、独自の生態系配慮指数、植樹本数等）の設定なども複数の企業でみられた。

- 食料品・飲料製造業（調査数：6社、中長期的な数値目標あり：5社）

事業活動に伴うCO₂排出量の削減に関する項目について、中長期的な数値目標のある5社全てが設定しており、具体的には、排出量削減率が5社、排出量原単位（対生産量）削減率が2社であった。

また、事業活動に伴う廃棄物のリサイクル率・再資源化率を3社が設定していた。

そのほかの項目については、水使用量や排水量の削減率、水源涵養林の拡大（ha）の設定が1社ずつのみであった。

- 繊維工業（調査数：4社、中長期的な数値目標あり：3社）

中長期的な数値目標のある3社全てにおいて、CO₂排出量の削減率、廃棄物の処分率、リサイクル率が設定されていた。特に、廃棄物の削減に関する項目としては、処分率やリサイクル率のほかに、ゼロエミッションの達成や廃棄物の排出量を3社が設定するなど、複数の項目について目標が設定されていた。また、大気への排出に関する項目を2社が設定していた。

- パルプ・紙製造業（調査数：5社、中長期的な数値目標あり：3社）

事業活動に伴うCO₂排出量の削減に関する項目として、CO₂排出量の削減率を2社、事業活動に伴う廃棄物の削減に関する項目を3社が設定していた。

そのほかの項目については、エネルギー使用量、森林認証取得が1社ずつのみであった。

- 医薬品製造業（調査数：4社、中長期的な数値目標あり：4社）

事業活動に伴うCO₂排出量削減率を今回調査した4社全てが設定していた。一方で、事業活動に伴う最終処分量の設定が2社あるものの、水使用量や大気への排出が1社とわずかであった。

- 化学工業（調査数：10社、中長期的な数値目標あり：8社）

事業活動に伴うCO₂排出量の削減に関する項目について、中長期的な数値目標のある8社全てが設定しており、その内訳は、CO₂排出量削減率が4社、排出量原単位削減率（対換算生産量、対売上高）が5社であった。またCO₂排出量の削減率に関して、独自の算定式による総合的な指標の設定が3社でみられた。そのほか、事業活動に伴

う廃棄物の削減に関する項目を5社が設定していた（廃棄物埋立削減率、廃棄物削減率、ゼロエミッションの達成等）。

- 石油製造業（調査数：5社、中長期的な数値目標あり：4社）

事業活動に伴うエネルギー消費原単位削減率を4社が設定していた。また、ゼロエミッションに関する項目を3社が設定していた。

そのほかの項目については、事業活動に伴うCO₂排出量削減率、廃棄物削減率、最終処分量の発生量、グリーン調達率がそれぞれ1社ずつであった。

- ゴム・窯業・土石製品製造業（調査数：9社、中長期的な数値目標あり：9社）

事業活動に伴うCO₂排出量の削減に関する項目を9社中8社が設定していた。その内訳は、CO₂排出量削減率が7社、排出量原単位削減率（対売上高等）が5社、CO₂平均排出量が1社であった。

また、事業活動に伴う廃棄物発生量原単位（対生産高、対売上高等）が4社、グリーン調達に関する項目が2社であった。

- 鉄鋼・非鉄製品金属製造業（調査数：10社、中長期的な数値目標あり：10社）

事業活動に伴うCO₂排出量の削減に関する項目として、CO₂排出量削減率を10社中8社が設定していた。特に鉄鋼業界では業界目標があり、各企業は業界目標を企業の目標として設定していた。また、合わせて輸送等によるCO₂排出量原単位削減率についても3社が設定していた。

このほか、事業活動に伴うエネルギー使用量（エネルギー使用量原単位削減率等）を6社、事業活動に伴う廃棄物等の排出量（排出量原単位削減率や副産物最終小処分量の削減率等）を5社、ゼロエミッションの達成（全拠点での達成や達成率）を4社が設定していた。

また、大気へのVOC排出量削減率を3社、水使用量原単位削減率（対売上高）を2社、環境に配慮した製品の売上高率を2社が設定するなど、複数の企業が目標を設定している項目は多岐に渡っていた。

- 生産用器具製造業（調査数：8社、中長期的な数値目標あり：8社）

事業活動に伴うCO₂排出量の削減に関する項目を8社中7社が設定しており、その内訳は、CO₂排出量削減率が4社、排出量原単位削減率が5社であった。また、製品によるCO₂排出量の削減に関する項目を3社が設定していた。

そのほか、廃棄物発生量原単位削減率（対生産高）、水使用量原単位削減率（対生産高）、PRTR対象物質の排出移動量削減率がそれぞれ2社であった。

- 電気機械器具製造業（調査数：26社、中長期的な数値目標あり：15社）

事業活動に伴う CO2 排出量の削減に関する項目を中長期的な数値目標が 1 項目以上ある 15 社全てが設定していた。その内訳は、排出量削減率が 12 社、排出量原単位削減利率（対生産高、対売上高等）が 5 社、排出量・削減量が 3 社であった。また、製品等からの CO2 排出量の削減に関する項目を 4 社が設定していた。さらに、輸送等による CO2 排出量の削減に関する項目を 7 社が設定していた。

このほか、事業活動に伴う廃棄物等の排出量を 8 社、環境に配慮した製品等の販売（販売比率、売上高比率等）を 5 社、水使用量を 4 社が設定していた。

- 精密機械器具製造業（調査数：10 社、中長期的な数値目標あり：7 社）

事業活動に伴う CO2 排出量削減率を 6 社が設定していた。また、新規投入資源量の削減に関する項目を 3 社、資源投入量における再生資源の割合を 2 社が設定していた。

そのほかの項目については、一部の企業を除いて、数値目標の設定はわずかであった。

- 輸送用機械製造業（調査数：13 社、中長期的な数値目標あり：8 社）

事業活動に伴う CO2 排出量の削減に関する項目を 8 社が設定しており、その内訳は排出量原単位削減率、排出量削減率が各 4 社であった。また、合わせて輸送等による CO2 排出量削減率を 2 社が設定していた。

また、車の燃費改善やハイブリッド車の導入など、環境に配慮した製品等の販売や開発に関する項目をそれぞれ 3 社が設定していた。

そのほか、事業活動に伴う廃棄物やエネルギー使用量の削減に関する項目を 2 社が設定していた。

- 電気・ガス供給業（調査数：5 社、中長期的な数値目標あり：5 社）

事業活動に伴う CO2 排出量の削減に関する項目を 5 社中 4 社が設定していた。

また、SO_x、NO_x 排出量原単位（対発電電力量）、PCB の全廃、産業廃棄物のリサイクル率、火力発電の熱効率に関する項目をそれぞれ 2 社が設定していた。

- 運輸業（調査数：6 社、中長期的な数値目標あり：3 社）

事業活動に伴う CO2 排出量の削減に関する項目を 6 社中 3 社が設定していた。そのほかの項目については、輸送の燃料消費量効率の設定が 1 社あるのみであった。

- 商社・小売業（調査数：7 社、中長期的な数値目標あり：3 社）

中期的な数値目標の設定は少なく、複数の企業が設定している項目はみられなかった。

- 金融・保険・不動産業（調査数：5 社、中長期的な数値目標あり：5 社）

事業活動に伴う CO2 排出量の削減に関する項目を 5 社全てが設定しており、その内訳は、排出量・削減量が 1 社、排出量削減率が 3 社、排出量原単位削減率が 2 社であった。

- 情報通信・サービス（調査数：4 社、中長期的な数値目標あり：1 社）
中期的な数値目標の設定は 1 社のみであった。

- 木材・家具製造業（調査数：5 社、中長期的な数値目標あり：5 社）
事業活動に伴う CO2 排出量の削減に関する項目を 4 社が設定しており、その内訳は、排出量削減率が 3 社、排出量原単位削減率が 2 社であった。また、合わせて輸送等による CO2 排出量の削減（積載率向上による CO2 排出量削減率、物流における CO2 排出量原単位削減率）を 2 社が設定していた。
また、事業活動に伴う廃棄物の排出量に関する項目、PRTR 対象物質の移動量がそれぞれ 3 社であった。
そのほか、グリーン調達に関する項目を 2 社が設定していた。

- 印刷業（調査数：4 社、中長期的な数値目標あり：4 社）
事業活動に伴う CO2 排出量の削減に関する項目を 4 社が設定しており、その内訳は、排出量削減率が 3 社、排出量原単位削減率が 1 社であった。
また、VOC の大気への排出量削減率が 2 社、事業活動に伴う廃棄物の最終埋立量が 2 社であった。

- その他（調査数：4 社、中長期的な数値目標あり：1 社）
中期的な数値目標の設定は 1 社のみであった。

(5) 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況

調査対象とした企業 158 社の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況表を以下に示す。
 (順不動)

図表 74 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況（1/7）

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	建設業								食料品・飲料製造業					繊維工業				パルプ・紙製造業						
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	K社	L社	M社	N社	O社	P社	Q社	R社	S社	T社	U社	V社	W社	
気候変動	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																								
	〃 排出量削減率(基準年比)	○	○	○			○	○	○																
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)																								
	輸送等によるCO2排出量・削減量																								
	〃 排出量削減率(基準年比)					○								○											
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)																○								
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量									○						○									
	〃 排出量削減率(基準年比)	○			○		○			○		○	○	○	○	○	○	○		○					
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)		○		○					○	○						○	○					○		
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)									○															
資源循環・廃棄物削減	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量															○									
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)				○	○										○	○								
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																								
	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																								
	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)		○	○						○						○	○			○	○				
	〃 廃棄物のリサイクル率・再資源化率					○				○	○		○			○	○	○		○				○	
	〃 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)		○													○	○	○				○		○	
その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																									
エネルギー	製品・サービス等におけるエネルギー削減量							○																	
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																								
	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)															○					○				
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																								
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																								
資源投入	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																								
	資源投入量における再生資源の割合																					○			
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等				○																				
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)				○																	○			
水資源利用	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)								○							○									
	その他(水源涵養林保全)															○									
水・大気汚染	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)								○																
	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)															○	○								
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)	○																							
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位															○	○	○							
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																								
生物多様性	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)					○																○			
	森林認証(カバー率・取得件数)				○																○				
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)			○																					
その他	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)				○																				
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数		○	○												○									
	環境教育実施件数・受講率																								
	その他(独自算定式による総合的な指標、ボランティア参加数等)						○															○			

図表 74 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況（2/7）

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	医薬品製造業				化学工業										石油製造業				
		X社	Y社	Z社	AA社	AB社	AC社	AD社	AE社	AF社	AG社	AH社	AH社	AJ社	AK社	AL社	AM社	AN社	AO社	AP社
気候変動	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																			
	〃 排出量削減率(基準年比)																			
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)																			
	輸送等によるCO2排出量・削減量																			
	〃 排出量削減率(基準年比)																			
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)																			
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量																			
	〃 排出量削減率(基準年比)	○	○	○	○	○		○					○	○					○	
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)									○	○		○	○	○				○	
その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)		○						○					○	○						
資源循環・廃棄物削減	事業エリア内での循環的利用型の物質・水利用量・資源量																			
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)							○			○							○	○	○
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																			
	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)							○												
	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)							○				○	○		○				○	
	〃 廃棄物のリサイクル率・再資源化率																		○	
	〃 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)	○	○			○				○									○	
その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)													○							
エネルギー	製品・サービス等におけるエネルギー削減量																			
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																	○	○	
	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																	○	○	○
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																			
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																		○	
資源投入	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																			
	資源投入量における再生資源の割合																			
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等																		○	
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)																			○
水資源利用	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)	○												○						
	その他(水源涵養林保全)																			
水・大気汚染	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)																			
	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)	○																	○	
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																			
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位																		○	
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																			
生物多様性	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																		○	
	森林認証(カバー率・取得件数)																			
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)	○																	○	
その他	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)																		○	○
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数																		○	
	環境教育実施件数・受講率																		○	
	その他(独自算定式による総合的な指標、ボランティア参加数等)																		○	

図表 74 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況（3/7）

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	ゴム・窯業・土石製品製造業								鉄鋼・非鉄金属製品製造業								生産用器具製造業										
		AO社	AR社	AS社	AT社	AU社	AV社	AW社	AX社	AY社	AZ社	BA社	BB社	BC社	BD社	BE社	BF社	BG社	BH社	BI社	BJ社	BK社	BL社	BM社	BN社	BO社	BP社	BQ社
気候変動	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																											
	” 排出量削減率(基準年比)																											
	” 排出量原単位削減率(基準年比)																											
	輸送等によるCO2排出量・削減量																											
	” 排出量削減率(基準年比)	○							○																			
	” 排出量原単位削減率(基準年比)														○				○	○		○						
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量		○																									
	” 排出量削減率(基準年比)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
” 排出量原単位削減率(基準年比)	○	○			○	○	○	○					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)					○																							
資源循環・廃棄物削減	事業エリア内での循環的利用型の物質・水利用量・資源量																											
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)	○													○	○	○	○										
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																											
	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																		○	○							○	
	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)	○							○	○				○									○	○				
	” 廃棄物のリサイクル率・再資源化率																										○	
	” 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)													○										○				
その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																												
エネルギー	製品・サービス等におけるエネルギー削減量							○																				
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																				○							
	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)	○						○					○	○	○	○	○	○										
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																											
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																											
資源投入	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																											
	資源投入量における再生資源の割合									○																		
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等									○																		
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)																											
水資源利用	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)	○							○										○	○		○	○					
	その他(水源涵養林保全)																											
水・大気汚染	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)																				○							
	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)	○																			○	○	○			○		
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																											
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位	○							○													○	○					
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																				○							
生物多様性	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																											
	森林認証(カバー率・取得件数)																											
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																											
その他	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)					○														○	○						○	
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数				○																						○	
	環境教育実施件数・受講率																										○	
	その他(独自算定式による総合的な指標、ボランティア参加数等)	○							○																		○	

図表 74 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況（4/7）

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	電気機械器具製造業																								
		BR社	BS社	BT社	BU社	BV社	BW社	BX社	BY社	BZ社	CA社	CB社	CC社	CD社	CE社	CF社	CG社	CH社	CI社	CK社	CL社	CM社	CN社	CO社	CP社	CQ社
気候変動	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量							○		○																○
	“ 排出量削減率(基準年比)																			○						○
	“ 排出量原単位削減率(基準年比)																									
	輸送等によるCO2排出量・削減量													○												
	“ 排出量削減率(基準年比)					○	○								○											
	“ 排出量原単位削減率(基準年比)							○															○			○
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量		○					○	○												○	○	○	○	○	○
	“ 排出量削減率(基準年比)							○	○						○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
“ 排出量原単位削減率(基準年比)								○						○							○				○	
その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)																				○						
資源循環・廃棄物削減	事業エリア内での循環的利用型の物質・水利用量・資源量																									
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)													○							○				○	
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量							○																		
	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																									
	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減率・原単位・削減率)						○	○	○			○									○				○	
	“ 廃棄物のリサイクル率・再資源化率						○	○			○								○							
	“ 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)								○																	
その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																										
エネルギー	製品・サービス等におけるエネルギー削減量						○	○																		
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)												○													
	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)						○																			
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																							○		
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																									
資源投入	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)							○																		
	資源投入量における再生資源の割合							○	○																	
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等																				○				○	
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)																									
水資源利用	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)						○	○			○														○	
	その他(水源涵養林保全)																									
水・大気汚染	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)							○																		
	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)							○					○												○	
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																									
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位							○										○							○	
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																									
生物多様性	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																									
	森林認証(カバー率・取得件数)																									
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																									
その他	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)						○	○	○	○															○	
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数							○				○											○			
	環境教育実施件数・受講率								○																	
	その他(独自算出式による総合的指標、ボランティア参加数等)								○												○					

図表 74 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況（5/7）

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	精密機械器具製造業										輸送用機械製造業												
		CR社	CS社	CT社	CU社	CV社	CW社	CX社	CY社	CZ社	DA社	DB社	DC社	DD社	DE社	DF社	DG社	DH社	DI社	DJ社	DK社	DL社	DM社	DN社
気候変動	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																							
	〃 排出量削減率(基準年比)																							
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)																							
	輸送等によるCO2排出量・削減量																							
	〃 排出量削減率(基準年比)																							
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)																							
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量																							
	〃 排出量削減率(基準年比)																							
	〃 排出量原単位削減率(基準年比)																							
その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)																								
資源循環・廃棄物削減	事業エリア内での循環的利用型の物質・水利用量・資源量																							
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)																							
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																							
	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																							
	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減率・原単位・削減率)																							
	〃 廃棄物のリサイクル率・再資源化率																							
	〃 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)																							
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																							
エネルギー	製品・サービス等におけるエネルギー削減量																							
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																							
	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																							
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																							
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																							
資源投入	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																							
	資源投入量における再生資源の割合																							
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等																							
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)																							
水資源利用	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)																							
	その他(水源涵養林保全)																							
水・大気汚染	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)																							
	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)																							
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																							
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位																							
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																							
生物多様性	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																							
	森林認証(カバー率・取得件数)																							
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																							
その他	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)																							
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数																							
	環境教育実施件数・受講率																							
	その他(独自算出式による総合的な指標、ボランティア参加数等)																							

図表 74 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況（6/7）

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	電気・ガス供給業					運輸業					商社・小売業					金融・保険・不動産業								
		DO社	DP社	DG社	DR社	DS社	DT社	DU社	DV社	DW社	DX社	DY社	DZ社	EA社	EB社	EC社	ED社	EE社	EF社	EG社	EH社	EI社	EJ社	E社	
気候変動	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量	○																							
	" 排出量削減率(基準年比)					○																			
	" 排出量原単位削減率(基準年比)																								
	輸送等によるCO2排出量・削減量																								
	" 排出量削減率(基準年比)																								
	" 排出量原単位削減率(基準年比)																								
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量																		○		○				
	" 排出量削減率(基準年比)			○				○		○										○	○	○			
	" 排出量原単位削減率(基準年比)	○			○	○			○														○	○	
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)		○										○												
資源循環・廃棄物削減	事業エリア内での循環的利用型の物質・水利用量・資源量																								
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)																								
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																								
	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																								
	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減率・原単位・削減率)												○											○	
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率	○				○																		○	
	" 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)				○																				
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)	○																							
エネルギー	製品・サービス等におけるエネルギー削減量																								
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)									○															
	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)		○	○												○								○	
	再生可能エネルギー使用量(使用量・利用率)																								
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																								
資源投入	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																								
	資源投入量における再生資源の割合																								
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等																								
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)																							○	
水資源利用	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)				○																			○	
	その他(水源涵養林保全)																								
水・大気汚染	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)																								
	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)	○	○																						
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																								
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位																								
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)	○	○																						
生物多様性	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																								
	森林認証(カバー率・取得件数)																								
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																								
その他	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)																							○	
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数																								
	環境教育実施件数・受講率																								
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)	○			○																				

図表 74 各企業の中長期的な環境目標（数値目標）の設定状況（7/7）

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	情報通信・サービス				木材・家具製造業					印刷業				その他			
		EL社	EM社	EN社	EO社	EP社	EQ社	ER社	ES社	ET社	EU社	EV社	EW社	EX社	EY社	EZ社	FA社	FB社
気候変動	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																	
	” 排出量削減率(基準年比)																	
	” 排出量原単位削減率(基準年比)																	
	輸送等によるCO2排出量・削減量																	
	” 排出量削減率(基準年比)							○	○									
	” 排出量原単位削減率(基準年比)								○									
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量																	
	” 排出量削減率(基準年比)	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
	” 排出量原単位削減率(基準年比)						○		○	○	○							
その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)						○												
資源循環・廃棄物削減	事業エリア内での循環的利用型の物質・水利用量・資源量																	
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)	○						○			○							
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																	
	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)							○										
	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)						○	○		○	○							
	” 廃棄物のリサイクル率・再資源化率							○			○							
	” 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)	○					○					○	○					
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																	
エネルギー	製品・サービス等におけるエネルギー削減量																	
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)						○				○							
	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)							○										
	再生可能エネルギー使用量(使用量・利用率)																	
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																	
資源投入	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)	○																
	資源投入量における再生資源の割合						○											
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等						○	○			○							
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)	○																
水資源利用	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)						○											
	その他(水源涵養林保全)																	
水・大気汚染	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)										○							
	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)										○	○						
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)							○			○							
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位						○	○	○				○					
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)									○								
生物多様性	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																	
	森林認証(カバー率・取得件数)																	
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																	
その他	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)							○			○							
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数									○								
	環境教育実施件数・受講率																	
	その他(独自算定式による総合的な指標、ボランティア参加数等)																	

(6) グリーン経済に関する主要国・国際機関の指標と企業の指標の違い

なお、企業の環境パフォーマンス指標と国等の指標について比較するため、国内及びOECD等を中心とした主要国・国際機関の国家目標としてのグリーン経済に関する指標との違い比較したところ、再生可能エネルギー利用、資源の循環的利用、温室効果ガス排出、環境負荷削減型商品の販売などについては企業の環境指標と国の環境指標の方向に一致する傾向が見られた。また総エネルギー・物質・水資源投入量や、廃棄物・大気汚染物質排出量、生物多様性保全と生物資源の持続的利用などについては、国の指標としては設定されているものの、企業の指標としては設定されていない場合が多いことが示された。これらから、国の指標として設定されている目標を達成するためには、企業に広く国の指標の周知を進める必要があることが示された。

図表 75 グリーン経済に関する主要国・国際機関の指標と企業の指標の違い

カテゴリ	主な指標	Environmental Indicator (EEA)	Green growth indicators (OECD)	Sustainable Manufacturing Toolkit (OECD)	Environmental Key Performance Indicators (UK)	第4次環境基本計画 総合的環境指標	第3次循環計画 取組指標 (作成中)
資源・エネルギーの投入状況	総エネルギー投入量又はエネルギー効率	●	●	●	●	●	
	エネルギー消費のうち再生可能エネルギーの割合	○	○	○	○		
	総物質投入量又は資源生産性					○	
	水資源投入量又は総排水量	○	○	○			
資源等の循環的利用の状況	●	●	●	●	●	●	
生産物・環境負荷の産出・排出等の状況	資源の循環的利用量又は率	○	○	○	○	○	○
	温室効果ガス排出量(総量)	●	●	●	●	●	●
	温室効果ガス排出量(原単位)	○	○	○	○	○	
	化学物質排出量・移動量	○				○	
	廃棄物等総排出量	○	○			○	○
	廃棄物最終処分量						○
	大気汚染物質(窒素化合物、粒子状物質等)の排出量	○			○	○	
	水質汚濁負荷量又は排出濃度	○			○	○	
グリーン購入実施額又は率					○	○	
環境負荷低減型製品等の販売額又は率		○	○	○			
生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	●	●			●		

補章5. 環境報告（要約版）フォーマット（案）と協力企業

● 環境報告（要約版）フォーマット（案）

平成**年**月期 環境報告（要約版）

会社名: ○○
 経営責任者名: ○○
 作成日: ○○
 問合せ先: ○○
 会社 URL 又は住所: ○○

当社の平成**年**月期における主な環境配慮の状況は、以下のとおりです。

I. 基本的事項

対象組織の範囲 ^(注1)	<input type="checkbox"/> 連結	<input type="checkbox"/> 単体及び主要な子会社	<input type="checkbox"/> 単体
捕捉率 ^(注2)			(%)
範囲の変更の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
対象期間 ^(注3)	平成**年**月**日～平成**年**月**日		
期間の変更の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	

(注1) 主要な子会社名及び範囲の方針 ()

(注2) 捕捉率の算定基準 ()

(注3) 財務期間との差異 ()

II. 経営責任者の緒言や方針に関する事項

1. 経営責任者の緒言

目標・取組の明言(コミットメント)等

2. 環境配慮の方針

III. 重要な環境課題や戦略に関する事項

該当するものを■にしてください

1. 重要な環境課題

<input type="checkbox"/> 気候変動	<input type="checkbox"/> 資源循環	<input type="checkbox"/> 生物多様性	<input type="checkbox"/> 廃棄物削減	<input type="checkbox"/> 水・大気汚染
<input type="checkbox"/> エネルギー	<input type="checkbox"/> 水資源利用	<input type="checkbox"/> 天然資源投入	<input type="checkbox"/> 化学物質管理	<input type="checkbox"/> その他 ^(注4)

^(注4) その他の内容 ()

2. 背景情報

(1) 収益獲得機会に関する背景情報

重要な課題に関する背景情報

(2) ビジネスリスクに関する背景情報

3. ビジョン及び戦略

重要な課題に対する中長期ビジョンと戦略

IV. 重要な環境課題に関する当年度の対応状況

重要な環境課題				
当年度における計画及び取組状況	単位	単位	単位	
環境負荷量(総量)	計画 ()	実績 ()	<input type="checkbox"/> 第三者審査	中期目標 ^(注5) ()
環境負荷量(原単位)	計画 ()	実績 ()	<input type="checkbox"/> 第三者審査	中期目標 ^(注5) ()
財務影響等				
結果の分析・評価及び次年度における取組				

^(注5) 中期目標の年度 ()

※上記フォームを繰り返し使用。

V. 組織体制及びガバナンスの状況

1. 環境経営の組織体制等

最高責任者、委員会等の役割、委員会の構成人員など

2. 環境に関する規制等への遵守状況

違反の有無及びその対策

VI. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況

CSR 調達を含む。要求内容、実施割合など

1. グリーン調達の取組状況

2. 製品・商品・サービス等による環境負荷低減

新規に開発した環境配慮型製品等の概要など

VII. その他の事項

(以下については、環境報告書等を参照することも可能です。ただし、環境報告を作成していない場合や当年度に新たな事象の発生や変更があった場合には、該当する事項を記載して下さい。)

1. 組織体制及びガバナンスの状況

(1) 環境監査及び環境教育

実施概要等

(2) 災害事故等への対応状況

推定される災害の程度と
その対応状況

2. ステークホルダーへの対応状況

要請・期待の内容とそれ
らへの対応状況

3. 社会的取組の状況

紛争鉱物、人権、労働等への対応
が記載されている参照 URL 等

4. 後発事象

決算日後の事象の有無
及び概要

【補足情報】

(以下において、記載をしない項目は削除してください。斜体文字は記載例です。)

(環境負荷量の時系列一覧)

KPI 等	○年度	○年度	○年度	備考
温室効果ガス排出量 (総量)	()	()	()	* 1
温室効果ガス排出量 (原単位)	()	()	()	* 2
	()	()	()	* 3

主要なパフォーマンス指標(KPI)及び KPI と関連する環境負荷量の直近 3 年分

(数値情報に関する補足情報)

- * 1 算定方法(算定式、係数等)
- * 2 算定方法(算定式、係数等)
- * 3 ライフサイクルにおける活動別環境負荷量

活動区分	温室効果ガス排出量
原料調達	
生産	
使用	

上記に関わる算定方法(算定式、係数等)、報告セグメント別の環境負荷量、ライフサイクルにおける活動別環境負荷量など

(法令等により国に報告した環境負荷量)

会社名	温室効果ガス排出量	備考
A社		* 1
B社		

法令により国に報告した環境負荷量のうち、重要な課題に関するものなど

※算定基準(算定式、係数等)が「数値情報に関する補足情報」と相違する場合 (その内容)

- * 1 根拠法令等(温対法)
- * 2 算定方法(算定式、係数等)

(組織体制等)



組織体制等の全体像や他の組織体制との関係が分かる図

(環境配慮製品の研究開発等)



環境配慮型製品の研究開発等の具体的なイメージ

(環境報告書の関連ページ一覧表)

環境報告書等の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> 予定あり ^{注4}	<input type="checkbox"/> なし
-----------	-----------------------------	---	-----------------------------

(注4) 環境報告書等の策定予定年月 (年 月)

環境報告書等の名称(、URL)

環境報告(要約版)の記載項目	該当 ページ	環境報告(要約版)の記載項目	該当 ページ
I. 基本的事項		V. 組織体制及びガバナンスの状況	
II. 経営責任者の緒言や方針に関する事項		1. 環境経営の組織体制等	
1. 経営責任者の緒言		2. 環境に関する規制等への遵守状況	
2. 環境配慮の方針		VI. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	
III. 重要な環境課題や戦略に関する事項		1. グリーン調達の実施状況	
1. 重要な環境課題		2. 製品・商品・サービス等による環境負荷低減	
2. 背景情報		VII. その他の事項	
3. ビジョン及び戦略		1. 組織体制及びガバナンスの状況	
IV. 重要な環境課題に関する当年度の対応状況		(1) 環境監査及び環境教育	
1. 重要な環境課題(気候変動)		(2) 災害事故等への対応状況	
2. 重要な環境課題()		2. ステークホルダーへの対応状況	
3. 重要な環境課題()		4. 後発事象	

● 環境報告(要約版)(フォーマット案) 記載要領

○ 表題等

記載事項	記載上の留意事項	備考
作成日	この環境報告(要約版)を作成した日付を記載してください。	P47
問合せ先	担当部署及び担当部署の責任者名を記載してください。	
会社URL又は住所	貴社のホームページのURLを記載してください。なお、URLがない場合には、住所をご記入ください。	

備考…環境報告ガイドライン 2012 年版における関連事項の開始ページです。適宜ご参照ください。
(以下、同じ)

○ 共通する留意事項

1. 記述情報のほかに、関連する図や表を貼り付けることも可能です。ただし、環境報告書のページ全体をそのまま添付することはできません。なお、ファイル容量は5MB 未満としてください。
2. 記載された情報を、利用者が加工して分析等に利用することを想定しています。そのため、重要な情報について、コピー不可となる形式での保存は避けるようにしてください。
3. フォーマットに記載された項目名称を、修正しないようにしてください。
4. 環境報告(要約版)であるため、重要な情報をできるだけ簡潔に記載するよう努めてください。(目安は15 頁程度です。全体として20 頁を超えないように作成してください。)
5. 記載事項で記載する事項がない場合には、「-」を記載してください。
6. この環境報告(要約版)の詳細情報として、各記載項目に関する環境報告書(CSR 報告書等を含む)の該当ページを記載したい場合には、巻末の【補足情報】に「環境報告書の関連ページ一覧表」にて記載してください。(社会的取組の状況を除く)

○ フォーマットへの記載に関する事項

I 基本的事項

記載事項	記載上の留意事項	備考
対象組織の範囲	環境報告の対象とした組織の範囲(対象範囲)について、該当する口を■にしてください。なお、対象範囲が【単体及び主要な子会社】、【単体】の場合には、【主要な子会社名及び範囲の方針】を欄の下に注記してください。	P43
捕捉率	対象範囲が【単体及び主要な子会社】、【単体】の場合に、報告対象組織の事業全体(連結)に占める環境負荷等の割合(「捕捉率」)を記載してく	

	ださい。ただし、報告対象組織に係わる経営指標等(売上高など)で捕捉率を計算して開示することもできます。なお、【捕捉率の算定基準】を欄の下に注記してください。	
範囲の変更の有無	対象範囲の変更の有無について、該当する口を■にしてください。	
対象期間	対象期間について、記載してください。なお、財務期間との相違がある場合には、【財務期間との差異】の内容を欄の下に注記してください。	
期間の変更の有無	期間の変更の有無について、該当する口を■にしてください。	

II. 経営責任者の緒言や方針に関する事項

記載事項	記載上の留意事項	備考
経営責任者の緒言	経営責任者による環境取組や目標への考え方(コミットメント)について、その概要を記載してください。	P49
環境配慮の方針	環境配慮の取組を行うにあたって制定した環境配慮の方針について、その概要を記載してください。	P61

III. 重要な環境課題や戦略に関する事項

記載事項	記載上の留意事項	備考
重要な環境課題	個別の環境課題のうち、経営上、重要な課題に該当するものについて、該当する口を■にしてください。なお、【その他】がある場合には、その内容を欄の下に注記してください。	P62
背景情報 (1) 収益獲得機会に関する背景情報 (2) ビジネスリスクに関する背景情報	重要な課題として特定した際に勘案した背景を、収益獲得機会とビジネスリスクに区分して記載してください。なお、重要な課題の特定の際には、以下の事項を総合的に勘案する必要があると考えられるため、勘案した内容が分かるように記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務的影響(収益獲得機会とリスク)及びその想定期間 ✓ 法規制等による影響及び政策と方向性 ✓ 同業種における共有課題や同業他社の対応状況 ✓ ステークホルダーからの要請や社会的な関心 ✓ 自然災害・事故などによる物理的影響 	
ビジョン及び戦略	重要な環境課題を踏まえて策定されたビジョンや戦略について、その概要を記載してください。	

※重要な環境課題は、3~5件程度を想定しています。

※気候変動(温室効果ガス)に関しては、業種共通の重要な環境課題と考えられますので、原則として重要な環境課題として記載してください。

IV. 重要な環境課題に関する当年度の対応状況

記載事項	記載上の留意事項	備考
重要な環境課題	「Ⅲ. 重要な環境課題」にて明記した課題から、該当する課題を記載してください。	—
当年度における計画及び取組状況	重要な環境課題への報告対象期間(当年度)における計画及び取組状況について、その概要を記載してください。	P54
環境負荷量(総量)	重要な環境課題に関連する環境負荷量(総量)について、以下を記載してください。	
計画	当年度の計画値について、記載してください。なお、環境負荷量(総量)に関する指標(削減割合など)を記載することも可能です。	
実績	当年度の計画に対応する実績値について、記載してください。	
第三者審査	実績値について、第三者審査を受けている場合には、□を■にしてください。	
中期目標	中期的な目標値について、記載してください。なお、中期目標について、その目標年度を欄の下に注記してください。	
環境負荷量(原単位)	重要な環境課題に関連する環境負荷量(原単位)について、以下を記載してください。	
計画	当年度の計画値について、記載してください。なお、環境負荷量(原単位)に関する指標(削減割合など)を記載することも可能です。	
実績	当年度の計画に対応する実績値について、記載してください。	
第三者審査	実績値について、第三者審査を受けている場合には、□を■にしてください。	
中期目標	中期的な目標値について、記載してください。なお、中期目標について、その目標年度を欄の下に注記してください。	
財務影響等	重要な環境課題に関連する財務影響について、具体的な財務数値(計画又は実績)や将来見込み(チャンスやリスク)等の説明を用いて、その概要を記載してください。	
結果の分析・評価及び次年度における取組	当年度における結果の分析・評価の概要や次年度における主な取組の概要について、記載してください。	

※重要な環境課題は、3～5件程度を想定しています。適宜、枠を追加して記載してください。

※環境負荷量は、主要なパフォーマンス指標(KPI)及び KPI と関連する環境負荷量を記載してください。なお、後述の【補足情報】においても、KPI 及び KPI と関連する環境負荷量(総量)の直近 3 年分を「環境負荷量の時系列一覧」に記載するようにしてください。

※温室効果ガスに関する環境負荷量は、基本的に総量を記載するとともに、必要に応じて原単位情報も記載してください。

※環境負荷量の()内には、単位を記載してください。

※算定方法(算定式、係数等)、報告セグメント別の環境負荷量などは【補足情報】に記載してください。

V. 組織体制及びガバナンスの状況

記載事項	記載上の留意事項	備考
環境経営の組織体制等	環境経営の組織体制・ガバナンスについて、最高責任者、委員会等の役割、委員会の構成人員(外部・女性比率など)、役員報酬との関連、環境マネジメントシステムの構築など、その概要を記載してください。なお、組織体制等の全体像や他の組織体制との関係を、【補足情報】にて図示してください。	P64
環境に関する規制等への遵守状況	環境に関する規制等の遵守状況について、違反の有無及びその対策などの概要を記載してください。	P68

※役員報酬との関連は、環境配慮の取組が役員報酬にどのように関連するか等について記載してください。

VI. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況

記載事項	記載上の留意事項	備考
グリーン調達の実施状況	グリーン調達やCSR調達等について、重要な課題に関連する要求内容や実施割合などの概要を記載してください。	P75
製品・商品・サービス等による環境負荷低減	新規に開発した環境配慮型製品等について、その概要を記載してください。なお、後述の【補足情報】に、ライフサイクルにおける活動別の環境負荷量や各製品等の具体的内容を記載・図示することもできます。	P76

VII. その他の事項

(以下については、環境報告書等を参照することも可能です。ただし、環境報告を作成していない場合や当年度に新たな事象の発生や変更があった場合には、該当する事項を記載して下さい。)

記載事項	記載上の留意事項	備考
組織体制及びガバナンスの状況 (1) 環境監査及び環境教育 (2) 災害事故等への対応状況	「V. 組織体制及びガバナンスの状況」の記載していない、下記事項について、記載してください。 (1) 環境監査及び環境教育について、その実施概要を記載してください。 (2) 災害事故等への対応状況について、推定される災害の程度とその対応状況などを記載してください。	P64
ステークホルダーへの対応状況	各ステークホルダーからの要請・期待の内容とそれらへの対応状況(経営へのフィードバックなど)について、その概要を記載してください。	P70
社会的取組の状況	紛争鉱物、人権、労働等への対応について、記載されている箇所(参照URL)を記載してください。なお、HPでの開示がない場合には、その概要を簡潔に記載してください。	P118
後発事象	報告対象期間の終了後に発生した事象(後発事象)で、環境経営に重要な影響を及ぼす事象について、該当の有無、該当がある場合にはその概要について記載してください。	P121

【補足情報】

記載事項	記載上の留意事項	備考
環境負荷量の時系列一覧 (必須)	利用者が経営における環境配慮の取組を理解するために、主要なパフォーマンス指標(KPI)及びKPIと関連する環境負荷量の直近3年分を記載してください。	P52

※KPIについては、原則として備考にKPIと明記してください。

※算定方法などの数値情報に関する補足情報は、備考に*(番号)を付し、関連付けて【数値情報に関する補足情報】に記載してください。

※環境負荷量の()内には、単位を記載してください。

記載事項	記載上の留意事項	備考
数値情報に関する補足情報 (必須)	上記に関わる算定方法(算定式、係数等)、報告セグメント別の環境負荷量、ライフサイクルにおける活動別環境負荷量などの補足情報を記載してください。	P57

記載事項	記載上の留意事項	備考
組織体制等 (必須)	組織体制等の全体像や他の組織体制との関係が分かる図を記載してください。	P64

記載事項	記載上の留意事項	備考
法令等により国に報告した環境負荷量 (任意)	法令により国に報告した環境負荷量のうち、重要な課題に関するもので特に記載が必要と判断される情報を記載してください。なお、算定基準(算定式、係数等)が「数値情報に関する補足情報」と相違する場合には、その内容を欄の下に注記してください。	P85

※温室効果ガス算定・報告・公表制度にて報告した温室効果ガス排出量については、基本的に記載してください。

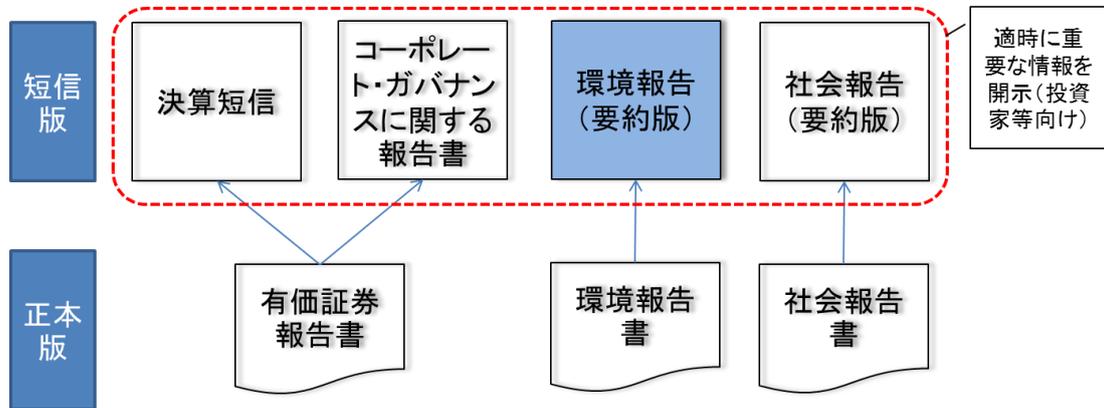
記載事項	記載上の留意事項	備考
環境配慮製品の研究開発等 (任意)	新規に開発した環境配慮型製品等の概要、取引先との協働取組などを記載してください。	P78

記載事項	記載上の留意事項	備考
環境報告書等の有無 (必須)	当該年度の環境報告書等の作成の有無について、該当する口を■にしてください。なお、環境報告書等にはCSR報告書など含まれます。	—
環境報告URL (必須)	貴社のホームページにある環境報告(CSR報告書等を含む)のURLを記載してください。なお、URLがない場合は、記載は不要です。	—
環境報告書の関連ページ一覧表 (任意)	環境報告(要約版)の詳細情報として、各記載項目に関する環境報告書(CSR報告書等を含む)の該当ページを記載する場合には、環境報告書の関連するページ一覧表等を記載してください。	—

(参考)

利用イメージ

* 例えば、上場会社であれば、以下のように環境報告(要約版)フォーマットを利用し、企業のIRを行うことが想定されます。なお、社会報告(要約版)は、各企業において作成する必要があります。

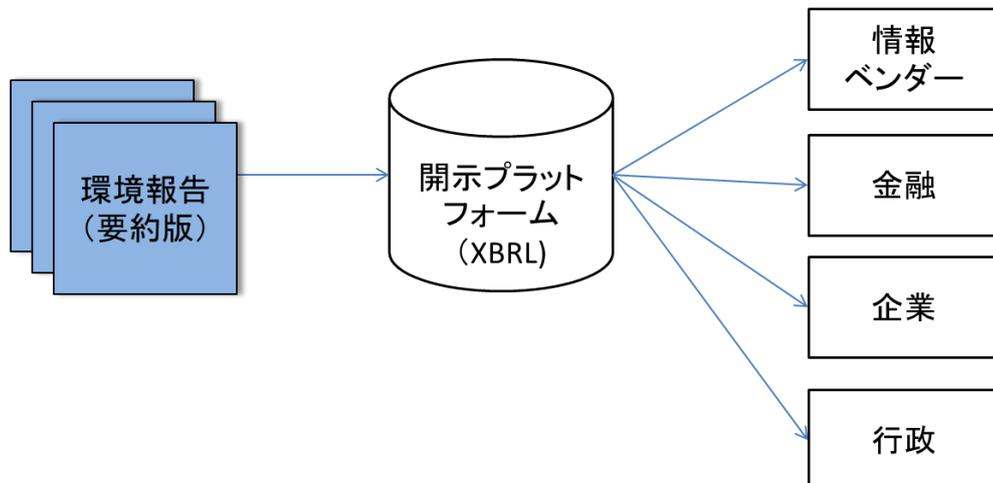


☆環境報告(要約版)を多くの企業が作成することにより、以下のようなメリットが期待されます。

- 投資家・金融機関等による情報利用がなされ、環境側面の評価が促される。
- グリーン調達などの企業間取引にも、情報利用が促される。
- 環境報告書を作成していない事業者も、環境報告の導入に踏み切りやすい。
- フォーマットの利用により、定性及び定量情報が関連付けられた開示が行われる。
- 共通の開示プラットフォームができることで、複数相手への質問対応が軽減できる。
- ICTの活用により、情報の質及び情報の利便性の向上される。
- 企業の環境報告に関する課題(後述)が、一部解決される。

環境報告(要約版)の将来像(イメージ)

多くの企業が環境報告(要約版)により開示プラットフォームに情報提供しており、様々な経済主体が目的に応じて環境情報を利用できる環境が整備されている。その結果、環境経営を積極的に行う企業が便益を享受できるグリーン経済システムが構築されている。



● 環境報告(要約版)の試行的作成に関する協力企業の募集について

平成 25 年 1 月 8 日に「環境報告(要約版)の試行的作成に関する協力企業の募集について」を公表し、協力企業を募集した。協力した頂いた企業名は以下のとおりである。

2月25日現在 19社

味の素株式会社	イオン株式会社
NEC アクセステクニカ株式会社	川崎汽船株式会社
京阪電気鉄道株式会社	サラヤ株式会社
三洋化成工業株式会社	スズクホールディングス株式会社
住友電気工業株式会社	全日本空輸株式会社
大和ハウス工業株式会社	株式会社竹中工務店
東京応化工業株式会社	株式会社東芝
東邦ホールディングス株式会社	日本興亜損害保険株式会社
日本合成化学工業株式会社	富士重工業株式会社
富士通株式会社	

なお、協力企業へのアンケート結果をまとめると以下の通りである。

評価できる点

- ・ 報告する内容を整理する事ができ過不足に気づきやすく、他社との比較が容易となる。
- ・ 重要な環境課題や戦略に関する事項においては、各企業の環境と事業戦略との関係性を比較する上で有効である。
- ・ 要求され数値が代表的なものに絞られているため、記載し易かった。
- ・ 参加企業が増加する事で、環境マネジメントについて同一業態業種などでの比較が容易となる。
- ・ 投資家や金融機関等、特定の利用者が活用しやすいフォーマットである。
- ・ アピールしたい点を重点的に記載できる。
- ・ 吹き出し等で記載内容の解説があり、分かりやすい。

フォーマットへの記載について困った点

- ・ 重要な環境課題のすべてをこのフォーマット案にはめ込む事は難しく、可能なものみを記載した結果、活動の一部しか評価されないという危惧がある。
- ・ 自社のサステナビリティ報告書と要約版との整理方法が一致しておらず、要約版作成のための作業が発生する。
- ・ 環境報告書とターゲットとする読者が違うため、内容に差分が発生すると伴に作業も発生する。

その他（要望等）

- ・ 環境指標自体が多様であり、各社が自社の現状にあわせて工夫した報告書から読み取らなければ正確な内容の把握は困難である。
- ・ 企業・業種によって集計方法の異なる環境データを一律のフォーマットにして単純比較されても困る。
- ・ 民間個社情報であるので、開示情報の利用方法に付いてはルール化が必要。
- ・ 詳細情報は WEB で公開されていることが多いため、それに誘導し易くして欲しい。
- ・ 記載事例があった方が、分かりやすい。
- ・ 報告書の対象となる連結企業は大変多いため、全社からデータをとるのは困難である。

● 環境情報開示に係る委員及び有識者のコメント

環境報告（要約版）フォーマットの設計にあたっては、検討委員会の委員、有識者、評価機関、金融機関、認証機関、投資会社等へのご意見を伺い、フォーマット（案）として作成した。以下に代表的なご意見をまとめる。

1. 検討委員会委員からの意見

- ・ 財務報告のmatterでもある。実体としては、一番ニーズが高いので、日本の国益に適うと思われる。
- ・ 中小企業には環境情報開示が広まっていない。環境情報開示を通じて、企業の環境配慮の姿勢を促進することも目的。
- ・ 中小企業には難しい。開示企業を増やすことと、情報の質を高めることと切り分けて考えるべき。
- ・ 山の高さを上げつつ、下も上げることが必要。山の上の方の企業は、様々な財務上の記載を行い、投資家向けに作成してもらいたい。
- ・ 非常に良くできている。欠けているのは、経営者のコミット、企業戦略と環境目標との関係。
- ・ 投資家が読み手であれば、投資家が必要とするエッセンスとなっていることが必要。
- ・ 投資家サイドのニーズとしては、事業別リスクの有無もみたい。
- ・ 投資家には役立つかもしれないが、内容を面白くするためには、環境報告書に記載する内容を決めない方がよい。

2. ヒアリングした有識者等からの意見

<ヒアリング先>

日本政策投資銀行	環境・CSR部 課長 大井 孝光 様、副調査役 野澤 昌史 様
大和総研	調査本部 主席研究員 河口真理子 様 調査本部 主任研究員 小黒由貴子 様
ラッセル・インベストメント	代表執行役員 兼 副会長 加藤 正純 様 ポートフォリオ・マネージャー 箱崎 真紀子 様
グッドバンカー	代表取締役社長 筑紫みずえ 様 執行役員 調査部長 是枝 満久 様 顧問 福島 哲郎 様
SRI アナリスト	荻嶋 真理 様

既存の開示プラットフォームの利用

- ・ ただ IT 化し集めるだけなのであれば有用でない。誰も使わない。
- ・ 投資家が利用する既存のプラットフォームに追加してもらう形が有効。

重要な開示項目に関する簡易フォーマットによる開示

- 何を目的に、誰向けに、どこに載せるのか、明白にすべき。
- 背景情報などに経営者の指針が見えれば投資情報としては有用。
- フォーマットの評価手法も開発すべき。
- 企業にとっては開示のインセンティブが必要。競合に有利になってしまうような情報の開示については留意が必要。
- なくてもいいような項目は不要。例えば KPI を 3 つ選択してもらい、その業務との関連、取組、メリット、方向と過去数年の推移を示してもらえばいい。
- 重要なのはリスクと成長性にかかる場所。ただし成長性にかかる場所は記入が難しい。
- 中小企業にはより詳しい項目を聞いたほうが親切。また海外子会社など連結先の情報も取得する必要がある。
- 企業にとっては簡単なフォーマットでも情報収集に相応の負担がかかることに留意。
- 製造業はデータを持っているが、サービス業はデータをあまり収集していない傾向に注意。

補章 6. 利用したアンケート等の調査概要

環境省委託 環境金融の取り組みに関するアンケート	
調査対象（調査票送付対象）	金融庁のホームページに記載されている預金取り扱い等金融機関の環境・CSR担当部署（ただし系統銀行、外国銀行などは除く）
調査標本数（有効回答数）	309社（発送600社、回収率51.5%）
調査期間	平成21年12月5日～12月28日

環境省 平成22年度「環境にやさしい企業行動調査」	
調査対象（調査票送付対象）	①東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業 2,384社 ②従業員500人以上の非上場企業及び事業所 4,293社 合計：6,677社
調査標本数（有効回答数）	①上場企業：1,034社 {回収率：43.4%、(21年度47.3%)} ②非上場企業：1,889社 {回収率：44.0%、(21年度44.2%)} 合計：2,923社 {回収率：43.8%、(21年度45.3%)}
調査期間	平成23年9月15日（木）～10月31日（月）

環境省 環境経営等に関する意識調査	
調査対象（調査票送付対象）	①一般企業：日経500種銘柄(2011.10時点)より金融除く447社 ②金融機関等：全国銀行協会会員行（準会員は外資系除く）124行、証券会社50社、保険業監査法人・税理士法人(大手のみ)等の計207社
調査標本数（有効回答数）	①一般企業：221社（有効回収率 49.4%） ②金融機関等：48社（有効回収率 23.1%）
調査期間	平成23年10月14日（金）～11月25日（金）

環境省 グリーンマーケットプラス研究会消費者アンケート調査	
調査内容	市場の更なるグリーン化に向けた今後の施策の強化・充実の方向性（案）として掲げる次の4つの項目について、消費者の意識や現状の取組実態、施策の受容度などを調査し、その妥当性を検証することを目的とする。1次調査・2次調査（1次調査回答者から絞り込み）を行った。
調査対象（調査票送付対象）	全国の20歳以上70歳未満の男女。
調査標本数（有効回答数）	1次調査：有効回答 20,574 サンプル／2次調査：1次調査の有効回答から 6,226 サンプル
調査期間	1次調査：平成23年5月27日（金）～30日（月）／2次調査：平成23年6月24日（金）～27日（月）

(社)日本経済団体連合会 CSR（企業の社会的責任）に関するアンケート調査	
調査対象（調査票送付対象）	日本経団連企業会員 1,297 社
調査標本数（有効回答数）	437 社（回答率：33.7%）
調査期間	平成21年5月～7月

年金シニアプラン総合研究機構 一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について	
調査内容	年金に関係する様々な関係者の意向として、年金基金にとって最も重要な関係者（ステークホルダー）である加入者（日本は国民皆年金）にあることから、20歳～59歳の一般国民の意向を調査した。
調査対象（調査票送付対象）	国民皆年金の下で年金加入年齢にある20歳から59歳までの国民を対象
調査標本数（有効回答数）	4,678（うち男性2,370、女性2,308）
調査期間	平成24年3月

(社)西日本プラスチック製品工業協会 環境に配慮した経営と情報発信に関するアンケート調査	
調査対象(調査票送付対象)	(社)西日本プラスチック製品工業協会会員
調査標本数(有効回答数)	回答数 : 130 社
調査期間	2010 年 11 月

環境経営学会、カーボンマネジメント推進委員会 21 世紀金融行動原則の署名機関中小企業の環境経営促進に関するアンケート調査	
調査対象(調査票送付対象)	21 世紀金融行動原則の全署名 183 機関 (発送当時)
調査標本数(有効回答数)	郵送発送、メール・ファックス回収 64 機関 (回収率 35%)
調査期間	平成 24 年 11 月

NTT グループ/環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート	
調査内容	一般消費者に対する環境・社会報告書に関する読者の意識調査
調査対象(調査票送付対象)	環境 goo 登録会員及び goo リサーチモニター
調査標本数(有効回答数)	41,519 人(環境 goo 会員 7,423 人、goo リサーチモニター 34,096 人)
調査期間	平成 24 年 10 月 17 日～10 月 31 日

㈡日本証券アナリスト協会／企業価値分析における ESG 要因	
調査内容	日本証券アナリスト協会の検定会員を対象とした ESG 要因に関するアンケート、実際の ESG スコアと企業業績との関連性分析、及び CSP 情報を用いる場合の課題、改善方法及び証券アナリストがサステナブルな企業価値を分析していくための課題と対策について議論。 本調査では「企業価値分析における ESG 要因の認知度アンケート」を実施。
調査対象（調査票送付対象）	日本証券アナリスト協会検定会員のうちメールアドレス登録済の検定会員
調査標本数（有効回答数）	: 599 名（企業評価を業務とする人は 236 人/39.4%）
調査期間	平成 21 年 10 月 28 日～平成 21 年 11 月 9 日